

5. 山梨県富士工業技術センター

(1) 試験研究課題

山梨県富士工業技術センターにおいては、繊維産業及び機械電子産業に関連する研究を実施している。

① 試験研究課題の評価への意見に対する対応の公表について（意見）

山梨県富士工業技術センターでは、年に2回実施される課題評価の結果を、センターのホームページ上に公表している。公表されている内容は、課題評価の対象となった試験研究課題のほか、評価の結果及び課題評価委員会からの意見等となっている。

＜課題評価の内容については、「11. その他の意見、参考資料、(2) 試験研究課題の評価について（参考資料）」を参照＞

評価の結果のみしか公表されていない試験研究機関もあるなかで、課題評価委員会から寄せられた意見についても公表している山梨県富士工業技術センターの取組は、試験研究課題に関する県民への説明責任の観点において、非常に望ましいものであると考えられる。

しかしながら、山梨県富士工業技術センターの研究テーマが地元企業の技術高度化や新製品開発に密接に関わっていること、地元企業の代表者も課題評価委員を務めていることなどを考慮すると、事前評価、中間評価で寄せられた意見に対する各研究員の対応は、地元企業をはじめとする県民からの関心は高いものと思われる。

今後は、特に事前評価、中間評価で寄せられた意見に対して、各研究員がどのように対応したかについて公表することによって、県民に対する説明責任を今まで以上に果たしていくことが望まれる。

(2) 会計

① 受託研究及び生産物に関する原価計算について（意見）

現在、受託研究に関しては、「工業技術センター中小企業課題対応受託研究費積算書」において人件費、消耗品費、原材料費、設備費、旅費等の一部の直接費のみを集計しているだけで、精緻な原価計算は行われていないといえる。また、生産物についてはどの原材料を使ったのかの把握がなされておらず、当然に原価計算も行われていない。

効率的に受託研究を行うためにも、適正な原価計算を行い、コスト管理を行うべきである。

また、生産物については山梨県財務規則に以下のように規定されている。

生産物の売却価格を決定するに当たっては、原価が重要な情報である。したがって、この面からも生産物について原価計算を行うことは重要である。

山梨県財務規則

第148条(生産物の報告)

物品を生産又は製造(加工を含む。)したときは、生産物報告調書(第91号様式)により

物品出納員等へ引渡さなければならない。

第165条 第148条に規定する生産物は、売却するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、使用に供することができる。

- 一 試験、研究、調査等に使用する場合
- 二 見本として使用する場合
- 三 種子、肥料又は飼料として使用する場合
- 四 動物として飼育する場合
- 五 前各号に準じ必要と認めた場合

2 生産物を売却するときは、生産物売却調書(第百七号様式)によらなければならない。

(3) 契約

① 委託契約の履行確認について（指摘事項）

山梨県富士工業技術センターでは清掃の委託を行っているが、当該清掃委託に関して、成果報告書あるいは業務日誌等の作成は行われておらず、履行確認はセンター職員による目視によるとのことであり、履行確認としては不十分である。成果報告書または業務日誌等を作成し、業務が適正に行われたかをチェックすべきである。

また、当該清掃委託業務は毎週2回定期的に年間を通じて委託している契約であることから、長期継続契約の締結も検討し、委託料の低減を図るとともに毎年見積書をとるといったような事務作業の軽減をはかることも必要と思われる。

(4) 物品・固定資産管理

① 現金の管理について

i. 釣り銭用現金について（指摘事項）

機械使用料を現金にて納付する場合の利用者の利便性を考慮し、釣り銭用現金を金庫内に常備しているが、当該釣り銭用の現金は担当リーダー個人のものである。代々、引き継ぎで同様に経理担当リーダーが立て替える形をとってきたとのことである。現在のこのような状況は正常な姿ではなく、個人の現金を釣り銭用において置くべきではない。山梨県財務規則では下記の通り、つり銭用に収入金のうちから必要な現金を留めて置く規定があることから、当該現金の留め置き制度を利用すべきである。

山梨県財務規則

第45条の2

会計管理者等及び現金収納員は、現金を収納する場合において、つり銭又は両替金を

準備する必要があるときは、前条第1項の規定にかかわらず、かい長の定める金額の範囲内において、払い込むべき収入金のうちから必要な現金を留めて置くことができる。

ii. 現金出納簿について（指摘事項）

現在現金出納簿を作成しているが、収入と支出が記録されるだけであり、先の釣り銭用現金を控除する等の一定の計算をしなければ現金の残高が把握できない状況となっている。現金の残高をすぐに把握できるようにすることは現金の管理上必要なことであり、現金残高が常に把握できるような現金出納簿を作成すべきである。

② 図書の管理について（指摘事項）

現在、相当数の図書やJIS規格、見本帖を保有しており、JIS規格や見本帖は一般も申請すれば閲覧できるようになっている。しかしながら、見本帖のデジタルアーカイブ化は徐々に薦めてはいるが、図書に関してはどの本が何冊あるかは把握していない。また、図書受払簿も消耗品受払簿も作成されていない。2009年度も2009年度繊維ハンドブック、非破壊試験技術総論等の図書が購入されているように、毎年ある程度の雑誌以外の図書および見本帖を購入している。また以下の見本帖については、備品原簿の登載価額が誤っていた。

見本帖	正しい金額	備品原簿登載額
ALLBERTO&ROY 1998 (6冊)	378,000円	2,268,000円
ALLBERTO&ROY 1999 (6冊)	378,000円	2,268,000円
ELEGANCE・1999/SS	34,650円	69,300円
ELEGANCE・1999/AW	34,650円	69,300円
ALLBERTO&ROY 1999	380,070円	2,317,500円
ALLBERTO&ROY・01-SILK	386,250円	2,317,500円
ALLBERTO&ROY・W-SILK	386,250円	2,317,500円

この誤りは、本来6冊378,000として登載すべきものを、それぞれが378,000と登載してしまったために生じたものである。

現時点では甲斐絹以外の見本帖は外部の利用はほとんどないとのことである。利用したいといった場合職員立会のもとで利用させているのみで、利用統計等も作成されていない。有用な見本があるにも関わらず、現時点ではほとんど稼働しておらず、せっかくの資源が有効に活用できていない。データベース化する等利用しやすくして活用すべきである。

山梨県では財務規則第139条により、物品を①備品、②消耗品、③原材料品、④動物、⑤生産物、⑥占有物品に区分しており、図書に限定すれば、①備品、②消耗品に分けられ、以下の規定が置かれている。

山梨県財務規則運用通知第 139 条関係

5. 図書及び情報記録媒体について

- (1) 年誌、年鑑等は消耗品扱いとする。
- (2) 全集、シリーズもの、分冊本等は消耗品扱いとし、一セット揃ったときに備品に区分換えする。
- (3) 図書館等で閲覧又は貸出しの用に供する図書（雑誌、小冊子の類は除く。）及び情報記録媒体並びに資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書は備品扱いとする。

また、物品取扱者等の備える帳簿として財務規則第 243 条に以下の規定を置いている。

山梨県財務規則

第 243 条

物品取扱者又は物品取扱補助者は必要に応じ、次に掲げる帳簿を備えて、所要の事項を登載しなければならない。

- (1) 図書受払簿（第 165 号様式）
- (2) 消耗品受払簿（第 166 号様式）

上記の図書受払簿の登載範囲としては、図書の全てが対象となるものの、備品については備品原簿へ登載するため、図書受払簿への登載は必要ない。したがって消耗品の図書については、図書受払簿に登載するか、あるいは消耗品受払簿に登載しなければならない。しかし、消耗品に分類される図書のうち以下のものについては帳簿への登載を省略することができる。

第 246 条

次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。

- (1) 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等

したがって、雑誌以外の図書および備品原簿に登載されない見本帖については、図書受払簿を作成するか、消耗品受払簿に登載すべきである。

③ スロープの資産計上について（指摘事項）

平成 22 年 3 月 10 日に 798,000 円で玄関破損箇所の修繕と合わせて、スロープを設置している。当該設置工事は玄関の修繕費として処理されている。当該スロープは元来なかったものであり、公有財産上資産計上すべきである

④ 備品の管理について（指摘事項）

備品の管理に関して以下の問題点が発見された。

- i. 備品シールが貼付されていなかったものが次の通りあった。

備品の棚卸しを適切に行うためには備品シールを貼付することが必要である。

したがって、備品シールが貼付されていないものについては備品シールを貼付すべきである。

物品番号	品名・規格品質	取得年月日	取得事由	取得価額 (評価額)	使用場所
4001963	応接用机	不明	購入	不明	試験棟
04002126	作業台・木製	不明	受入	0円	開放試験室（三次元）
04002095	作業台・木製	不明	受入	0円	機織第二試験室
04002096	作業台・木製	不明	受入	0円	機織第二試験室
04002128	作業台・木製	不明	受入	0円	染色試験室
04002129	作業台・木製	不明	受入	0円	コンピュータ室
04002144	作業台・スチール	不明	受入	0円	工作室

- ii. 備品原簿に記載されていないが、現物があつたものが次の通りあつた。
備品の管理上、備品原簿に登載して管理を行うべきである。

メーカー	理由
NEC	PC-98RX システムの本体は廃棄したもののコントロール用のPC98は企業からの貸与要請もあるため保管
Epson	386GE システムの本体は廃棄したもののコントロール用のPC98は企業からの貸与要請もあるため保管
岩崎通信	アナログオシロスコープ

- iii. 国の助成で制作した備品について取得原価が登載されていないものが次の通りあつた。

原価計算を行う等適切な取得価額を把握して、備品原簿あるいは主要備品原簿に登載すべきである。

物品番号	品名・規格品質	取得年月日	取得事由	ヒアリングによるおよその所得価額
4002029	チーズ用ビボン金型	H16.4.1	受入	1,500,000円程度
4002093	塩縮加工システム・伸縮チーズ式加工装置、乾燥装置	H16.4.1	受入	13,000,000円程度
4002094	伸縮チーズワインダー装置	H16.4.1	受入	3,500,000円程度

(5) その他

① 試験分析手数料及び設備使用料の算出について（意見）

山梨県富士工業技術センターでは、「山梨県工業技術センター諸収入条例」に基づき、使用料及び手数料（以下、「使用料等」という。）を徴収し、試験分析や設備の使用許可を行っている。当該使用料等のうち、試験分析に係る手数料は、山梨県収入証紙条例に基づき、収入証紙により納められ、設備の使用料は窓口の現金収入、若しくは納入告知書により納められている。

使用料等については、「山梨県工業技術センター諸収入条例」において定められた金額に基づき徴収されている。当該金額は、試験に要するコストを回収できるよう、基本的に以下の計算式に基づき積算されている。

手数料＝J＋K＋L＋M＋N＋P＋消費税等相当額

各定数の定義は以下のとおりである。

J＝所要時間あたりの県職員全体の平均給与；（人件費）

K＝（取得価格－残存価格）／（耐用年数×稼働日数×8時間）；（1時間当たり減価償却費）

L, M, N＝電気代、ガス代、水道代

P＝消耗品費

上記計算式に基づき計算された使用料等は、たとえば直近で機器購入されたスナッグ試験手数料では、900円とされている。主な内訳は、人件費が約680円、減価償却費が約180円、消費税が約40円である。

人件費については、人件費単価68円/分、見積所要時間10分で計算されており、減価償却費については、取得価格2,079,000円、耐用年数5年、稼働日数258日で計算されている。

なお、一度計算された使用料等は、物価上昇等を勘案し、見直しがされる場合があるが、最近では改訂されていないとのことである。

まず、時間当たり減価償却費であるが、現在、税法上の法定耐用年数の期間、フル稼働した場合を前提に計算されている。しかしながら、平成22年4月1日から8月31日までの間にスナッグ試験は3件の実績しか発生していない。これは、他の試験機器も同様の状況である。

フル稼働が想定されないこと、その一方で、通常、センターの試験機器が法定耐用年数以上の期間にわたり利用されていることを考慮すると、機器の総利用時間を見積もったうえで時間当たり減価償却費を計算することが望まれる。

また、人件費が10分相当分しか積算されていないにも関わらず、減価償却費が1時間相当分積算されており、当該矛盾も解消する必要があると考える。なお、スナッグ試験に要する時間は、試験前の前処理等を含めると実質的に10分程度であるとのことである。

なお、インターネットの検索機能を用いて、他の都道府県立試験研究機関におけるスナッグ試験に係る手数料を検索した結果は下表のとおりである。山梨県富士工業技術センターのスナッグ試験に係る手数料が飛びぬけて安いというわけではないが、近

隣県の手数料と比較しながら定期的に手数料を見直すことも望まれる。

＜スナッグ試験手数料＞

試験研究機関	手数料
新潟県工業技術総合研究所	3,470 円
東京都立産業技術研究所	1,800 円
大阪府立産業技術総合研究所	1,100 円
三河繊維技術センター	1,000 円

(出典：インターネットにおいて監査人調査)

② 収入証紙の消印の確認について（意見）

試験分析に係る使用料等は、山梨県収入証紙条例に基づき、収入証紙によって納められている。

試験依頼を行う企業は、収入証紙を裏に貼付した「依頼書」をセンターに提出する。「依頼書」は、センターの研究員から総務に回付され、総務において収入証紙の消印が行われる。また、消印と同時に、収入証紙の金額（テスト件数）の財務システムへの入力が行われる。消印後、「依頼書」の表紙の写しが研究員に戻され、試験結果を企業に提出するための決裁の際の添付資料として保管される。

財務システムに入力された収入証紙に関する情報は、「収入証紙消印実績調」として出力され、消印された収入証紙の金額等と一致しているかどうか定例監査の対象となっている。

消印された収入証紙の金額に関する財務システムへの入力の正確性については、センター内の内部チェックや、定例監査によって担保されていると言える。

しかしながら、収入証紙に関しては、回付された収入証紙について、総務であえて消印せず、流用してしまうという不正も考えられる。

この点について、繊維部では、独自に集計した毎月の試験実施件数と、財務システム上に登録されたテスト件数との整合性を確認している。しかしながら、機械電子部においては同様の手続は実施されていない。

機械電子部の現在の手続は、収入証紙の流用という不正の余地を残すものである。早急に改善することが望まれる。

なお、担当者より、今後は「依頼書」の表紙の写しを総務から研究員に戻す際に、消印済の収入証紙を確認できる裏面の写しも併せて戻すことを徹底する旨のコメントを得ている。

③ 運営協議会の開催回数について（意見）

山梨県富士工業技術センターでは、「山梨県富士工業技術センター運営協議会要綱」に基づき、山梨県の繊維関連、機械電子関連の組合理事長等から構成される運営協議会を開催することになっている。運営協議会で協議される事項は、山梨県富士工業技術センターの前年度業務報告、当年度業務計画、その他の課題提案等である。

「山梨県富士工業技術センター運営協議会要綱」第6条第1項において、運営協議会は毎年2回以上開催されることとなっている。

しかしながら、平成19年度は年に2回開催されているものの、平成20年度及び平成21年度は年に1回しか開催されていない。

年に1回しか開催されていない理由は、協議会委員が15名近くの地元企業の社長等から構成されていることから、日程調整が困難であるためとのことである。しかしながら、要綱に年に2回以上開催と定められている以上、現状は明らかな規定違反の状況にある。

今後は、規定に従い年に2回以上開催するか、あるいは、実態に合わせ、年に1回開催すれば足りる規定に改正することが望まれる。

6. 水産技術センター

(1) 試験研究課題

① 試験研究課題の選定について（指摘事項）

水産技術センターにおいて、試験研究課題（研究テーマ）の決定に関する規程等は制定されていない。国等の委託事業や総合理工学研究機構との共同研究テーマ（下表のNo. 3, 5, 7, 11）については、11月頃の予算要求時に議論されているが、その他のテーマについては経常予算の範囲内で、毎年度当初4月のスタッフ会議において、試験研究等計画書により、研究テーマが決定される。

平成21年4月のスタッフ会議で示された試験研究課題は下表のとおりである。しかし、課題の選定結果が明らかにされていない。

No.	試験研究等計画書における課題名
1	良質なアユ種苗生産を目指して一山梨県アユ種苗特性評価試験（新規）
2	バイテク魚の養殖特性に関する研究（継続）
3	自然公園内における湖沼の水質の向上に関する研究（総理研共同研究）（継続）
4	ヒメマスの子質改善に関する研究（新規）
5	ビブリオ病・せっそう病・連鎖球菌症不活化ワクチン試験（継続）
6	富士川水系在来イワナ飼育試験（継続）
7	カワウのモニタリングおよび食害軽減に向けた対策の実施（継続）
8	アユの生息場所、生息密度、底質、河川環境（新規）
9	ワカサギ初期給餌試験（継続）
10	人工湖の水産利用に関する調査－XIX ～琴川ダム貯水池湛水 2 年後の環境と魚類相～（継続）
11	溪流資源増大技術開発事業（水産庁委託事業）（継続）
12	魚類に優しい取水堰（新規）
13	ホトケドジョウの他魚種による捕食の影響の検討（新規）
14	ホトケドジョウの繁殖状況調査（新規）
15	山梨県内における希少淡水魚の生息調査と系統保存（継続）

（出典：平成 21 年 4 月実施のスタッフ会議資料）

県の試験研究機関としての試験研究は、県の施策の推進にあたって有用な研究であることが求められる。したがって、試験研究課題の決定に当たっては、その選定結果および選定理由を明らかにしておく必要がある。

具体的には、課題として採用するか不採用か等の対応結果とその理由を明らかにしておく必要がある。そのためには、選定基準や対応の類型等をあらかじめ定めておくことが望ましい。例えば、選定基準としては、県の施策体系での位置付けと整合しているか、県民の要望等を把握しているかなどを踏まえ、課題の必要度や優先度、研究に要する期間や費用対効果を明らかにすることを定めるべきである。対応の類型としては、課題として対応するものや、技術指導や既存のデータ等で対応するものなど複数定めておくべきである。

なお、上記の平成21年4月のスタッフ会議で示された試験研究課題についての選定結

果をヒアリングしたところ、以下の状況であった。

No.	試験研究等計画書における課題名	選定結果と 21 年度研究結果報告状況	
1	良質なアユ種苗生産を目指してー山梨県アユ種苗特性評価試験（新規）	採択	研究報告「同一環境で継代飼育された 2 系統のアユの種苗特性について」
2	バイテク魚の養殖特性に関する研究（継続）	採択	研究報告なし （平成 22 年度研究報告予定）
3	自然公園内における湖沼の水質の向上に関する研究（総理研共同研究）（継続）	採択	研究報告「セキショウモとコイの関係について」
4	ヒメマスの卵質改善に関する研究（新規）	採択	研究報告「電照によるヒメマスの卵質改善について」 研究報告「カテキンによる卵膜軟化症対策について」
5	ビブリオ病・せっそう病・連鎖球菌症不活化ワクチン試験（継続）	採択	6 月の部会にて、研究中止を決定。
6	富士川水系在来イワナ飼育試験（継続）	採択	短報「在来イワナ種苗生産試験Ⅳ」
7	カワウのモニタリングおよび食害軽減に向けた対策の実施（継続）	採択	研究報告「魚類食害軽減のための繁殖抑制によるカワウ個体群管理」
8	アユの生息場所、生息密度、底質、河川環境（新規）	採択	研究報告「アユのマイクロハビタット ～巻きあがる砂礫に注目して～」
9	ワカサギ初期給餌試験（継続）	不採択	技術指導にて対応
10	人工湖の水産利用に関する調査－XIX ～琴川ダム貯水池湛水 2 年後の環境と魚類相～（継続）	採択	研究報告「人工湖の水産利用に関する調査－XVIII ～琴川ダム貯水池における湛水 2 年後の環境と魚類相～」
11	溪流資源増大技術開発事業（水産庁委託事業）（継続）	採択	資料「平成 21 年度溪流資源増大技術開発事業」
12	魚類に優しい取水堰（新規）	採択	6 月に研究中止。22 年度実施中。
13	ホトケドジョウの他魚種による捕食の影響の検討（新規）	不採択	
14	ホトケドジョウの繁殖状況調査（新規）	採択	研究報告「水田地帯におけるホトケドジョウの繁殖生態」
15	山梨県内における希少淡水魚の生息調査と系統保存（継続）	採択	研究報告「山梨県内における希少魚生息状況調査 ～ホトケドジョウ生息状況調査～」

（出典：平成 21 年 4 月実施のスタッフ会議資料をヒアリングに基づき加工）

また、平成 21 年度研究報告に記載されている以下の試験研究課題については、スタッフ会議において議論がなされておらず、選定過程が不明確である。ただし、平成 20 年度のスタッフ会議においては議論がなされていた。

No.	平成 21 年度研究報告における課題名
1	アルビノヒメマスの出現について－Ⅱ

以上のように、課題の採択・不採択のほか、研究の中止なども不明確である。研究の進行管理の観点からも、課題選定の顛末を明らかにしておく必要がある。

② 試験研究課題の事前評価について（指摘事項）

試験研究課題の事前評価について、以下のとおり規定されている（下線は監査人）。

<p>「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」</p> <p>第4条</p> <p>課題評価は試験研究機関で実施する<u>すべての</u>試験・研究課題を対象とする。ただし、国等において評価が実施される試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。</p>
<p>「山梨県水産技術センター評価実施細則」</p> <p>第3条</p> <p>センターの長は、次の資料を課題評価委員会開催前に委員に提出し、書面による評価を依頼する。（以下、略）</p> <p>第4条</p> <p>課題評価の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>一 事前評価 試験・研究開始の<u>前年度</u>の農業関係試験研究推進会議（9月）開催前に実施する。</p>

しかし、水産技術センターでは、試験・研究課題の一部しか評価対象とされていない。また、事前評価の実施時期についても、前年度ではなく、当該年度において実施されている。

県の施策推進上、実施すべき試験研究課題か否かを明らかにするために、全ての試験研究課題について事前評価することが求められている。したがって、「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」に規定されているとおり、全ての試験研究課題について、事前評価を実施すべきである。

また、試験研究の実施にあたっては、少なからず県予算が伴う。事前評価を前年度の9月ごろに実施するのも、試験研究の費用対効果等を把握するためである。したがって、「山梨県水産技術センター評価実施細則」に規定されているとおり、前年度に事前評価を実施すべきである。

なお、先に述べたが、水産技術センターでは、毎年度当初4月のスタッフ会議において、研究テーマが決定される。このように前年度ではなく、当該年度において決定される要因としては、水産技術センターにおける試験研究が、経常経費の範囲内で対応されていることにある。試験研究は、研究テーマごとに予算を見積り、事後的に費用対効果等を検証すべきであるから、予算要求方法についても検討する必要がある。

③ 試験研究課題の事後評価について（指摘事項）

試験研究課題の事後評価について、以下のとおり規定されている（下線は監査人）。

<p>「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」</p> <p>第4条</p> <p>課題評価は試験研究機関で実施する<u>すべての</u>試験・研究課題を対象とする。ただし、国等において評価が実施される試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。</p>
--

しかし、水産技術センターでは、試験・研究課題の一部しか評価対象とされていない。

事後評価は、当初予定していた研究成果が達成されたか否かを検証し、課題や改善方法等について明らかにし、以後の試験研究に活かすために実施される。したがって、「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」に規定されているとおり、すべての試験研究課題について、事後評価を実施し、試験研究の成果をフィードバックさせるべきである。

④ 試験研究課題の追跡評価について（指摘事項）

試験研究課題の事後評価について、以下のとおり規定されている。

<p>「山梨県農政部試験研究機関評価実施要領」</p> <p>第4条</p> <p>課題評価は試験研究機関で実施するすべての試験・研究課題を対象とする。ただし、国等において評価が実施される試験・研究課題は、課題評価の対象から除く。</p>
<p>「山梨県水産技術センター評価実施細則」</p> <p>第4条</p> <p>課題評価の実施時期は、次のとおりとする。</p> <p>四 追跡評価 評価の実施時期は原則として課題終了後3～5年経過時とするが、必要に応じてこの期間は短縮又は延長することとする。</p>

しかし、水産技術センターでは、追跡評価は実施されていない。

追跡評価は、事後評価から一定期間経過後において、成果の普及状況や活用状況について検証し、試験研究の成果を追跡し、フィードバックをより有効に行うものである。したがって、「山梨県水産技術センター評価実施細則」に規定されているとおり、追跡評価を実施すべきである。なお、追跡評価の実施時期については、事後評価時に明らかにしておくことが必要である。

⑤ 県の施策体系上の位置づけについて（意見）

県の施策は、「チャレンジ山梨行動計画」を指針として推進されている。また、農政部においては、「やまなし農業ルネサンス大綱」を策定し、施策を推進しているところである。

その中で、水産の試験研究に関する施策の記述は下記のとおりである。

<p>「チャレンジ山梨行動計画」</p> <p>特に記述なし。</p>
<p>「やまなし農業ルネサンス大綱」</p> <p>3 次代につながる力強い産地づくり</p> <p>(3) 特色ある産地づくりの推進</p>

⑤水産

- 内水面漁業の振興を図るため、淡水魚の増養殖技術の開発や・・・。
- カワウによる放流稚魚等の食害の軽減を図るため、飛来状況調査や食害防止対策を行うとともに、効果的な繁殖抑制及び駆除技術の研究開発を推進します。

「やまなし農業ルネサンス大綱」には、「未来を支える多様な担い手づくり」や「戦略を重視した新たな販売ルートづくり」など、いろいろな施策の方向が示されているが、水産に関するものは、上記のみである。

このように、県の施策の中で、水産技術センターの試験研究機関として担うべき役割について、他の試験研究機関と比較して、明確に位置付けられていない。

また、「農業関係試験研究推進会議設置要領」によると、試験研究推進構想の策定や、試験研究課題の設定に関することなどを、農業関係試験研究推進会議で実施することとしている。水産技術センター所長も農業関係試験研究推進会議の参画メンバーとされているが、事実上、試験研究課題の設定等は、この会議ではなく、水産技術センター内で完結している。

県の施策として、水産に関する試験研究を実施していくのであれば、施策上の位置づけをより明らかにすべきである。

先に述べたとおり、経常経費の範囲内で試験研究課題を選定しているが、施策上の位置づけが不明確であることも一因であると考ええる。

施策の推進主体として水産技術センターが取り組むべき事項を明らかにすることで、試験研究課題の設定および予算の重点化が可能になるとともに、課題評価、研究成果のフィードバック等もメリハリをつけて実施することができるものと考ええる。

(2) 人事制度

① 正規職員の超過勤務時間について

正規職員の超過勤務時間は、勤務状況システムにて管理されている。超過勤務を行う職員は、勤務状況システム上で超過勤務時間について、センター次長に事前・事後承認を受ける必要がある。

各月の超過勤務時間は、勤務状況システム上で職員別に集計され、CSVデータに落とされる。当該CSVデータを人事給与福利厚生システムに取り込むことにより、各職員の超過勤務時間が給与計算の基礎データに反映されることになる。人事給与福利厚生システムに取り込んだ超過勤務時間は、「実績手当登録結果確認票」にて、一覧表の形式で職員ごとの時間を確認することが可能である。

i. 人事給与福利厚生システムへの取込確認について（意見）

水産技術センターでは、超過勤務時間の集計、データダウンロード、人事給与福利厚生システムへの取込を総務担当者が実施している。

勤務状況システムから出力されたCSVデータは容易に改ざんが可能である。また、CSVデータの人事給与福利厚生システムへの取込の過程でエラーが生じる可能性もある。そのため、原則として、人事給与福利厚生システムに取り込まれたデータと、勤務状況システムのデータとの整合性について、取込担当者以外の第三者によるチェックが

必要である。

水産技術センターにおいては、平成22年度は、出力した「実績手当登録結果確認票」を次長に回付し、異常な超過勤務時間がないかどうかについて確認されている。しかしながら、人事給与福利厚生システムに登録された超過勤務時間が、勤務状況システムにて承認された超過勤務時間と整合されているかどうかの確認手続は実施されていない。

また、平成21年度においては、勤務状況システムから出力される「時間外勤務 所属集計確認」は出力回覧されていたが、人事給与福利厚生システムとの整合性の確認がなされている証跡はなかった。

職員の超過勤務時間について、勤務状況システムと人事給与福利厚生システムとの間で乖離が生じていたとしても、乖離の事実を確認できる状況にはない。「実績手当登録結果確認票」が回付されるタイミングで、次長による勤務状況システムとの整合性をチェックする必要がある。

なお、2009年5月及び11月の全職員の超過勤務時間について、「実績手当登録結果確認票」と「時間外勤務 所属集計確認」とを突合したところ、全件整合していることが確かめられた。

ii. 忍野支所職員の超過勤務時間の管理について（意見）

水産技術センターは、甲斐市にある本所だけではなく、忍野村にある忍野支所にも職員が常駐している。

現在、忍野支所の職員の超過勤務時間についても、本所に常駐しているセンター次長が承認を行っている。

超過勤務時間の管理は、職員を直接管理している上長、すなわち、超過勤務の状況を適切に把握することのできる上長が行うのが原則である。しかしながら、本所と忍野支所とは距離的に離れていることもあり、センター次長が忍野支所を訪れるのは年に数回である。

そのため、現在、センター次長が、忍野職員の超過勤務時間を適切に管理することは実質的に不可能であるといえる。すなわち、虚偽の超過勤務時間の報告が行われたとしても、それを看過してしまう可能性が非常に高い状況にある。

忍野支所には支所長が常駐していることから、忍野支所の職員の超過勤務時間については、支所長が管理する体制とすることが望まれる。内規やシステム改修等を理由として、上述の体制が採れない場合には、センター次長が超過勤務時間を承認する際に、都度、支所長に確認する体制とすることとしてもよい。

(3) 会計

① 生産物売却収入（アユ）の売却単価について（意見）

水産技術センターではアユの稚魚を山梨県漁業協同組合連合会、山梨県養殖漁業協同組合等を契約当事者として県内の漁業協同組合等に売却している。その際の売却単価は下記の通り売り払い先の用途（放流用と養殖用）によって異なり、放流用については低額（養殖用の約 60%）で販売している。これは放流の場合歩留まりの割合が養殖用に比べて悪いこと、また放流を行っている漁業協同組合の採算が悪いことによる漁業協同組合の財政補助的な意味合いがあるとのことである。アユの稚魚は放流用と養殖用とでは異なるわけではなく、またその生産コストや市場価格は変わらないことから両者の売却価格を区別する合理性はないもの

と思われる。売却後の漁業協同組合における利用が放流か又は養殖かを正確に追跡することは困難であり、また転売の可能性も全く否定することはできないことから両者の価格は同一とすべきである。県の施策として漁業協同組合を財政的に補助することが必要な場合には、別途の施策によって補助する方が、透明性が高く、県民にも判りやすいものと思料される。

平成 21 年度アユ売り払い価格

時期	放流用①	養殖用②	割合①／②(%)
2～4月	2,100円	3,490円	60.2
5月上旬	1,950円	3,290円	59.3
5月下旬	1,750円	2,910円	60.1
6月以降	1,450円	2,430円	59.7

② 生産物の売り払いの際の伝票について（意見）

水産技術センターでは県内の漁業協同組合等に放流用のための鮎の稚魚を販売している。通常、「売却した物品は、その代金の納付がなければ引き渡してはならない。」（山梨県財務規則第166条）とされているが、生産物はその例外とされ、代金後払いでも引き渡せるものとされている（山梨県財務規則第166条五）。引渡し時に取り交わされる受領書としてセンターでは独自に「売払伝票」を作成し、引渡し時に相手の署名をもらった控えを保管している。この一連の生産物の引渡しのルールについて規定、マニュアル等はないとのことである。

「売払伝票」には連番管理用の整理No.欄があるが現在はその欄は空欄で使用されており、必要であればその雛形、連番管理を含めた引渡しのルールを検討し規定化すべきと考える。

（4）物品・固定資産管理

① 毒薬、劇薬の管理について（指摘事項）

毒薬（シアン化カリウム、フェリシアン化カリウム）については金庫の中に保管されており施錠されていた。ただし鍵は他の鍵と同じ棚につるしてあり（誰でも使用できる状態）、最終使用時残重量の記録があるものの、受払記録はない状態であった。また劇薬（ホルマリン、塩素等）については施錠できる棚ではあったが視察時は一部の棚しか施錠されていなかった。また受払記録もなかった。毒物及び劇物取締法に基づいた取扱い要領を作成し、盗難、紛失、その他の事故の未然防止に努めるべきである。

② 固定資産の管理について（指摘事項）

備品原簿よりサンプリングした物を実査したところ、次のような状況のものがあつた。

	番号	品名	取得日	取得価額	摘要
1	98002041	給餌用機器 (ワムシアルテ ミアカウンタ ー)	平成 11 年 3 月 30 日	7,980,000 円	平成 16 年頃故障し現在まで不使 用（使用見込みも無し）。机とモ ニター部品については取り外し て忍野支所で使用していたとの こと。
2	72300146	万能投影機 ニコン 6 C	昭和 47 年 10 月 7 日	357,000 円	平成 15 年に故障のため代替機を 7 月 11 日に購入。以降稼動無。
3	77300047	クリオスタット (IWASHIYA K SAWADA)	昭和 53 年 3 月 7 日	860,000 円	使用可能なるも、空調設備充実 の関係で不用となり少なくとも 10 年以上稼動無。

上記は一部サンプリングしたものの中にあつたものであり、センターでは毎期
実地棚卸を行い全件調査した後、山梨県財務規則に基づき下記の通り処理すべき
である。

<p>山梨県財務規則 第164条（不用品の処分） 使用の必要のない物品又は破損した物品で、保管転換又は修繕により活 用の方法を見出すことができないものがあるときは、不用の決定をしな ければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、不用品売却調書(第百五号様式)によ り売却しなければならない。ただし、売却することが不利又は不適當であると認めた もの及び売却することができないものは、物品棄却調書(第百六号様式)により棄却 しなければならない。</p>
--

③ 生産業務（アユ、ニジマス）における受払管理について（意見）

水産技術センターではアユの稚魚、ニジマスの稚魚・発眼卵等を生産物として
売り払いの対象としている。アユやニジマスについて生産業務の管理のために給
餌台帳、アユの選別台帳等を設け、また池別、系統別の在庫表を作成している。

しかし、これら在庫ベースでの管理は行われているが、生産物として生産物出納簿に登載されたもの以外の受払管理は行われていない。この生産物として認識されるのは山梨県「物品管理・調達事務ガイドブック 第9章5. 生産物 (3) 生産物として引き渡す時期の基準」の別表において魚介類は売り払うときとされている。したがって、売り払われる以前はいわゆる生産物としての管理は行われていない。当センターでは県内水産業の発展に寄与するため、試験研究のみならず魚苗の生産及び供給もその事業目的としていることから、販売対象として生産物出納簿に登載されたもののみならず、経済価値を有するものについては試験研究用や採卵親魚用の生産物を加えた生産業務全般の管理のための管理台帳を設け受払管理を行うべきである。

7. 総合農業技術センター

(1) 試験研究課題

総合農業技術センターでは、試験研究部門と専門指導スタッフ、農業技術普及部、調査部が密接な連携を図りながら、作物、野菜、花き等に関する生産性向上や持続可能な農業生産に寄与する農業技術の開発を目指して試験研究に取り組んでいる。また、恒常的業務として、水稻、大豆の原種生産や肥料取締法及び飼料安全法に基づき肥料、飼料の分析検査を行っている。

① 試験研究課題の評価対象となる研究課題の管理について（指摘事項）

調査・研究が終了した研究テーマについては、その後の課題評価委員会において、漏れなく事後評価を受けるのが原則である。

しかしながら、平成20年度に完了した「秋咲きエリカ安定生産技術の確立」研究については、往査日時点において、課題評価委員会による事後評価を受けていなかった。なお、平成21年度における課題評価委員会は、平成21年9月9日と平成22年1月20日に開催されている。

平成21年3月23日に作成された「平成21年度 試験研究予定課題」において、当該研究は、平成20年度に完了した扱いとなっている。そのため、平成21年9月9日開催の課題評価委員会において、事後評価の対象から漏れてしまったのは、研究者の失念、及び事務局の確認作業の怠りが原因であると考えられる。

各試験研究課題の期間は明確に定められていることから、今後は、事務局において同様の漏れがないかの確認作業を行うとともに、研究者自身においても事後評価を受ける必要があることを強く認識することが望まれる。

<課題評価の内容については、「1.1. その他の意見、参考資料、(2) 試験研究課題の評価について（参考資料）」を参照>

(2) 人事制度

① 日々雇用臨時職員の出退勤管理について（意見）

総合農業技術センターにおいて、日々雇用臨時職員については、月ごとの作業予定表により雇用計画書を作成し各人に出勤を要請している。その出勤状況を示す帳票として「臨時職員出勤簿」があるが、これには、当月の出勤者の氏名が記載されており、出勤のさい日付の欄に丸印を記入している。この帳票は各部長が管理しており、支給時の出勤日数の確認にも使用されている。

しかし、総合農業技術センター内に、日々雇用臨時職員の作成による作業日報や本人の署名等の書類もなく、「臨時職員出勤簿」だけでは勤務実態を証明するには資料が不足しているといえる。このことは、内部で齟齬が生じたとしても突合する書類がないためその正否を検証することが難しく、結果として、例えば勤務実態がなくても賃金の支払がされてしまう恐れがある。したがって、対外的な信頼性からも、出勤簿と突合できるように日々の勤務状況を示す雇用臨時職員直筆の書類を作成することが望ましいと思われる。

(3) 会計

① 職員宿舎入居料の算出方法について

職員宿舎については山梨県宿舎管理規則（昭和 41 年 3 月 31 日山梨県規則第 9 号）において規定され、これに基づき実施されている。また、下記の通り当該第 12 条第 2 項において入居料の月額算定方法を定め、同第 3 項においてはこれに調整計算を加えることとしている。さらに、別表（第 12 条関係）において、構造、経過年数、延面積によって同条第 2 項の規定に基づく 1 平方メートル当たりの入居料の基準額が規定されている。また、「山梨県宿舎管理規則の実施について（昭和 41 年 4 月管 4-77 号）」が別途規定されており、当該 8 において 30 年を超え建築後相当の年数を経過しているものについては、次の通り調整率を設けている。

山梨県宿舎管理規則 第 12 条（入居料） 2 入居料の月額は、宿舎の延面積に別表に定める 1 平方メートル当たりの基準額を乗じて得た額とし、10 円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする。 （以下略） 3 宿舎管理者は、宿舎に供せられている建物が次の各号のいずれかに該当する場合その他特別の事情がある場合には、別に知事の定めるところにより、前項に規定する基準額に調整を加えることができる。 一 建築後相当の年数を経過している場合 （以下略）											
山梨県宿舎管理規則の実施について（下線は、監査人） 8 規則第 12 条第 3 項に基づく調整は、 <u>当分の間</u> 、次の通り行うものであること。 （1）建物の経過年数による調整率（30 年を超えるものに限る。）											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 50%;">建物の経過年数による調整率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">30 年を超え 40 年以内のもの</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40 年を超え 50 年以内のもの</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50 年を超え 60 年以内のもの</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60 年を超えるもの</td> <td style="text-align: center;">40%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	建物の経過年数による調整率	30 年を超え 40 年以内のもの	10%	40 年を超え 50 年以内のもの	20%	50 年を超え 60 年以内のもの	30%	60 年を超えるもの	40%	
区分	建物の経過年数による調整率										
30 年を超え 40 年以内のもの	10%										
40 年を超え 50 年以内のもの	20%										
50 年を超え 60 年以内のもの	30%										
60 年を超えるもの	40%										

i. 建物の経過年数による調整率の必要性について（意見）

上記別表（第 12 条関係）では木造及び組積造については経過年数 30 年を超えるものについて 1 平方メートル当たりの入居料の基準額は経過年数に係らず同額であるため上記調整率も意味があるものと思われる。しかし、鉄骨鉄筋コンクリート造

及び鉄筋コンクリート造については50年を超えるものについて1平方メートル当たりの入居料の基準額は経過年数に係らず同額であるが、30年を超え50年以内のものについて個別に規定されている。

したがって、鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造については50年を超えるものについて上記調整率を設けることに意味があるが、30年を超え40年以内のもの及び40年を超え50年以内のものについては調整率を設けると2重に減額措置が行われることになる。これは建築後30年超の宿舎については将来的に廃止を想定し、大規模修繕をまったく行わずに小規模な修繕で対応してきたため、建物の老朽化や機能的な陳腐化が認められることとなった。この点について調整率を適用することにより対応しているとのことである。しかしながら、形式的には経過年数による減額措置（基準額及び調整率）が2重に行われているように見られるため、両者を統合・整理した上で分かりやすく規定すべきものと思われる。

また、参考までに、別表記載の1平方メートル当たりの入居料の基準額及び調整率を適用して居室面積50㎡（2LDK）と仮定して算定した賃料は、下記の通りである。県職員の宿舎は民間社宅の賃料を参考に決定されているとのことであり、確かに平成20年の人事院の資料によると建築後5年以内の下記賃料は民間社宅の賃料（企業規模500人以上、自社保有社宅、55㎡未満：月額15,891円）を上回る。しかし、福利厚生の意味合いはあるとはいえ、民間賃貸住宅に比べては非常に低額なものと思われる。

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造				
規模	50㎡（2LDK）				
	経過年数	基準額（単価）	賃料（調整前）	調整率	賃料（調整後）
	5年以内	330円	16,500円	—	16,500円
	5年を超え10年以内のもの	276円	13,800円	—	13,800円
	10年を超え20年以内のもの	233円	11,650円	—	11,650円
	20年を超え30年以内のもの	173円	8,650円	—	8,650円
	30年を超え40年以内のもの	136円	6,800円	10%	6,120円
	40年を超え50年以内のもの	114円	5,700円	20%	4,560円
	50年を超え60年以内のもの	79円	3,950円	30%	2,765円
	60年を超えるもの	79円	3,950円	40%	2,370円

ii. 建物の経過年数による調整率の改正について（意見）

上記「山梨県宿舎管理規則の実施について」の8において「第12条第3項に基づく調整は、当分の間、次の通り行うものであること」と規定しているが、法令上「当分の間」という言葉が使われているときには、法令上の措置が臨時的・暫定的なも

のであり、早晚改廃されるべきものである旨を示すにとどまって、どの程度の期間が経過したら「当分の間」でなくなるというものではないが、当該規定が設けられてから44年以上が経過し当時の経済環境とは異なる状況にあり、また、山梨県宿舍管理規則も当初制定後何回も改正を経ていることから、当該規定自体の改正又は山梨県宿舍管理規則の改正の機会もあったものと思われる。

② 契約書への印紙の貼付について（指摘事項）

総合農業技術センターが借主となり、每期継続して契約を行っている「地域適応型新技術等実証事業実証ほ貸借契約」に係る契約書を確認したところ、平成19年度分及び平成20年度分の契約書において、印紙の貼付がなされていなかった。

印紙税法によると、地方公共団体が作成する文書は本来非課税文書とされる（印紙税法第5条第2項）が、双務契約において地方公共団体等以外が作成する文書は課税文書とされる（同法第4条第5項）。したがって、当センターが所持する本件土地賃貸借権の設定に関する契約書は課税文書となり、当該契約については契約金額が20,000円であったことから、本来であれば200円の印紙の貼付が必要であった。

金額的には僅少であるとはいえ、租税法遵守を指導することは行政として当然に求められるべきものであり、今後も注意が必要と考える。なお、平成21年度分の契約書については上記印紙税法に基づいて、適正な額の印紙が契約書に貼付されていることを確認した。

（4）契約

① 庁舎ボイラー運行管理業務の予定価格の積算について（意見）

委託内容：庁舎ボイラー運行管理業務

委託者名：K社

契約種別：指名競争入札

委託金額：1,155,000円（税込：年額）

上記委託業務の平成19年度の積算価格の算定にあつては、平成19年11月19日から平成20年3月31日までの祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの87日間のうち、試運転期間にあたる7日間を除き80日間にて積算している。そして、平成20年度の積算では、平成20年11月20日から平成21年3月31日までの祝日及び年末年始を除く、月曜日から金曜日までの84日間での積算となっている。

本件委託業務の過去4年における契約内容は以下のとおりである。

	積算価格(円)	積算日数 (日)	予定価格(円)	落札価格(円)
平成 18 年度	1,162,818	77	1,162,818	1,155,000
平成 19 年度	1,218,000	80	1,207,500	1,155,000
平成 20 年度	1,231,342	84	1,228,500	1,155,000
平成 21 年度	1,214,514	84	1,207,500	1,155,000

この積算日数の違いは、試運転期間を平成 18 年度は 10 日、平成 19 年度は 7 日として除いているが、平成 20、21 年度は試験運転期間を考慮していないことによる。しかし、仕様書の内容に変更はないので、先の平成 20、21 年度の積算価格から 7 日を除くと下記のとおりいずれも落札価格を下回ることになる。

	7 日を除く積算	7 日を除く(日)	落札価格(円)
平成 20 年度	1,128,730	77	1,155,000
平成 21 年度	1,113,304	77	1,155,000

以上の通り、予定価格の積算に問題があるので、状況を確認のうえ今後の積算の算定に反映することが望ましいと思料される。

また、本件契約は、現状では年度ごとの単年度契約となっているが、契約金額を検討の上、経済性や効率性等の面から判断して合理的であるとするならば、事務コストを削減するといった観点から長期継続契約とすることを協議する余地もあるのではないかとと思われる。

② 庁舎（本館・管理棟・総合普及センター）の清掃業務の予定価格の積算について（意見）

委託内容：庁舎（本館・管理棟・総合普及センター）の清掃業務

委託者名：S 社

契約種別：指名競争入札（3 年間の長期継続契約）

委託金額：1,242,500 円（税込：年額）

上記委託業務は、平成 21 年度より清掃委託に本館、管理棟のほか総合技術普及センターが追加されたが、平成 18 年度と平成 21 年度の本館・管理棟のみの積算価格をみると以下のとおりである。

(単位：円)

	平成 18 年度	平成 21 年度
日常清掃 週 3 回	567,000	613,494
床面清掃 年 3 回	229,950	333,018
窓清掃 年 1 回	36,750	57,960
計	833,700	1,004,472
値引き 10%	83,370	100,447
差引計	750,330	※ 903,000

※平成 21 年度の差引計は、端数を切り下げている

委託業務の仕様書をみると、業務の内訳は清掃の箇所、面積とも同じなので、上記のとおり積算価格が 2 割増というのは物価の上昇等を勘案しても高い価格ではないかと思料される。また、指名入札に参加した 5 業者の入札価格は、いずれも上記の積算価格をもとに決定した予定価格を 1 割以上下回っており、落札率の 72.5%から見ても算定した積算価格が高い設定となっていると思える。

予定価格については、以下の規定のとおり適正価格の判断基準とされている。

<p>「山梨県財務規則」(下線は、監査人)</p> <p>第 127 条関係通知</p> <p><u>予定価格は、支出については、相手方の申出にかかる価格の適否を判断する基準とする</u>とともに予算の限度を示すものであり、収入については、適正な歳入の確保を図るうえにおいて、相手方の申出にかかる価格の基準となるものである。</p> <p>契約担当者は、実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めなければならない。</p>

このような予定価格の高騰は、経済性の面から不利益を招く恐れがあるので、実例価格等を考慮し積算の適正化が必要と思われる。

③ 庁舎（高冷地野菜・花き振興センター、八ヶ岳試験地）の清掃業務の予定価格の積算について（意見）

委託内容：庁舎（高冷地野菜・花き振興センター、八ヶ岳試験地）の清掃業務

委託者名：S 社

契約種別：随時契約

委託金額：154,350 円（税込：年額）

上記委託契約の平成 20 年度と平成 21 年度の積算価格及び落札価格は以下のとおりである。

	積算価格（円）	落札価格（円）
平成 20 年度	220,500	176,400
平成 21 年度	194,250	154,350

また、各年度の積算価格の内訳は以下のとおりである。

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	H19 年度実績	H20 年度積算	H20 年度実績	H21 年度積算
応用育種科				
床面清掃	48,600	50,000	55,800	60,000
硝子清掃	15,700	20,000	12,600	15,000
カーペット清掃	20,100	20,000	15,200	20,000
消耗品・機材費	上記に含む	上記に含む	3,000	上記に含む
小計	84,400	90,000	86,600	95,000
野菜作物花木科				
床面清掃	34,200	50,000	39,800	40,000
硝子清掃	10,000	10,000	4,800	10,000
消耗品・機材費	上記に含む	上記に含む	3,000	上記に含む
小計	44,200	60,000	47,600	50,000
八ヶ岳試験地				
床面清掃	32,200	50,000	29,200	30,000
硝子清掃	10,000	10,000	3,600	10,000
消耗品・機材費	上記に含む	上記に含む	1,000	上記に含む
小計	42,200	60,000	33,800	40,000
計	170,800	210,000	168,000	185,000
消費税	8,540	10,500	8,400	9,250
合計	179,340	220,500	176,400	194,250

この積算価格の内訳の増額部分は、原材料（洗浄剤・ワックス等）の値上げを考慮したためという説明を受けたが、この積算をみる限りにおいては、各項目を増額し数字を丸めているだけのように見え、適正な積算というには根拠の曖昧さは否定できないものと思料される。また、結果としては、前年と同様の仕様にもかかわらず各社からの見積り金額は下がっており、随時契約での委託金額は前年対比で 12.5%減額している。したがって、積算にあたっては、原材料とともに他の原価を考慮し積算を適正化することが必要と思われる。

④ 見積もり合わせの業者選定について（意見）

委託内容：高冷地野菜・花き振興センター構内樹木剪定等管理業務

委託者名：N社

契約種別：随時契約

委託金額：966,000 円（税込：年額）

上記の委託契約は、平成 21 年度の予定価格に対し落札価格が 97 パーセントと高くなってきている。過去 3 年間における見積もり業者数と落札率は以下のとおりである。

	参加業者数	落札率	落札業者
平成 19 年度	3 社	91%	N 社
平成 20 年度	3 社	96%	N 社
平成 21 年度	2 社	97%	N 社

過去 3 年において、最終的に契約を締結する業者についても每期同じ業者となっている。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのかどうか継続的に検討し、見積合せの参加業者数の拡大を図ることが、結果として委託金額の低減によるコスト削減にもつながり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考えます。

(5) 物品・固定資産管理

① 岳麓試験地における農薬・消耗品の管理について（指摘事項）

農薬の管理については、実地棚卸時に作成する農薬在庫台帳、受入時に継続して作成している新規購入リスト、払出を管理する年度ごとの薬剤散布状況等を個別に作成しているが、薬剤ごとに受け払いを管理すべき継続記録簿が作成されていない。また、消耗品についても受入及び払出のみを記載した手書きの管理簿はあるが、残高が記載されていないため帳簿上在庫の管理がされていない。農薬・消耗品の管理について継続記録簿を備え付け、残高を管理すべきものと思われる。特に農薬については人体に有害なものも含まれその取扱に特別に注意すべきものも含まれることから、帳簿上も常に残高を管理し定期的な実地棚卸を行い、在庫の管理に細心の注意を払うべきものと思料される。

また、灯油については受け払いの管理もされていなかったが、ある程度在庫もあることから継続的な記録を行うべきものと思われる。尚、平成 22 年度から燃料受払簿を作成している。

② 岳麓試験地における在庫計上漏れの農薬について（指摘事項）

農薬保管庫内の実地調査を行ったところ、平成 22 年 8 月 20 日の実地棚卸時に使用された農薬在庫台帳に記載がされていない下記の農薬が保管庫内に保管されていた。農薬保管庫内の毒劇物を保管すべきケース内に収納されていたものである。定期的な実地棚卸を行い、上記記載の継続記録簿を備え付けることによりこのような在庫の計上漏れを防止することが可能となるものと思われる。

品目	容量	製造元	数量
キリフダエースジャンボ	300g	八洲化学工業(株)	1 袋
ナイスショットジャンボ	500g	三共(株)	1 袋
ヤシマ草笛フロアブル	300ml	八洲化学工業(株)	2 本

③ 岳麓試験地における使用期限の到来した薬品の管理について（指摘事項）

平成 22 年 8 月 20 日実地棚卸時の農薬在庫台帳によると、当該台帳では農薬の品名ごとに使用期限の記載がされている。当該台帳上で使用期限の記載のあるもの 120 品目の内、使用期限内のものは 9 品目（7.5%）であった。

使用期限が経過したものでも農薬としての効果が変わらず使用可能なものも含まれたり、また、処分に当たっては費用もかかるものと思われるが、在庫として計上されている農薬はそもそも人体に有害なものも含まれその取扱に特別に注意すべきものであることから、管理のコストのみならずその危険性等も考慮のうえ処分する必要があるものは早急に処分すべきものと思われる。

尚、使用期限の記載のある農薬の使用期限ごとの在庫の内訳は下表の通りである。

使用期限ごとの在庫の内訳

使用期限	品目数
使用期限内	9
使用期限経過 10 年内	26
使用期限経過 20 年内	56
使用期限経過 30 年内	28
使用期限経過 30 年超	1
合計	120

④ 岳麓試験地における備品原簿に記載されていない備品類について（指摘事項）

事務室内に存在する書類収納庫について備品原簿に記載されていないものが見られた。これらの書類収納庫等は岳麓試験地の所在する合同庁舎が建替えされる前に普及センター等が所有していたものであるが、合同庁舎の建替えに当たって備品類の引継ぎが行われず、備品原簿に記載されずに洩れてしまったことによることである。これらは現に使用されている書類収納庫であり、備品原簿に記載の上適正に管理すべきである。

⑤ 岳麓試験地における物品番号が貼付されていない備品の存在について（指摘事項）

平成 21 年度に購入したデジタルテレビ 2 台については、備品原簿に記載されているものの、現物のデジタルテレビに物品番号が貼付されていない。物品番号を貼付の上適切に管理すべきである。

⑥ 備品の実在性、稼働状況について（指摘事項）

平成 21 年度末備品原簿から次の分類備品を抽出し、資産の実在性を確認するため現物実査を行った。

- i テレビ
- ii コンピューター（本体又はセット）

現物実査の結果は以下の通りである。

- i 備品原簿に記載の全備品ともその実在を確認した。
- ii 備品原簿に記載の備品につき、その実在を確認。しかし平成 11 年 3 月購入のパソコン 2 台（NEC VALUESTAR NX VE40 D/6、NEC ミニエース）について実在性は有するが、稼働状況についてはそれぞれ以下のとおりであった。

物品番号	品名	取得日	使用場所	保管・使用状況
98301877	NEC VALUESTAR NX VE40 D/6	H11.3.31	本-1 階 図書資料室	本棚の上に保管。埃が被っていた。
98301878	NEC ミニエース	H11.3.31	本-2 階 土壌	棚の奥に保管。容易に取り出せる状況ではなかった。

上記資産については、再使用は可能であるとの説明を受けたが、現在の保管状況から推測すると、再度資産として稼働する可能性は低いと判断をされてもやむを得ない。

将来にわたって使用する可能性のない備品は保管転換や売却又は廃棄を適宜すすめていくことも必要ではないかと思われる。

⑦ 備品原簿の整備状況について（指摘事項）

総合農業技術センターには、備品原簿及び主要備品原簿が備え付けられている、総合農業技術センターにおいて、備品原簿及び主要備品原簿を確認したところ以下の問題点が挙げられる。

- i 取得年月日、取得価額の記載がない等その記載内容に不備のある物品が非常に多い。
- ii 原簿と現物との照合について年に1回行っているとの事であるが、現物照合を行った原票が存在しない。物品の現物調査は資産管理を有効に行ううえで、必要不可欠なものであると考えられる。また、物品の現物調査については以下の規定が存在する。

「山梨県財務規則第 151 条関係運用通知」
 備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は毎年 7 月 31 日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、9 月 30 日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かいにおいては物品出納員等に報告すること。

物品の現物調査は上記規定に従い、毎年度確実に実施される必要があり、その現物照合原票についても保存しておくことが必要と考える。

⑧ 肥料の管理について（意見）

総合農業技術センターにおいて肥料倉庫内を視察したところ、受払いの都度その使用者が記載を行う受払簿の存在を確認した。しかし、その内容については残高の記載が一切無く、帳簿としては不完全なものであった。さらに、実地の棚卸調査についても最も直近の資料が平成 21 年 2 月であり、1 年以上は実施がなされていないのが現状であった。

出納簿及び受払簿への登載の省略については以下の規定が存在する。

「山梨県財務規則」

第 246 条

次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。

- 一 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等
 - 二 接待用の飲食店及び式典用の物品で購入後直ちに消費するもの
 - 三 職員が旅行先において購入し、直ちに消費するもの
 - 四 宣伝又は贈与の目的で購入し、直ちに配布又は贈与するもの
 - 五 福祉施設等で給食の用に供する賄品及び賄材料
 - 六 修繕等のため購入した物品で直に取り付ける部品等
 - 七 法規で規定している書式及び様式の諸用紙等
 - 八 消耗品のうち一月以内に消費することを予定して購入した事務用品
 - 九 本庁において、かいへ交付の目的をもって購入した物品
- 2 前項のほか、受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材材料品については、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。

上記規定関係の通知には 1 項 8 号の取扱いについて物品要求書・物品購入報告書に「1 月以内に消費するものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は出納簿及び受払簿への登載を省略することができる旨、及び 2 項の取扱いについても、受入後直ちに払出す消耗品及び原材材料品については物品要求書・物品購入報告書に「本消耗品（原材材料品）は受入後直ちに払い出すものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は、出納簿及び受払簿への登載を省略することができる旨の記載がある。

総合農業技術センターの肥料物品要求書には帳簿登載省略理由の記載欄に「受入後直ちに払い出す」旨の記載がされているため、形式的には出納簿・受払簿への登載を省略できる要件は満たしていると思われるが、実際に肥料の現物確認を行ったところ、相当の在庫数の確認がとれた。「受入後直ちに払い出す」旨の記載については、その実態に即したのではなく慣例で記載していたと推測される。資産の管理上、正確な出納簿・受払簿を作成し、実地の棚卸調査を定期的に行うことは非常に有用であると思われる。

⑨ 薬品の管理状況について（意見）

総合農業技術センターにおいては、酢酸アンモニウムや硫酸アンモニウム、ホウ酸などの薬品を使用、保管している。薬品管理状況について本館薬品庫を視察したとこ

る以下のとおりであった。

貯蔵庫及び貯蔵庫内棚の鍵の管理については、現状環境部において一元的に管理しているとの事であるが、薬品の管理について内部において管理要領等は存在しないということであった。在庫管理については、貯蔵室内に手書きの受払簿が備え付けられてはいたが、実地の棚卸調査については1年以上実施していないとのことであった。

「毒物及び劇物取締法」第11条においては「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するかどうかにかかわらず、危険性の高い薬品等も含まれていると思われるため、薬品の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施等が早急に求められる。さらに、長期間使用せずに放置されたままになっている薬品等については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

⑩ 総務課内にある金庫の鍵の管理について（意見）

総務課内にある金庫内には通帳、切手等の貴重品が保管されているが、その鍵については終日金庫に差した状態になっているのが常であるとの事であり、実査当日も同様の状況が確認された。また、鍵の保管場所も総務課出入口近くの引き出しに置いてあり、誰であっても自由に取り出せる状況に見受けられた。金庫の鍵の管理について管理の責任者を明確にするなど厳格化されることが当然に求められる。

⑪ 車両使用の管理について（意見）

職員等が車両を使用するに際しては、車両の管理台帳にその旨の記載を求めているとのことであるが、その管理台帳については通常各車両内に搭載されたままになっているとの事であった。本来車両の使用状況を第三者が管理する目的で作成された台帳が車内に登載されたままになっていることは、管理上有用であるとは言い難い。台帳の管理については特定の部課において一元的に行い、使用の都度台帳に記入し、車両管理者は常に使用状況を把握できる方法を採用することが管理上望ましいと思われる。

⑫ 図書の管理について（指摘事項）

山梨県財務規則第243条第1項1号には、物品取扱者が備えなければならない帳簿として図書受払簿が記載されており、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックには図書受払簿に関して以下のとおり規定されている。

「山梨県物品管理・調達事務ガイドブック」より
 図書受払簿の登載範囲としては、図書の全てが対象となるものの、備品については、備品原簿へ登載するため、登載する必要がない。したがって消耗品の図書について登載にしておけばよい。消耗品出納簿で行ってもよい。消耗品であるので財務規則第 246 条に該当するものは、登載が省略できる。

また、総合農業技術センターの図書管理要綱第 3 条には以下の規定が存在する。

総合農業技術センター図書管理要綱
 第 3 条
 所長は、受入れの済んだ図書を、図書目録に、及び逐次刊行物目録に作成する。

提示された蔵書一覧を確認したところ、毎期図書の購入は断続的に行われているが、平成 18 年以降については更新がなされていない状況であった。センターにある図書について全体として管理がなされていないのが現状であると判断される。担当者より「消耗品としてあつまっているため受払簿は作成していない。」との説明を受けたが、財務規則等に従えば、消耗品であることをもって受払簿の作成の必要がないとは言えない。また受払簿への登載が省略できる要件としては、「官報、広報、新聞、雑誌等」、「消耗品のうち 1 月以内に消費することを予定して購入した消耗品」、「受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品」等に限定されており、実際に図書購入の際の物品要求書への帳簿登載省略理由の欄には「1 月以内に消費する」、「受入れ後直ちに払い出す」旨の記載があるが、図書という資産の性質上、このような登載省略理由は極めて不適當であり、雑誌等に該当しない限りは受払簿の作成が規定上も求められていると判断される。今後は規定を遵守し、図書の管理については図書受払簿及び図書目録の作成等を行うことが必要であると考えます。

⑬ 切手の管理について（指摘事項）

総合農業技術センターにおける切手の管理は、日々の使用分を手書きで管理し、月末に受払簿を作成しているとのことであった。総務課において切手の実査を行った結果は、以下のとおりである。

	8/25 実査 残高 A (a)	8/25 実査 残高 B (b)	8/1～/25 使用分 (c)	8/16 購入分 (d)	7/31 ある べき残高 (e)	7/31 帳簿残高 (f)	差 (g)
10 円切手	101 枚	100 枚	2 枚	100 枚	103 枚	103 枚	±0 枚
50 円切手	23 枚	200 枚	3 枚	0 枚	226 枚	225 枚	+1 枚
80 円切手	45 枚	200 枚	20 枚	100 枚	215 枚	216 枚	△1 枚
90 円切手	64 枚	200 枚	5 枚	100 枚	169 枚	170 枚	△1 枚
120 円切手	64 枚	100 枚	3 枚	100 枚	67 枚	66 枚	+1 枚
270 円切手	18 枚	100 枚	0 枚	100 枚	18 枚	18 枚	±0 枚
はがき	16 枚	70 枚	0 枚	0 枚	86 枚	86 枚	±0 枚

(残高 A・・・総務課机上のラックで管理している切手の残高)

(残高 B・・・総務課金庫内で管理している切手の残高)

計算式・・・((a) + (b)) + (c) - (d) = (e) , (e) - (f) = (g)

上記の計算式に従って、実査当日の残高に加算・減算をすると上記の結果の通り、切手の帳簿残高(f)と計算上の実際残高(e)には若干の差異があることが確認された。差異が若干であるとはいえ、現金同等物である切手については更なる厳格な管理が必要である。

⑭ 簿外現金と私用切手の存在について（指摘事項）

総務課の金庫内を調査したところ、以下のとおり内容不明の現金が発見された。

調査時の状況	金銭内訳		金額
	金種	枚数	
茶封筒内に現金あり。 (封筒に「募金に使ってください」とのメモ書きあり)	100 円	2 枚	200 円
	5 円	17 枚	85 円
	1 円	235 枚	235 円
	小計		520 円
所有者不明の財布内に現金あり。	500 円	2 枚	1,000 円
	100 円	4 枚	400 円
	50 円	1 枚	50 円
	10 円	2 枚	20 円
	1 円	2 枚	2 円
	小計		1,472 円

調査時の状況	金銭内訳		金額
	金種	枚数	
ベージュ封筒内に現金あり。	10 円	10 枚	100 円
	小計		100 円
はだかの現金	1,000 円	2 枚	2,000 円
	小計		2,000 円
封筒(窓開き)内に現金あり。 (駐車場にて発見の遺失物)	5,000 円	1 枚	5,000 円
	小計		5,000 円
合計			9,092 円

所有者の不明な現金についてはその内容を確認の上、早急に解決すべきと考える。特に遺失物については遺失物法第4条に基づき警察署への届出等の処置を講じ、法令遵守を徹底すべきである。

遺失物法 第4条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかにこれを警察署長に提出しなければならない。
--

また、公用の切手と別に、総務において職員私用切手の管理を行っているということであったが、過去からの連続した受払簿は存在せず、当初の原資については不明となってしまうている。私用切手の残高は以下の通りであった。

円	円	円	円	円	円	円	円	円	ハガキ	合計
270	120	90	80	60	50	30	20	10	50	金額
3 枚	8 枚	13 枚	48 枚	1 枚	14 枚	13 枚	1 枚	38 枚	18 枚	9230 円

現金及び切手ともに、仮に一時的に私用のものを預かることがあったとしても最低限、公用の資産とは保管場所等を明確に区分するべきではないかと考える。

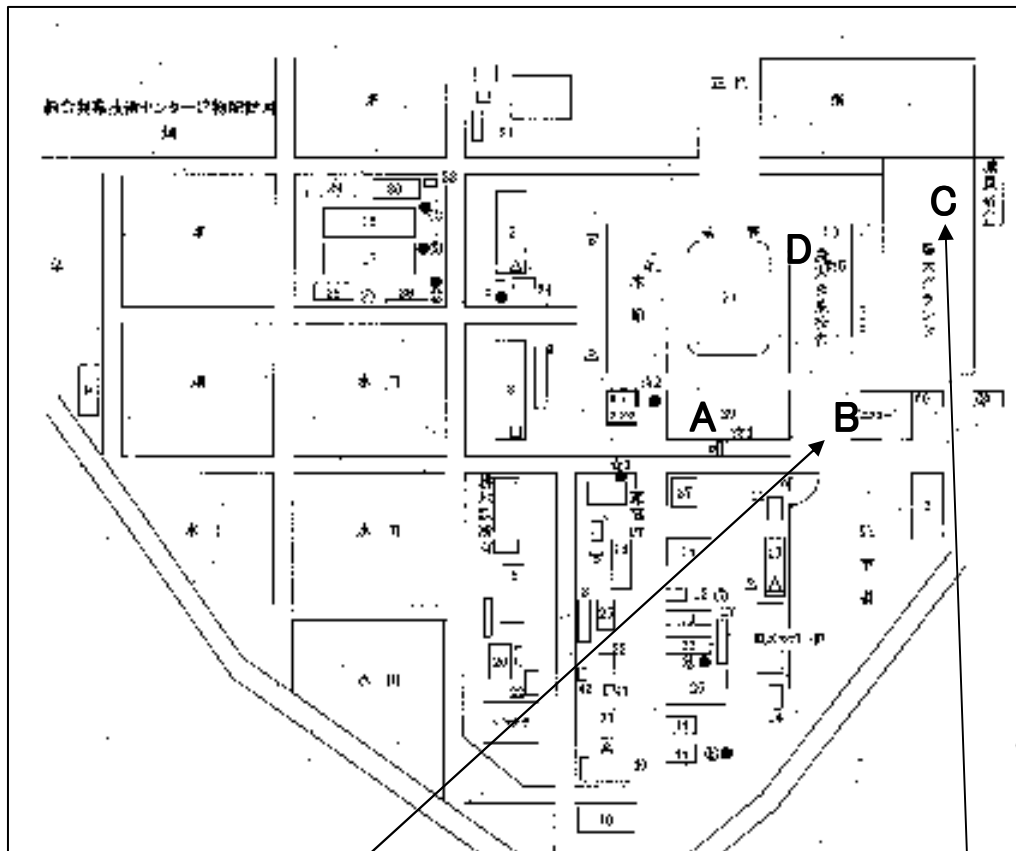
⑮ 遊休資産の有効活用について（意見）

約10年前に山梨県の条例によって廃止となった農業展示館内部（下記配置図中A）を視察したところ当時の展示物がそのまま放置されている状態であった。展示物の多くは民間から寄贈されたものであり、総合農業技術センター独自の判断で処分することは難しいためこのような状態となっているとの説明を受けた。しかし、展示物の中

には古書の類等、歴史的価値の低くない資産もあるように見受けられた。現在死蔵化してしまっている展示品の有効活用、例えば県立博物館等、他の行政機関や民間の施設等による一般公開などの方法による資産活用も検討の余地があるのではないか。また現在、未管理の遊休地となっている旧農業大学校のテニスコート（下記配置図B）及び職員宿舎前の旧農業大学校グラウンド（下記配置図中C）や、ほぼ空室となっている旧農業大学校の教室（下記配置図中D）についてもその活用方法を検討することが必要である。

今後使用する見込みの低い資産については、中・長期的な視点から使用方法を検討すべきである。

総合農業技術センター配置図



旧農業大学校テニスコート



旧農業大学校グラウンド

8. 果樹試験場

(1) 試験研究課題

果樹試験場では、生食ブドウ、醸造ブドウ及びモモ、スモモなどの落葉果樹の品種育成に関する研究や、省力化、高品質化に向けた栽培技術の確立、薬剤防除法の改善、病害虫防除技術等の研究を行っている。

① 改題・再編された研究テーマの評価について（意見）

翌年度実施予定の試験研究課題をまとめている「試験研究予定課題」について、平成19年度～平成21年度分を閲覧すると、試験研究期間の途中において、名称が改題されているものや、研究の範囲や目的等が再編されている研究テーマが散見された。

研究テーマの選定にあたっては、その適否について必ず事前評価を受けることになっている。しかしながら、試験研究期間中に改題・再編された研究テーマについては、改題・再編後の研究課題設定の適否について課題評価委員の評価を受ける仕組みにはなっていない。

事前評価の趣旨は、十分な評価能力を有する評価委員が、公正な立場から、山梨県の試験研究機関として研究するに値する研究テーマであるかどうかの評価を行うことにある。当該趣旨を勘案すると、研究の範囲や目的等が再編されている研究テーマについては、再編後の研究テーマが依然研究するに値する課題であるかどうかの評価を受けることが望まれる。

<課題評価の内容については、「11. その他の意見、参考資料、(2) 試験研究課題の評価について（参考資料）」を参照>

(2) 人事制度

① 短期臨時職員の出退勤管理について（意見）

短期臨時職員の出退勤管理の方法は、各作業のリーダーの管理となり、出勤であれば丸印等を手書きで出勤簿に記入するといった方法が取られている。平成21年分の出勤簿を調査したところ、出勤簿には各リーダーの署名、押印等はなく、職員本人による署名や、押印も無かった。担当者からの聴取によると、日々の作業日報の作成も特段行っていないとの事であり、試験場にて作成している短期間臨時職員の出勤簿については、それ自体で勤務の実態が存在したことを証明するには資料としては不十分と判断される。

さらに、個別に採用者との契約書を作成しておらず、募集から面接、雇用契約、賃金の支払まで試験場単独で行っているとの事実を合わせて判断すると、例えば履歴書の整備さえあれば、勤務実態が無かったとしても、賃金として支払を執行することが可能であり、システム上不正の発生する危険性は常に内在しているのではないかと思われる。出勤簿又は作業日報等において、記入内容の責任者の明確化や、短期間臨時職員本人による署名など、勤務実態が確かであったことを後日検証可能となるように、整備しておくことが望ましいと思われる。

(3) 受託研究費

受託研究の概要（平成 21 年度）

果樹試験場における平成21年度の受託事業収入は2,780千円である。これらは、農業関係試験調査受託事業3件の合計であり、その概要は下表のとおりである。

＜平成 21 年度農業関係試験調査受託事業の概要＞

① - i		牛糞堆肥を併用したぶどうへの被覆尿素肥料の効率的施肥法開発
	相手先	全国農業協同組合連合会 山梨県本部
	契約期間	平成 21 年 6 月 1 日～平成 22 年 1 月 31 日（試験の実施期間）
	金額	525,000 円
② - ii		果樹関係除草剤・生育調節剤に関する試験（KT-30S 液剤 適用性他、計 5 件）
	相手先	財団法人日本植物調節剤研究協会
	契約期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
	金額	687,750 円
③ - iii		農薬について、その結果・薬害・残留性についての試験
	相手先	山梨県植物防疫協会（山梨県農業共済組合連合会内）
	契約期間	平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日
	金額	1,568,000 円

① 受託研究に関する規程類が未整備であることについて（指摘事項）

果樹試験場においては、受託研究に関する規程、要綱、要領等が未整備であった、つまり、受託研究の受け入れについての判断基準や事務手続が不明確である。

県立試験研究機関が行う試験研究は、県の施策の推進にあたって、必要又は有益であると認められるものに限って実施されるべきである。このことは受託研究についても同様である。

特に依頼試験・検査のうち、企業活動の代行に該当するものについては、公平性の観点から、一定の基準を設ける必要がある。

したがって、果樹試験場において、受託研究に関する規程、要綱、要領等を整備する必要がある。

② 受託研究の受入可否の決裁について（指摘事項）

果樹試験場においては、受託研究の受入可否についての決裁がなされていない。受託研究の依頼に基づいて、契約伺いを決裁するのみである。

受託研究については、公的関与の妥当性について、十分に判断する必要がある。つまり、県の施策の推進にあたって必要又は有益であるか否かを判断し、その判断の根拠を決裁文書として、明確に残す必要がある。

そのためには、①で述べたように、受託研究に関する規程等を整備し、一定の基準を設ける必要がある。

③ 農業関係試験調査受託事業①－iについて（指摘事項）

「牛糞堆肥を併用したぶどうへの被覆尿素肥料の効率的施肥法開発」契約書によると、試験結果報告書提出時期が平成22年2月28日までとなっており、当該報告書提出後即、受託研究費を支払うこととなっている。

果樹試験場においては、当該報告書は平成22年2月17日に提出されているが、受託研究費の調定は平成22年3月25日に行われており、納期限は平成22年4月19日となっていた。

当該報告書提出後即、受託研究費を支払うこととなっている契約書上の規定に従っていない。

しかし、他の受託研究のように、通常の事務の流れは、報告書の検収を受けて、調定し、納入通知書を送付し、期限内に納入を受けるものである。したがって、今後は、契約書上の規定に従って事務処理を行う必要がある。

④ 農業関係試験調査受託事業①－iiiについて（指摘事項）

「農薬について、その結果・薬害・残留性についての試験」契約書によると、事務完了後20日以内に試験成績書と納入通知書を送付し、そこから30日以内に支払いを受けることとなっている。

果樹試験場においては、事務は平成21年11月に完了し、試験成績書を送付しているが、納入通知書は平成21年12月16日に送付されていた。

当該事務完了後20日以内に納入通知書を送付することとなっている契約書上の規定に従っていない。

今後は、契約書上の規定に従って事務処理を行う必要がある。

⑤ 農業関係試験調査受託事業①－iiiの契約締結について（指摘事項）

当該受託研究について、委託者からの依頼文は平成21年6月25日付となっているが、契約日は平成21年4月1日であった。また、契約伺いの決裁日は平成21年6月30日であった。

契約前に受託研究を行っていることとなり、形式的に不備となっている。しかし、実務上は年度等の切れ目なく、農薬についての結果・薬害・残留性についての試験を実施しているものである。

今後は、受託研究に係る事務手続を整備し、形式的な不備を解消する必要がある。そのほか、債務負担行為や長期継続契約を検討するなど、実務上の取り扱いを考慮することも検討する必要がある。

(4) 会計

① 海外研修旅費について（指摘事項）

平成21年1月12日～平成23年7月31日の間にフランス・ボルドーでの語学

研修及びボルドー大学醸造学部での研修のため、果樹試験場の研究員1名が海外派遣されている。平成20年11月25日の発令通知書によると研修期間は上記のとおり長期にわたる。当該研究員は平成21年8月3日に一時帰国し、旅費の精算が行われ、平成21年8月14日を起案日とする海外長期派遣研修旅費精算（過年度分）の調定伺いが起案されている。ただし、上記発令通知書は存在するが帰国にかかわる命令書が存在しないため、当該帰国は命令に基づいた帰国であるか否か確認することができない。命令に基づかない帰国に当たると、帰国に係る往復の旅費及び宿泊費・日当は自己負担等となり、また現地における長期赴任の期間が継続することとなり長期滞在に基づく宿泊費・日当等は逡減したものが継続して適用されることになる。したがって、命令に基づく帰国に該当するものであるか明確にするため命令書の発令が必要である。

② 行政財産使用料の計算について（意見）

建物の使用に関する行政財産使用料は山梨県行政財産使用料条例（昭和39年3月31日、山梨県条例第十五号）、行政財産使用料等の算定について（通達）に基づき、建物価格及び建物敷地価格を基礎として使用料を下記の通り算出している。

<計算式>

$$(1 \text{ m}^2 \text{あたりの建物価格} \times 6\% + 1 \text{ m}^2 \text{あたりの土地価格} \times 4\% \times \text{建物面積割合}) \times \text{使用面積} = \text{建物の使用料}$$

敷地に係る使用料は公有財産台帳上の1㎡あたりの土地価格を基に算出される。本館内に設置されている自動販売機に係る行政財産使用料の計算に当たっても上記と同様に計算されているが、敷地に係る使用料の計算に当たって、台帳上の土地価格は平成21年度950円/㎡と低額である。これは当該本館等が存する宅地を含む果樹畑全体を土地価格としていることによるものである。

尚、果樹試験場は社団法人山梨県果樹園芸会に建物敷地を賃貸しているが、当該敷地は前記の土地価格に圃場造成費を加算して基礎となる価格を算出しているため、当該賃貸に伴う使用料は436円/㎡である。一方、上記自動販売機の敷地に係る使用料は果樹畑としての土地価格に基づく25円/㎡であり、約1/17と非常に低額となっている。

本来は当該本館が存する敷地は「宅地」であることから、(社)山梨県果樹園芸会に賃貸している敷地の使用料と同様に圃場造成費を加算して基礎となる価格を算出する等適正な使用料を算出すべきである。

③ 生産物売却収入（ワイン）の売却単価について（意見）

醸造されてボトル詰めされたワインの内、試験研究用のワイン以外のワインは、果樹試験場内で売却されている（酒税法の関係で外部に売却することはできない）。当該売却単価は赤ワイン 1,000 円/本、白ワイン 700 円/本（澱が出たサンセミヨン は 500 円/本）である。売却単価は酒税・ボトル代等を含めた製造に係る費用を積算した原価を基に、市場価格等を参考にして決定しているとのことである。また、白ワインは日持ちせず賞味期限が短いため赤ワインに比べて安くしているとのことである。但し、原価を積算した具体的な資料は提示されなかった。当該ボトルワインは外部には販売されず果樹試験場内部での売却のみであり、果樹試験場の職員等に対する経済的な便益の提供と疑念される可能性もあることから、ワイン製造にかかわる原価計算を行い、客観的な売却単価を求めることが必要である。

（5）契約

① 法面除草業務委託契約指名業者の選定について

平成 20 年度～平成 21 年度の法面除草業務委託契約に係る指名競争入札の入札参加者については次の通りであった。

入札日	参加業者数	参加業者名	応札金額(税抜)
H21. 11. 17	3 社	A 社	1,470,000 円
		B 社	1,490,000 円
		C 社	1,480,000 円
H21. 7. 14	3 社	A 社	1,480,000 円
		B 社	1,550,000 円
		C 社	1,580,000 円
H20. 11. 18	3 社	A 社	1,430,000 円
		B 社	1,460,000 円
		C 社	1,450,000 円
H20. 7. 17	3 社	A 社	1,480,000 円
		B 社	1,540,000 円
		C 社	1,520,000 円

i 入札への参加業者数及びその選定について（意見）

上記の通り、法面除草業務委託契約に係る入札への参加業者は過去 2 年間において全く同一であった。指名競争入札の入札参加者の選定プロセスについては決裁書等に

業者選定理由が記載されていなかったため文書での確認はとれなかったが、担当者より指名業者の一覧から、輸送コスト軽減等のため試験場から地理的に近い業者を選定しており、結果として同じ参加業者となっているとの回答を得た。入札への参加業者を地理的な条件のみで指名を行うことの経済的合理性については常に検討の必要がある。輸送コストの軽減についてはあくまで業者サイドの問題であり、試験場サイドで勘案すべき事項ではなく、それをもってして入札への参加業者が過去2年間において全く同一であることの合理的な理由とは考えられない。また、指名競争入札における入札者数については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
 第135条第1項
 契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

今後はコスト削減といった観点から、新規業者の指名についても検討すべきであろう。

ii 入札に係る落札率について（意見）

過去2年間における同委託業務の落札業者はいずれも同じ業者となっており、落札率は以下のとおりであった。

入札日	契約金額(税込)	予定価格(税込)	落札率(%)
H21. 11. 17	1,543,500円	1,545,667円	99.86%
H21. 7. 14	1,554,000円	1,598,016円	97.25%
H20. 11. 18	1,501,500円	1,511,987円	99.31%
H20. 7. 17	1,554,000円	1,625,386円	95.61%

落札率は結果として、高い数値となっており、落札業者が全て同一であったという事実を含めて考えると、十分な競争性や経済性が確保されていたかという点について、疑念を生じさせる可能性は否定できない。競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが望まれる。

② 長期継続契約を検討する余地があると思われる委託契約について（意見）

以下の表に記載した委託契約については、代替する業者が存在しないという理由から、見積書を契約先1者から徴収しているのみであり、見積合わせは行われていなかった（単独随意契約）。

委託業務	単独随意契約の理由	19年度 契約金額	20年度 契約金額	21年度 契約金額
冷暖房設備 保守点検業務	当場に合わせて設計してあるため、同社の県内唯一の指定店でなければ、保守・修繕ともできない。	504,000 円	504,000 円	504,000 円
排水中和施設 維持管理 業務	当該設備の設置業者であり、当场用に調整がされ、他業者では保守できない。	137,550 円	137,550 円	137,550 円

表中の委託契約において、見積合わせを省略したことについては見積合せの省略ができる例を示した次の規定を根拠としている。

<p>「山梨県財務規則」 第 137 条第 3 項及び同運用通知第 137 条関係 4-ア 一個人又は一会社の専有する物品を購入すること。</p>

上記の規定に照らして、単独随意契約としたことについて一定の合理性は認められるものと判断するが、随意契約は特定の者と契約を締結する方法であるため、特定業者との癒着等の危険性が高い。そのためその契約金額が妥当かどうかについては常に検討し、適正な運用に努める必要があると考える。

さらに、上記 2 つの契約については、年度ごとの単年度契約となっているが、業務内容から見て特定業者とのみ締結が可能であるといった性質をもった業務委託契約については、事務コストを削減するといった観点から長期継続契約とすることを協議する余地もあるのではないかと判断される。

③ 随意契約において見積合せを行う業者数について（意見）

随意契約における見積書の徴取については以下のとおり規定されている。

<p>「山梨県財務規則」 第 137 条第 3 項 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が 10 万円以上のときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。</p>
--

当試験場における随意契約の内、見積合せを必要とする委託業務契約で、継続して契約しているものは以下のとおりである。

委託内容	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
清掃業務	3 社(契約 A 社)	3 社(契約 A 社)	3 社(契約 A 社)
旧果樹試験場跡地除草	2 社(契約 B 社)	2 社(契約 B 社)	—
残留農薬分析委託	3 社(契約 C 社)	3 社(契約 C 社)	3 社(契約 C 社)
場内植栽剪定	2 社(契約 D 社)	2 社(契約 D 社)	—

ここ 3 年間の推移を見ると、見積合せを行う業者数に変動がなく、かつ最終的に契約を締結する業者についても毎期同じ業者となっている。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのかどうか継続的に検討し、見積合せの参加業者数の拡大を図ることが、結果として委託金額の低減によるコスト削減にもつながり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考えらる。

④ 契約において書面の記載に問題があると思われるものについて(意見)

平成 21 年度の随意契約（清掃委託）において、以下のような契約の存在を発見した。

支出負担行為伺い書起案日	平成 21 年 4 月 1 日
見積書上見積日	平成 21 年 4 月 1 日（3 社とも同日）
業務委託契約日	平成 21 年 4 月 1 日

さらに平成 20 年度の同内容の随意契約を確認したところ以下のとおりであった。

支出負担行為伺い書起案日	平成 20 年 4 月 1 日
見積書上見積日	平成 20 年 4 月 1 日（3 社とも同日）
業務委託契約日	平成 20 年 4 月 1 日

上記の 2 つの契約はいずれも起案日、見積日、契約日が同一となっている。担当者によると全庁的な予算執行上の問題として、年度最初からの契約については同一日になってしまうとの説明を得た。しかし一般的に考えると、見積合せ参加業者の選定や、予定価格の算定、見積金額の検証等の内部作業の存在を勘案すると、起案から契約までが同日に行われることは書面上とはいえ極めて不自然である。また、年度開始前の契約準備行為については以下の通知が存在する。

「山梨県平成 12 年 3 月 14 日出管第 3-16 号管理課長通知 年度開始前の契約準備行為について（通知）」
 毎年度継続的に行う経費で、庁舎警備、庁舎清掃、車両運行等会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がある契約については、年度開始前に契約準備行為として入札の執行、見積合わせのための見積書の徴取を行うことができる（以下略）

「会計年度開始後直ちに」という文言の解釈にもよるが、本清掃契約が会計年度開始後直ちに給付を受ける必要のあるものであるとするならば、見積書上の見積日については、書面上からその契約の正当性について疑念を生じさせることのないよう、事実即した表示とすることが当然に望ましいと考える。

(6) 物品・固定資産管理

① 主要備品原簿の記載洩れについて（指摘事項）

果樹試験場においては、主要備品原簿、備品原簿の作成が行われている。
 主要備品原簿については、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」
 第 156 条
 課長及びかい長は、車輛又は所得価額一件百万円以上の備品を取得したときは、主要備品原簿を作成しなければならない。

しかし、主要備品原簿を確認したところ、平成 21 年 11 月購入の下記備品が対象備品にもかかわらず主要備品原簿に記載がなかった。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
9002878	5-99-03	温度勾配恒温器	1	H21. 11. 30	1, 260, 000	虫害実験室

原因としては、物品管理システムに入力するさい主要備品の欄へのチェックが洩れていたためとの説明を受けた。主要備品は、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの特殊な管理を要する物品の取扱手続として「主要備品については、主要備品台帳に基づき、通常の備品よりも一層の厳正な管理を行うこと」とされているので、当該備品を主要備品原簿に記載するとともに厳正な管理を行うことが必要である。

また、主要備品台帳から洩れてしまうのは、内部統制システムに不備があるものと思料される。

今後は、当該物品管理システムにおいて、例えば、100 万円以上の備品のチェッ

ク欄の洩れのさい「エラーメッセージ」が流れる等システムの対応を行うことも必要と考える。

② 物品の棄却について（指摘事項）

果樹試験場に保存されている備品一覧表より一部を抽出して現物確認を行ったところ、下記の備品が既に廃棄されていた。

物品番号	分類番号	品名・規格品質	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
40147451	2-1-1	ノートパソコン	1	H10. 3. 17	記載なし	総務課 1
40147453	2-3-2	テレビ	1	記載なし	記載なし	場長室 1
92005409	2-1-1	ビデオデッキ NV-HIT	1	H5. 3. 26	48, 400 円	場長室 1

担当者より説明をうけたところ、新規の備品を購入したときの既存の備品の棄却処理、例えば、購入業者に処分を依頼する等のさい、「物品棄却調書」を物品出納員に提出し、決済ののち管理帳簿より棄却の処理をするが、その「物品棄却調書」の作成が遅れているため、備品原簿に記載されたままといったことが考えられるという。

備品の現物確認について、以下のとおり規定されている。

<p>「山梨県財務規則」 第 151 条関係通知</p> <p>備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は毎年 7 月 31 日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、9 月 30 日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かいにおいては物品出納員等に報告すること。</p>
--

しかし、現物確認した一覧表の原票が保存されていないため、実地の棚卸調査がどこまで適正に処理されていたかは確認できなかった。

このように、毎年精査しているにもかかわらず棚卸に差異が生じているのは問題であり、今後、現物確認の原票を保存するとともに適正な管理を行うことが必要である。

③ 備品表示番号の貼付について（指摘事項）

果樹試験場の備品原簿には、計数管理物品を除くすべての物品に対し管理番号が付されている。山梨県物品管理・調達事務ガイドブックによると備品の管理方

法は「管理番号の付番」「備品の表示」「備品の棚卸し」とし、備品の表示に「物品管理システムから備品表示シールを打出し各備品に貼付すること。」とされている。そこで、備品の現物確認したところ、表示シールが貼付されていない備品が見受けられた。このことは、備品の現物確認においても備品の特定に時間がかかり支障をきたすことになると思料される。

担当者の説明によると、その物品管理システムの導入が平成 11 年なので、導入以前の購入物品について貼付を怠っているものもあるという。備品表示シールは、備品とその使用場所を特定し、帳簿と現物との突合及び管理をするためにあるので、今後、備品の現物調査のさい表示シールが不貼付の備品に貼付するとともに、備品の購入のさい備品表示シールの適正に貼付することが必要である。

④ 備品購入の落札率について（意見）

随意契約について、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第 137 条関係通知

3 随意契約における予定価格は、業者が算定した見積書と対査することにより、契約しようとする価格が適正かどうか検討する基準であり原則として予定価格調書の作成を要するが・・・以下略

下記の備品は、購入にあたり規定に従い予定価格調書を作成しているがその落札率は以下の通りである。

落札率一覧

(税込：円)

物件名称	契約金額	予定価格	落札率(%)	落札業者
光量子・放射熱測定装置	792,680	792,680	100.00	A社
パラフィン切片作成機器	738,360	738,360	100.00	A社
微分干渉顕微鏡	1,050,000	1,050,000	100.00	B社
分光測色計	1,557,150	1,557,974	99.94	A社

結果として、落札率は高い数値となっており、また、購入備品のうち 3 物件について同一の落札業者（A社）であったという事実を含めて考えると、十分な競争性や経済性が確保されていたかという点について、疑念を生じさせる可能性は否定できない。したがって、競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが必要と思われる。

⑤ 農薬の管理について（意見）

果樹試験場においては、薬品としてICボルドーやベンレート水和剤等、また、劇物としてモスピラン水溶剤等を保管している。薬品の管理状況について農薬庫を視察した。

果樹試験場の農薬の在庫については、農薬庫における農薬管理簿にて、前月の在庫量、当月の使用・購入状況により現在の在庫量を管理している。いわゆる、受払簿である。しかし、この農薬管理簿は、コンピューター内に保存されているのみで用紙での帳票は出力されていない。表計算ソフトにより計算していることから、過去からの一括修正が可能と思料されるので帳票を出力し書面で保存することが望ましい。

また、随時現物との実地の棚卸調査を行っているとのことだが、農薬管理簿との照合のみで棚卸調査をした結果としての資料は保存されていない。農薬庫では劇物を保管しており、取り扱っている農薬の中には危険性の高い薬品等も含まれていると思料される。農薬管理簿（受払簿）と実在庫との差異を分析することは、資産管理の面だけではなく、事故を未然に防ぐ意味からも必要とされるので、状況確認の報告書として実地棚卸の資料を保存し、内部牽制のもとに農薬を管理することが必要である。

⑥ ガソリン・軽油及び重油の購入について（意見）

果樹試験場内の平成21年度のガソリン及び軽油の購入については、見積り合わせによる随意契約により1リットル当りそれぞれ105円及び93円にて当初執行されたが、その後の単価変更は以下の通りである。また、重油の購入については、指名競争入札により1リットル当り53円にて当初執行され、同様にその後の単価変更は以下の通りである。

ガソリン (円)

変更日	4/1	5/1	6/11	7/19	9/1	10/1
単 価	105	111	114	117	120	122

軽油 (円)

変更日	4/1	5/1	8/1	10/1	3/1
単 価	93	94	97	98	102

重油 (円)

変更日	4/1	7/15	9/16	2/1
単 価	53	59	62	65

各契約書の第 6 条によると「・・・市場価格の著しい変動があった場合、協議のうえ、契約単価の変更を行うことができる。」と記載されており、随時に単価の変更が行われている。単価変更のタイミングについては、「市場価格の著しい変動」により行われるが、著しい変動の程度は特に決まっているわけではなく、相互の申し入れによっている。石油関連の市況が、値上げの場合には納入先からの申し入れにより、値下げの場合には果樹試験場からの申し入れにより行われている状況にある。納入先からの申し入れの場合、当該申し入れ価格を参考に本庁のポータルサイトに掲示される県本庁の単価、市場価格等を参考に変更すべきか否か、変更後の単価を相互に話し合いの上果樹試験場独自に決定している。

平成 21 年度の状況をみると、ガソリンでは当初単価は 105 円であり本庁の 106 円に対し低い価格で契約しているが、その後の単価変更では、タイミングは本庁と同日でありかつ価格も同額になっている。また、重油については指名競争入札により業者を選定しているが、当初単価によってのみ選定し、単価変更のたびごとに指名競争入札を行っているわけではないことから、実質的に当初の契約以外に変更のたびごとに随意契約が行われている状態である

以上のように、業者の選定は当初の価格設定時のみで、その後の価格の変更に正規の基準はなく業者の申し入れ等により変更されているので、入札時の価格のみを低く提示し、落札後は一般価格でといった取引となっていないかという懸念が生じる。

物価変動する市場性の高い物品であり価格改定を伴うものであるから、価格改定時においても客観性を高める方法を採用することが管理上望ましいと思われる

⑦ 旅費について（意見）

旅費については実費精算が求められるところであるが、果樹試験場内において、東京まで電車での旅費に職員により差異がでていた。これは、自らの割引回数券を使用することを申請しているか否かによるものであるということである。それにより、竜王・甲府より乗車し、かつ割引回数券を持参している職員は往復 5,600 円の申請に対し、他の職員は乗車券及び特急券の実費支給となるので、約 3,000 円近くの差が生じることになる。

実際のところ割引回数券を取得するとなると、職務中に各職員が購入に出かけることになり、費用対効果から見ても経済的とは考えにくい。旅費は実費弁償が原則であるが、割引回数券は広く一般に普及しているものであり、例えば、切手等と同様に果樹試験場としてある程度の割引回数券の在庫を持ち、受け払いにより管理し、現物を支給することも一案と思われる。割引回数券を現物管理するための事務負担コストと使用期限による失効というリスクもあるが、現物支給は民間企業でも採用している事項なので、旅費の軽減策として検討が望まれる。

⑧ ワインの受払管理について(意見)

生産物販売用のボトルワインについては製品別月別の受払管理が行われているが、試験研究用のボトルワインについては酒税法に基づく税務署の指導により保管場所別の在庫管理は行われているが、製品別の受払管理までは行われていない。生産物販売用のボトルワインは課税対象であることから厳格な管理を要請され、試験研究用のボトルワインは非課税対象であることからこのような管理は行われていない。しかし、ボトルワインが置かれている棚の中では試験研究用のボトルワインについても年代別管理番号別に区分されているのであるから、帳簿上の在庫の管理も同様に行うべきものと思われる。

また、ワインの未使用空ボトルについては、在庫数量の管理及び受払管理ともに行われていないが、これらについても同様に行うべきである。

9. 畜産試験場

(1) 試験研究課題

① 試験研究課題ごとの原価計算について

県民から徴収した税金が、各試験研究課題に適切に配分され、有効な使われ方をされているかどうかを判定するための試験研究課題ごとの原価管理については、県民への説明責任の観点からも、適切に実施すべき事項であると考えられる。

i. 試験研究課題ごとの原価計算の実施について（意見）

現在、畜産試験場においては、各研究員が以下のような「事業ごと」の支出金額を把握している。

＜参考＞事業の種類（平成21年度）

- ・系統豚の維持と系統豚の組合せ検定
- ・高品質肉用鶏の特性と増殖
- ・シャモの維持と増殖
- ・飼料作物優良品種選定普及促進事業
- ・新銘柄豚開発事業
- ・新銘柄地鶏開発

飼料の集計、消耗品については、改良増殖と試験研究とで共通のため、いずれか一方で集計されている。

そして各事業における予算執行の結果である予算執行状況表は、あくまでも予算科目（事項）毎に作成されているため、ほとんど課題（大課題・小課題とも）とは対応していない。

よって、試験研究課題ごとの原価管理が行われておらず、試験研究課題間で予算が余っている課題からそうでない課題への流用を行った上で、事業全体として予算執行結果がゼロとなるようにしている。

試験研究課題ごとに、かかった経費が予算を上回っていないかどうか、課題ごとの支出負担行為何を集計することによって確認する必要がある。それは試験研究課題ごとの直接経費の集計一覧表を作成することによって、容易に行うことが可能となる。

したがって、試験研究課題ごとに直接経費の集計一覧表の日常的な作成・更新を実施することが望まれる。

ii. 試験研究課題ごとの時間管理の実施について（意見）

試験研究課題の原価として把握すべき費用には、いわゆる物件費としての直接経費だけではなく、直接人件費、すなわち試験研究課題に従事した時間ごとに計算された研究員の給与等も集計対象に含める必要がある。

現在、試験研究課題ごとの勤務時間集計がされておらず、時間管理が実施されていない。各試験研究課題に主任はいるものの、研究員が時間のやり繰りしながら、現場の仕事のみならず研究を実施している状況にある。確かに、各研究員が1つの作業でいくつもの研究課題に関わっている現状からして、時間管理は大変難しい面があるものの、試験研究課題ごとの時間管理を行い、何かしらかの共通経費の配賦基準を設けた上で、各試験研究課題への人件費の配賦を実施可能とする体制を構築することが望まれる。

② 試験研究課題の評価について

i. 適切な評価の実施について（意見）

畜産試験場では、改良増殖と試験研究のうち、試験研究の評価のみ、年2回8月と2月に評価委員3名で実施している。

8月に実施するのが、調査・研究課題の選定時に、研究の背景・ニーズ、研究目的・目標の明確性・妥当性、研究目的・目標達成の可能性等を踏まえ、調査・研究に着手することの適切性・妥当性について行う評価としての「事前評価」であり、2月に実施するのが、5年以上の期間にわたる調査・研究課題について、一定期間を経過した時点で、進捗状況や社会的諸情勢の変化などの観点から、当該調査・研究の継続及び見直しについて行う評価としての「中間評価」、ないしは、調査・研究終了後、研究目的・目標の達成度や成果の妥当性などについて行う評価としての「事後評価」である。

畜産試験場では、ほとんどの研究課題の期間が3年のため、あまり「中間評価」は行っていない。

「事前評価」では、各課題の内容や方法論、ボリューム等について意見が出され、「事後評価」で5段階評価（5:非常に優れている。4:優れている。3:良好・適切である。2:やや劣っている。1:劣っている。）で実施され、平均点は4点前後となっている。ただし、ほとんどの点数が4点ないしは3点に偏っており、過去に3点未満の研究が1件あった程度で、2点以下の採点がなされている研究課題、評価項目はほとんど見られない。

以上の点より、5段階評価を前提とする課題評価が、実質的に3点～5点の3段階評価となっているのではないかという疑問があるところであるが、確認したところ、1及び2の評価については事前評価でその後の評価の対象外とされてしまうとのことであり、今回の確認結果は、その点を反映した結果であるものと判断される。

今後は、現在の評価基準が、評価結果を限られた研究資源の効率的な配分に役立てるといふ、課題評価の実施目的を達成しうるものであるかどうかを再度検討することが望まれる。

また、評価結果の多くは研究の内容面での評価であり、各試験研究課題に配分された予算が有効な使われ方をされているかどうかといった金額面での評価は、重点研究分についてはなされているものの、一般研究分については不十分であると思われる。

ii. 研究評価の人事評価への反映について（意見）

各試験研究課題に対する評価結果が人事評価に反映されておらず、研究員のモチベーションの低下が生じやすい状況となっている。

一般的に、研究成果については、他県がすでに実施したことを倣って実施すると高い評価を得やすく、逆に革新的な研究に取り組んで失敗した場合に低い評価となるという問題点がある。

研究成果の取り方について、たとえば業績表彰制度といった「アウトカム」のみで評価されてしまうと、なかなか革新的な研究に取り組む意欲が起きず、モチベーションが低下することとなるため、「アウトカム」ではなく、「アウトプット：目に見える成果物ではなく、何をどれだけ稼働をかけて行ったかという研究活動そのものを測定・評価」を評価することにより、研究員のモチベーションの低下を防ぐ取り組みを行うことが望まれる。

(2) 人事制度

① 職員等の人事評価制度について

i. 職員の個人面接記録について（意見）

職員の評価は、場長と次長の2名が実施しており、次長については場長および本庁の方で評価され、場長は本庁で評価されている。

正規職員の人事面談は、年2回実施され、12月分については事前に被面接者に「私の希望と意見」を作成し提出させて、面談時に面談の結果を「個人面接記録」に記載して保管している。

平成22年4月実施分の個人面接記録を閲覧したところ、面接項目と内容、指導・助言および総合所見が記録される様式であるが、1ページ目の指導・助言欄が未記入でありかつ2ページ目については全面的に記載が無かった。また、実施日についても一部記載されていない用紙があった。平成21年度の記録について閲覧したところ、年2回の個人面談記録の5月分と12月分があった。これは人事課から参考として提示されたものではあるが、面接者の記入欄のほとんどについて記載がされていなかった。

平成21年度に関しては適切な個人面接が行われなかったか、あるいは行われていたとしても全員分の記録はあったが記載が完全に残っていなかった。このような状況から制度運用が適切に行われていないように思われる。なお、その理由については昨年度の面談者が既に人事異動しており確認できなかった。

以上のとおり、個人面談記録の欠落、面談者が記載すべき箇所の記載漏れ、職員が記載すべき箇所の記載漏れがあり、適切な面談が実施されたという書類が保管されていなかったが、今後は適切に記載された人事関連記録に基づいて面談を実施し、その結果についても適切に記載し、管理保管すべきである。

ii. 臨時職員の個人面接について（意見）

畜産試験場が独自に行っている「所属長と臨時職員との個人面接の実施について」によれば、臨時職員の個人面接は、「面接実施時期が臨時職員の期間更新を受ける月の前月および雇用中断となる月の初旬」となっているが、実際には更新時期と12月の年2回実施しているとの説明であった。

また、この取り組みによると、臨時職員の面接時に、次長は臨時職員からは人事関連資料を、担当リーダー及び現場担当技能職員からは意見書を受領しておくことになっているが、各様式の何れも記入すべき個所の大部分が未記入になっており、適切に資料を作成してそれをもとに面談したようには見えなかった。

畜産試験場では臨時職員に対する積極的な人事評価を行っていることは高く評価できるが、より正確な運用を心がけたい。

iii. 職員の人事評価について（意見）

臨時職員については個人面談記録を作成して終了となるが、正規職員については、管理職以外の一般職員は一般職員人材育成制度の試行を行っている。

業績評価については、評価期間のはじめに、チャレンジ目標と担当業務内容を設定し、9月又は10月頃に中間フォローを行ったうえで、1月1日を基準日として実施している。また、能力評価については、職務遂行の過程で顕れた行動を、あらかじめ掲げた職員がとるべき行動と比較することにより、職務に取り組むプロセスを評価するものであり、11月1日を基準日として実施している。

評価者は業績評価、能力評価ともに、第1次評価者は次長、第2次評価者は所長である。

－正規職員評価の流れ－

1	被評価者は、評価対象期間が始まる4月頃にチャレンジ目標設定シートに、解決すべき課題や達成計画・基準、等及び各課題のウェイトを記入する。
2	同様に、担当業務設定シートに、業務名、業務内容とウェイトを記入して、両シート提出する。
3	6月頃に次長が面談を実施して、第一次評価者である次長がウェイトを記入して、被評価者が作成したウェイトと調整して合意ウェイトを記入する。
4	9月乃至10月頃に中間フォローを実施する。
5	11月1日を基準日として能力評価を実施する。被評価者及び評価者は、職種区分ごとに設定された能力評価シートに示された評価項目ごとに5段階で評価を行う。
6	第1次評価者は、各職員の職務行動記録に基づき、能力評価を行う。
7	第1次評価者は、人材育成システムで評価結果を第2次評価者に送付する。
8	第2次評価者による最終評価を12月中旬に総務部長に送付する。
9	1月1日を基準日として業績評価を実施する。被評価者及び評価者が各項目についてコメントおよび総合ポイント、総合コメントを記入し、評価の合意を確認し未合意の場合は理由を記入する。
10	第1次評価者は人材育成システムで評価結果を第2次評価者に送付する。
11	第1次評価者は、被評価者から提出されたチャレンジ目標ふりかえりシートと担当業務ふりかえりシートのコピーと業績評価シートを第2次評価者に提出する。
12	第2次評価者が評価して最終の評価書を2月中旬に総務部長に送付する 人事育成関係綴りを閲覧したが特に問題点はなかった。
13	評価結果を、個別面談を通じてフィードバックし、フォローアップを行う。

職員の人事異動のインターバル傾向は、場長、次長は1年から3年、畜産研究員も研究の継続途中に在る者を除いては比較的短く、技能労務職の者はかなり長いものが多い。技能労務職から他の職場への異動は非常に例外的である。技能労務職は、最初から試験場に入職している人が多い。

職場の人数が少ないこと、また、上司の勤務年数が少なく直ぐ異動してしまうことによる職員との意思疎通が少ないことから、職場や人間関係に対する不満、健康状態の不安を訴える意見等も見受けられる。職員のモラル・モチベーションの低下を招かないよう、人事評価制度や人事異動を適切に行っていくとともに、職員に対するメンタルケアの必要性があると感じられる。

② 臨時職員の年次有給休暇時間休の管理状況について（指摘事項）

臨時職員の年次有給休暇時間単位請求簿（以下、請求簿）は、職員の個人別に作成されており、請求簿の書式は決定・印、受理年月日、届出年月日、休暇を請求する時間として届出時間、確定時間、および申請者の氏名・印の欄から構成されている。

請求簿の記載状況を閲覧すると、受理年月日と届出年月日の時間関係が適切でないものがあつた。そもそもこの書式の届出年月日が意味することが理解されておらず、第三者が請求簿を閲覧した場合に、実際に届出をした日付か、休暇を請求する時間の日付かが断定出来ない表になっている。このため実際に使用している職員にも混乱があると思われる、ある時は受理年月日が早く、ある時は届出年月日が早いと言うように請求簿の記載方法が錯綜していた。

仮に、請求簿の届出年月日が実際に届出を出した日付であるなら、その日より受理年月日が早いのは不自然である。また、届出年月日が休暇請求する日を意味しているなら、届出の日付がどこにも記載されておらず、届出年月日の日付より受理年月日が遅い場合は、実際に休暇（時間単位）をとった後で受理承認している訳であり、無届休暇を事後承認することがしばしば行われていることになる。

任意に請求簿を閲覧したものの中では、届出年月日が平成22年4月5日になっているのに対して受理年月日が4月14日となっているものが見つかった。このような状況から年次有給休暇時間単位請求の管理が適切に行われているとは言い難いと思われる。

③ 研究者の人事交流を促進する制度、民間派遣研修制度、大学院派遣制度について（意見）

県が外国人留学生（ブラジル人）を受け入れており、留学生の希望により試験場で数ヶ月間の実習を受け入れている。畜産試験場の研究者を民間派遣するような研修制度、大学院等へ派遣する制度また研究職が海外に留学したり国内留学する制度などと類似の

制度はあるが、具体的な運用事例は多くない。

人事交流制度が適切に構築されていないため、他の職場での効率的な動きや考え方に接する機会が殆どなく、研究者間の同じ分野での人事交流がないため意見交換、情報交換の機会が制約されてしまう状況下にある。組織上異動が少ない場合には、一般的に組織の活性化、新陳代謝が行われにくい状況にあることが多いので注意を要する。具体的には、現在ある国内留学や民間派遣研修制度、外部からの受け入れ制度を、体系的、組織的に見直して戦略的な人事交流制度を構築することによって、組織の活性化や新陳代謝の効果が出るように運営していくことが望ましい。

人事交流制度は、県全体で考えることも良いが、必ずしも全体で統一する必要は無く、それぞれの試験研究機関の観点で検討し人事交流を促進する制度にすることがより現場の状況に適合する交流を生み出す可能性が高まるものと考えられる。

④ 任期付研究員等外部人材の活用について（意見）

任期付研究員等の外部人材の活用は、客員研究員1名を除き、これまで行ってきていない。今後は外部環境で育った専門家の血を入れると言う意味で、活用することを検討すべきと思われる。任期付の契約であり、研究期間の終了とともに退職するため、人事上の体系に与える影響は少ない。また、外部との交流を日常的に図ることにより、民間の研究や大学の研究者などの長所の取り入れや人脈の構築を図り、畜産試験場の活性化に繋がるとと思われる。

一方において、任期付研究員の能力を見極めることは容易ではないとの考えもあり、客員研究員制度の方が効果的との考え方もある。この点においては、いずれの形態をとるべきか十分にその長所と短所を検討してよりよい方法を採用することによって外部人材の活用を図ることが望ましい。

⑤ 年次有給休暇について（意見）

畜産試験場における臨時職員の給与体系によると、「賃金」は、就労日数に日額をかけて計算されている。その就労日数は、「出勤表」より転記された「就労状況調書」によって数えられているが「就労状況調書」に記載されている休暇と「年次有給休暇請求簿」に記載されている内容に一部差異が見られる。

年次有給休暇は、臨時職員が「年次有給休暇請求簿」に休暇申請を記載し、受理されたのち「出勤表」に転記される。この「出勤表」をもとに「就労状況調書」が作成されているので、一連の転記が正確に行われていれば「就労状況調書」に記載されている年次有給休暇は「年次有給休暇請求簿」と一致するはずである。

しかし、I氏の「年次有給休暇請求簿」によると、平成21年4月20日を休暇と申請しているが、保存されている「出勤表」の4月20日に「年休」の文字はなく出勤扱いになっており、さらに、「就労状況調書」には、4月20日ではなく4月21日に年次有

給休暇を示す「年」の文字が記載されている。保存されている「出勤表」が最終の書類ではないかもしれないということであるが、このような齟齬が生じていることから、就労日数を計算するのにあたって内部牽制が働いているか疑問である。

また、「年次有給休暇請求簿」には、取得している年間累計の有給休暇日数の記載がないので、有給休暇の超過の洩れを防止するため、現在の有給休暇の取得日数を記載する欄を設ける等適正化すべきである。

結果として、本件の年次有給休暇は給与計算に影響を及ぼさなかったが、上記のとおり齟齬が生じているので、管理体制を整えることが必要である。

(3) 会計

① 生産物売却収入（豚）の払下げ単価の決定について（意見）

畜産試験場では家畜家きんの改良繁殖を図り、畜産を振興するため、「山梨県種畜種きん払下げ規程」（昭和 29 年 7 月 22 日、山梨県告示第三百六十一号）に基づき種畜、種きん、種卵、人工受精用精液等の払下げを行っている。豚の精液については、山梨県家畜人工授精用精液譲渡規程（昭和 56 年 3 月 31 日、山梨県告示第百七十四号）の別表において一回分につき 3,150 円と規定されている。その他の生産物については、上記「山梨県種畜種きん払下げ規程」に基づき払下げの申請を受けた場長等が価格等を決定し申請者に通知することとなっている。豚については、毎年度当初に各生産物の払下げ単価を決定し、畜産試験場内での決裁を得ている。また、鶏については、払下げの都度払下げ価格を決定しているが、相場のある鶏卵等を除き払下げ価格はほぼ年度を通して定額を適用している。

豚・鶏ともに相場のある生産物を除き、各生産物に応じて直接的な原価を積算すること等により払下げ単価をほぼ毎年度継続的な積算方法で決定しているが、明確な払下げ価格決定のルールを規定化しているわけではない。払下げされている生産物は毎年度ほぼ同じものであること、及び試験研究の結果得られた成果を広く県民に普及することも必要であることから、払下げ価格決定の客観的なルールを規程等によりあらかじめ明確にしておくことが必要と思われる。

② 肉豚用子豚払い下げ単価の算出について（意見）

畜産試験場では肉豚用子豚の払下げを行っており、次の算式にしたがって払い下げ単価を算出している。

＜肉豚用子豚払い下げ単価の算式＞

$$\text{母豚の経費（母豚の払い下げ単価} + \text{母豚の餌費）} \div \text{母豚 1 頭あたりの産子数} + \text{子豚飼料費} = \text{子豚経費（肉豚用子豚払い下げ単価）}$$

当該計算式において適用する「母豚1頭あたりの産子数」は6産×7頭=42頭であるが、実際の売却対象としている子豚は半分の21頭（残21頭は親豚又は試験研究用）であるため、21頭を分母として母豚1頭あたりの子豚生産原価を算出している。実際に生産される子豚は42頭であることから、本来の子豚生産原価は産子数42頭を基準として算出すべきである。売却対象子豚数21頭を基準として算出した平成21年度の肉豚用子豚払い下げ単価は、3元肉豚で19,500円/頭とされているが、この算式による産子数42頭を基準として計算すると、13,500円/頭となる。

但し、社団法人全国養豚協会ホームページの子豚・種豚市場情報に掲載されている平成21年4月における子豚（一般）の平均売却価格は、全農茨城県本部家畜市場（茨城県）で17,018～18,966円/頭、八街子豚市場（千葉県）で16,801～22,375円/頭となっている。当該価格に照らして検討すると産子数42頭を基準として計算した13,500円/頭は低額であり、むしろ現状の売却対象子豚数21頭を基準として計算した19,500円/頭という価格が適当であると思料される。

したがって、市場価格等を参考としながら、生産原価の算出過程を再度見直し、理論的に精緻な計算式を求め直すことが必要と思われる。

③ 臨時職員の給与計算について（意見）

畜産試験場での正規職員の人件費は、本庁で予算計上されるため、畜産試験場内での処理は各種「手当」及び各人別の「控除」のみの入力となる。一方、臨時職員については年末調整に至るまで一貫して畜産試験場内で処理されているがその状況は以下のとおりである。

月次給与

項目	参照書類	対処法	システム対応
変動項目 「就労日数」 「時間外手当」 「宿直回数」	勤務状況調書	日数及び 回数を入力	自動計算
社会保険料 「厚生年金保険料」 「健康保険料」	社会保険料率表	表を照合	金額を手入力
雇用保険料			自動計算
源泉所得税	源泉徴収税額表	表を照合	金額を手入力
給与支給明細書		転記	自動転記

年末調整

項目	参照書類	対処法	システム対応
源泉徴収簿	例月賃金内訳書	転記	手入力
年末調整 「給与所得控除後の給与等」 「保険料の控除額」 「扶養控除の額」 「算出年税額」	給与所得控除後の給与等の金額の表 保険料控除等申請書 扶養控除申告書 税額表	表を照合 控除額を転記 控除額を計算 税額を計算	手入力 手入力 手入力 手入力
源泉徴収票	源泉徴収簿	転記	手書き

通常、市販の給与システムでも給与計算、年末調整はもとより、源泉徴収簿、源泉徴収票及び法定調書の資料も出力され「手入力」「手書き」の領域は少ない。畜産試験場の内部での管理はもとより、地域県民センターの財務審査官及び会計スタッフもこの給与計算、年末調整等をチェックしているということだが、手計算による集計業務は、転記ミス、照合の見間違え及び計算ミスの恐れがあり、給与計算から年末調整及び源泉徴収票の作成に至るまで間違いの起こる可能性は否定できない。そして、何より効率性の点から不合理といえる。畜産試験場での給与計算は10数名だが、県下での同様な処理は相当数にのぼると思われるので、給与計算システムを導入する等しかるべき改善が必要である。

(4) 契約

① 予定価額の積算について（指摘事項）

委託内容：汚水処理施設の維持管理業務
 委託者名：K社
 契約種別：随時契約
 委託金額：939,960円（年額）

平成18年度から平成21年度の随時契約において、3社の参加業者による見積書より採用決定しているが、落札状況は以下のとおりである。

予定価格及び落札率

	予定価格(円)	落札価格(円)	落札率(%)	落札業者
平成18年度	945,000	939,960	99.47	K社
平成19年度	945,000	939,960	99.47	K社
平成20年度	939,960	939,960	100.00	K社
平成21年度	939,960	939,960	100.00	K社

予定価格調書をみると、平成 18、19 年度は積算価格に 2 パーセントの値引きを計上のうえ予定価格としているが、平成 20、21 年度は、K 社の平成 19 年度採用時の見積価格と、積算内訳に至るまでまったく同額の金額を予定価格としている。このように、積算価額が A 社の見積価格と細部まで同じなのは適正な積算が行われたか疑問である。結果だけを見ると見積もり合わせは形骸化しており、実質的には単独随意契約であると外部に判断される可能性は少なくはないと思われる。

② 見積もり合わせの業者選定について（意見）

委託内容：庁舎等日常清掃業務

委託者名：A 社

契約種別：随時契約

委託金額：486,675 円

平成 18 年度から平成 21 年度の上記委託内容の随時契約において 3 社の参加業者による見積書より採用決定しているが、状況は以下のとおりである。

	落札価格(円)	参加業者数	落札業者
平成 18 年度	486,675	3 社	A 社
平成 19 年度	486,675	3 社	A 社
平成 20 年度	486,675	3 社	A 社
平成 21 年度	486,675	3 社	A 社

また、見積もり合わせをしている業者は以下のとおりである。

	参加業社
平成 18 年度	A 社、 B 社、 C 社
平成 19 年度	A 社、 C 社、 D 社
平成 20 年度	A 社、 C 社、 D 社
平成 21 年度	A 社、 B 社、 D 社

本件契約は、積算価格が 50 万円未満のため、予定価格調書の作成はされていないが、平成 18 年度から平成 21 年度における採用価格はいずれも同額あり A 社の採用である。また、見積もり合わせの参加業者は毎年 3 社であるが、過去 4 年間に選定されている業者は上記のとおり延べ 4 社のみである。当該随時契約の業者の選定にあたっては、「峡中地区管内に事務所があり、信用度が高いと思われる業者 3 社を選定」としている。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業

者が限られてしまうといった事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのかどうか継続的に検討し、見積合せの参加業者数の拡大を図ることが、結果として委託金額の低減によるコスト削減にもつながり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考え。

③ 飼料の予定価格及び業者の選定について（意見）

畜産試験場において飼料の購入は半期毎に行われているが、その予定価格は、前の半期に決定した落札価格に、直前の四半期と直後の四半期予測の飼料相場の平均増減額を加減算し算出している。

平成 21 年下半期での養豚飼料の算定は下記のとおりである。

平均相場増減額

平成 21 年 7 月から 9 月期の飼料相場	プラス	2.903 円/kg
平成 21 年 10 月から 12 月の飼料予想相場	マイナス	1.380 円/kg
平均額	プラス	1.523 円/kg

上半期の検定用後期飼料に平均相場増減額 1.52 円を加算する

平成 21 年上半期 落札価格	平成 21 年下半期 予定価格	増減割合
49.9 円	51.42 円	プラス 3.05%

増減割合を各飼料に適用する。

	平成 21 年上半期 落札価格	増減割合	平成 21 年下半期 予定価格
子豚用前期	237.0 円	+3.05%	244.23 円
子豚用後期	67.0 円	+3.05%	69.04 円
肥育用後期	50.0 円	+3.05%	51.53 円
検定用前期	50.5 円	+3.05%	52.04 円

本件契約は、随時契約、指名競争入札においても予定価格を下回る金額で最終落札している。また、この算定方法では、前回の落札価格を基礎としているため、市況価格より低く見積もられている。しかし、実際の最終落札は、見積もり合わせ及び入札において予定価格を下回することは少なく、最低価格の業者と直接交渉のうえに予定価格を下回る金額で契約している状況にある。下記一覧表の落札業

者の横に（※）のある取引がそのような契約であるが、平成 20 年下半年及び平成 21 年下半年のほとんどがそれに該当した。

養豚飼料	H20 年 上期	H20 年 下期	H21 年 上期	H21 年 下期
子豚用前期後期	C 社	C 社※	C 社※	C 社※
肥育用前期（育成）	A 社	A 社※	—	—
肥育用後期（大麦）	A 社※	B 社※	B 社	A 社※
検定用前期（育成）	—	B 社※	B 社	A 社※
検定用後期（種豚）	B 社	A 社※	A 社	B 社
養鶏飼料	H20 年 上期	H20 年 下期	H21 年 上期	H21 年 下期
育成用前中後期	C 社	C 社※	C 社※	C 社※
採卵成鶏用	C 社	C 社	C 社※	C 社
種鶏用	C 社	C 社※	C 社※	C 社※

このことは、最も低い価格の落札価格をもとに加減算し予定価格を算定している現在の算定方法に起因しており、加減算の割合によっては相当低い価額に予定価額を設定してしまうことによるのではないかと推測される。

「山梨県財務規則」（下線は、監査人）

第 127 条関係通知

予定価格は、支出については、相手方の申出にかかる価格の適否を判断する基準とするとともに予算の限度を示すものであり、収入については、適正な歳入の確保を図るうえにおいて、相手方の申出にかかる価格の基準となるものである。

契約担当者は、実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して予定価格を定めなければならない。

予定価格については、上記のとおり適正価格の判断基準とされていることから、当該適正価格を積算するうえで先の算定方法のみでよいか疑問である。いくつかの算定基準を勘案し、総合的な判断のもと、対外的にも適正な積算方法を選定し継続的に適用することが必要であると考えます。

④ アウトソーシング（民間委託）の活用について

i. 業務に付随する業務の民間委託（意見）

現在、委託の状況は、平成 20 年度で見ると以下の表の通りで、何れも随意契約

であった。支出負担行為を閲覧したところ、下記のうち、A(株)及びB(株)は、3期連続同価格で受注していた。その時の相見積もり参加業者もほぼ同じ顔触れであった。

相見積もりを依頼する場合、厳格な公募ではなく、従前の業者に電話して相見積もりをとっていることもあり同じ顔触れになってしまうが、同じ業者は事情を知っていると言うメリットがある。また、相見積もりをとっていない10万円未満の業者への委託についてもいつも同じような業者に委託している。

昨今の経済環境からすれば、より多くの業者から募集すればより高品質のサービスをより低価格で享受することが出来る可能性があると考えられる。より広くから募集するためには、県が開設している山梨県畜産試験場のホームページを活用することも一方法ではないかと考えられる。

また、以下の10万円未満の委託業務についてもルール上認められているから良しとするのではなく、何年かに一度は見直しをするなどの工夫をする必要があると思う。

—平成20年度民間委託の状況—

委託内容	受託者名	委託金額	委託期間	備考
汚水処理施設維持管理業務委託	A(株)	939,960円	H20.4.1～H21.3.31	※1
庁舎等清掃委託	B(株)	486,675円	H20.4.1～H21.3.31	※1
浄化槽維持管理委託	C社	46,200円	H20.4.1～H21.3.31	
医療廃棄物処理委託(収集運搬)	(株)D	16,800円	H20.4.22～H21.3.31	
医療廃棄物処理委託(処分)	(株)E	8,400円	H20.4.22～H21.3.31	
ガスロマトグラフ質量 医療廃棄物処理委託(処分)	(株)F	357,892円	H20.4.22～H21.3.31	※2
木質系廃棄物処理委託	(有)G	92,767円	H21.2.6～H21.2.14	
木質系廃棄物処理委託	(有)G	75,495円	H21.3.11～H21.3.14	
合計		2,024,189円		

※1 参加企業3社の相見積もりであり、他は1社と随意契約となっていた。10万円以上は相見積もりによるルールになっている

※2 (株)Fへの委託は県内唯一の委託先であったため、単独随契となった。

ii. 業務の効率化について（意見）

甲州地どりの種卵生産を平成24年から民間委託する予定がある。父鶏（シャモ）を民間に売却し、母鶏は国（家畜改良センター兵庫牧場）から買って、交配して卵をとる方法に変更し、甲州地どりの生産はやめる予定である。この予定は、

これまで畜産試験場で実施していた業務の一部を民間に移譲するというものであり、民間委託という意味とは異なるが、民間で出来ることは民間でという観点から評価できる。

一方、業務負担や効率化の観点からは、以下の視点も検討してもよいと考えられる。研究員によれば純粋な研究業務以外の業務により本来の主たる業務である研究をする時間が無いとの意見があるが、これは人件費削減方針の下、職員数の削減が進められてきたことも一因である。また、全職員のほぼ半数に及ぶ臨時職員は、職履歴からしても畜産の経験が浅い職員である。

従って、担当している飼育業務の大部分は民間会社や組織化した農家に委託することによって組織をスリムダウンして効率化の向上を図り、研究員の研究を促進することが出来ないかを検討すべきかと思われる。研究員とその補助者に専属を絞り込めば、当然総務課の業務負担もかなり軽減されて効率化が図れる可能性がある。

(5) 物品・固定資産管理

① 備品原簿、主要備品原簿の整備状況について（指摘事項）

畜産試験場には、備品原簿及び主要備品原簿が備え付けられている。畜産試験場において、備品原簿及び主要備品原簿を確認したところ、以下の問題点が挙げられる。

i 平成 19 年度の主要備品原簿及び平成 18 年度と平成 19 年度の備品原簿がシステムから出力されていなかった。また備品原簿及び主要備品原簿ともに何年度の原簿であるか等の情報がシステム上自動では記載されないとのことであるので、簡便な方法で何年度の備品原簿であるかなどの情報を残しておくことが管理上必要であると思われる。

ii 備品原簿上において、取得価額、取得年月日等の記載がない備品が散見され、帳簿として不完全なものとなっている。

② 主要備品の現物実査について（指摘事項）

平成 21 年度末主要備品原簿に記載されている 20 件の主要備品全件につき、現物実査を行った。現物実査時に使用中であった小型貨物自動車 1 台（物品番号 99000370 ホンダパートナー山梨 44 ち 6009）を除く 19 件について資産の实在及び備品表示シールの貼付がなされていることにつき確認することができた。しかし、以下の 2 件については主要備品原簿と備品表示シールの記載内容のうち、物品番号及び物品分類番号に相違が見られたため、速やかに訂正されることが望ましい。

品名	(主要備品原簿)	(備品管理シール)
	物品番号/物品分類番号	物品番号/物品分類番号
ガスクロマトグラフ	92000374/05-04-05	92000372/05-03-05
クロマトグラフィ脂肪酸 検出器・島津製作所 GC-8APF	92000375/05-04-05	92000385/05-06-99

③ 電子機器を中心とした備品の現物実査について（指摘事項）

備品原簿から以下の分類備品を抽出し、資産の実在性を確認するため現物実査を行った。

- i その他の庁用器具（掃除機、ポリワッシャー）
- ii コンピューター（本体又はセット）
- iii ネットワーク接続装置
- iv テレビ
- v ビデオ装置

現物実査の結果は以下のとおりである。

- i 掃除機、ポリワッシャーともに資産の実在を確認。しかし、現在では清掃は外部委託となっているため清掃機器を使用する機会はないとのこと。また、掃除機2台に「物品番号」「分類番号」等を印字したシールが貼られていなかった。
- ii 備品原簿には平成13年1月購入のパソコン1台（品名：Mate NX・NECPC-MA66）が資産として記載されていたが、当該資産の所在については確認が出来なかった。
（その理由については、当該パソコンについては国から委託された事業の為に購入した備品であり、事業終了に伴って平成16年3月以降に委託契約上、予め定めていた条件に従って国に返還を行ったが、備品原簿上において何ら手続きを行っていなかったためであると、後日担当者より説明を受けた。）
- iii 備品原簿には平成元年3月購入のパソコン通信アダプター1台（品名：備品原簿に記載なし）が資産として記載されていたが、当該資産の所在については確認が出来なかった。
- iv 備品原簿に記載のテレビ3台とも資産の実在を確認した。
- v 備品原簿に記載のビデオデッキ2台とも資産の実在を確認した。

備品表示シールが貼付されていない備品については速やかにシールの貼付が必要である。また、実在していない資産については所定の手続きに則って備品原簿から削除することが必要であるが、そもそも規定に従い年に1回は物品の現物調査が適正に

行われているとするならば、備品原簿と現物の不一致は発生しないはずであり、上記の結果からは現物調査の適正性について一定の疑念を感じる点は否定できない。物品の現物調査は資産管理を有効に行ううえで、必要不可欠なものであると考えられるため、その実施についてはさらなる精度の向上が望まれる。なお物品の現物調査については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則第 151 条関係運用通知」
 備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は毎年 7 月 31 日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、9 月 30 日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かいにおいては物品出納員等に報告すること。

将来にわたって使用する可能性の低い資産は保管転換、売却又は廃棄を適宜すすめていくことも必要と思われる。

④ 動物の受け払い管理について（指摘事項）

平成 22 年 9 月 1 日の執行発議による物品区分換調書に基づき下記の通り動物出納簿の修正が行われている。これは実地棚卸の結果、実際の飼育頭数と出納簿上の頭数の間に乖離が生じていることが判明し、物品の受け払い報告漏れを原因とする修正処理が行われたものである。物品の移動が生じた都度に調書を漏れなく作成し、動物出納簿に移動の結果を反映することが当然必要である。尚、実際の飼育頭数は個体管理台帳等に基づき管理されているとのことであるから、県の正式な財産管理簿である動物出納簿に正確に記帳されているかこれらの個体管理台帳等と毎月末確認する等の作業を行うことにより、計上漏れが防止されるのではないかとと思われる。

（物品区分換調書による動物出納簿の修正処理）

物品分類番号	物品番号	品名	数量
30-01-09	50300109	ランドレース種（雄）種豚	-1
30-01-09	50300109	大ヨークシャー種（雄）種豚	-5
30-01-09	50300109	デュロック種（雄）種豚	-4
30-01-10	50300110	ランドレース種（雌）種豚	2
30-01-10	50300110	大ヨークシャー種（雌）種豚	4
30-01-10	50300110	デュロック種（雌）種豚	3
30-01-10	50300110	LW-交代雑種（雌）種豚	8

⑤ 出産直後の子豚の受け払い管理について（意見）

畜産試験場では出産直後の子豚については同一親豚から生まれた子豚を一群として分娩台帳により飼育管理を行い、管理台帳等において個体管理を行っていない。子豚舎から出たときに個体管理を実施し、生産物出納簿に計上することとしている。この生産物として認識されるのは山梨県「物品管理・調達事務ガイドブック 第9章5. 生産物 (3) 生産物として引き渡す時期の基準」の別表において動物等は出生後又はふ化後 7 日以内の日とされている。また、出産直後に子豚の耳にどの母豚から出産した等の明認処理を行っているのであるから、子豚舎から出たときではなく出産直後から個体管理を行うことは可能である。したがって、出産後できるだけ早く個体管理台帳及び生産物出納簿に計上し、県有資産として認識すべきと思われる。

⑥ 豚の棄却及び払出処理について

i. へい死した豚の病性鑑定結果の作成について（意見）

畜産試験場では豚のへい死による棄却及び払出処理が平成 21 年度には下表の通り行われている。このうち家畜保健衛生所において病性鑑定が行われているのは 1 頭のみであった。豚のへい死があった場合には畜産試験場にいる獣医師が一義的には病性鑑定を行い、不明点がある場合には家畜保健衛生所において詳細な病性鑑定を行うことになるとのことである。へい死があった場合の獣医師による病性鑑定の結果に関する書類は特に作成されていない。へい死の原因は豚の身体に対する外傷を除き病気等による可能性が高く、牛における口蹄疫問題等もあったことから、後日検証可能なように獣医師による病性鑑定結果の書類は作成し、保存すべきである。

ii. 豚の棄却及び払出処理にあたっての管理について（意見）

これらの豚の処理について、物品棄却調書の棄却方法欄は空欄であり、物品出納通知書（払出）では棄却方法の記載がなく、また、焼却処理が行われたとの具体的な証拠もないことから、実際にはどのような処理が行われたかは不明である。豚は県が管理すべき財産であり、棄却及び払出処理にあたっては適切に管理が必要である。

（物品棄却調書による棄却処理）

執行発議年月日	物品分類番号	品名	数量	摘要
H21. 4. 21	30-01-10	ランドレース(雌)	1	
H21. 5. 26	30-01-10	ランドレース(雌)	1	
H21. 5. 26	30-01-09	ランドレース(雄)	1	

執行発議年月日	物品分類番号	品名	数量	摘要
H21. 5. 26	30-01-10	デュロック(雌)	1	
H22. 1. 15	30-01-10	ランドレース(雌)	1	
H22. 3. 19	30-01-10	ランドレース(雌)	1	病性鑑定を実施

(物品出納通知書による払出処理)

執行発議年月日	物品分類番号	品名	数量	摘要
H21. 4. 30	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H21. 4. 30	45-09-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 6. 30	45-10-05	LWD3元肉豚(雌)	1	
H21. 7. 3	45-09-01	ランドレース種(雄)	1	
H21. 10. 15	45-09-03	デュロック種(雄)	3	
H21. 10. 19	45-09-04	LW-代交雑種(雄)	1	
H21. 11. 2	45-10-03	デュロック種(雌)	1	
H21. 11. 5	45-09-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 11. 10	45-09-03	デュロック種(雄)	1	
H21. 12. 7	45-10-03	デュロック種(雌)	1	
H21. 12. 18	45-09-03	デュロック種(雄)	3	
H21. 12. 18	45-10-03	デュロック種(雌)	2	
H22. 1. 4	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	2	
H22. 1. 4	45-10-02	大ヨークシャー種(雌)	1	
H22. 1. 4	45-09-04	LW-代交雑種(雄)	1	
H22. 1. 4	45-10-04	LW-代交雑種(雌)	1	
H22. 1. 12	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H22. 1. 12	45-09-01	ランドレース種(雄)	1	
H22. 1. 15	45-10-04	LW-代交雑種(雌)	1	
H22. 1. 26	45-10-02	大ヨークシャー種(雌)	1	
H22. 1. 26	45-10-01	ランドレース種(雌)	1	
H22. 2. 8	45-09-02	大ヨークシャー種(雄)	1	
H22. 2. 16	45-10-04	LW-代交雑種(雌)	1	
H22. 2. 16	45-10-01	ランドレース種(雌)	1	
H22. 3. 26	45-09-01	ランドレース種(雄)	1	

⑦ 鶏の受け払い管理について（意見）

畜産試験場では鶏は鶏舎番号別、鶏種別に各鶏舎の備え付け台帳としての「鶏飼育管理簿」上で羽数等が記入されている。これは主として飼育していく上で飼料給与量、採卵個数等を記録している台帳であり、個体数の受け払いを管理している台帳ではない。また、動物出納簿では場内のすべての鶏が「にわとり」に含まれてその異動状況が管理されているが、品種別の内訳は不明である。場内で飼育されている品種別の鶏の数量が受け払い管理されている一覧性のある台帳は設けられていない。鶏の受け払い管理された台帳を備え置くべきである。また、動物出納簿もすべての鶏を「にわとり」として記載されているが、品種別の管理台帳とすべきである。

⑧ 鶏の棄却処理について（意見）

畜産試験場ではへい死した鶏は上記の「鶏飼育管理簿」上で減数処理を行い、「へい死鶏チェック一覧」の鶏舎番号・日付欄に毎日記入し管理している。また、へい死した鶏は2日に1回場内で焼却処理を行われるが、物品棄却調書には1週間で焼却処理した数量をまとめて事後報告している。物品棄却調書は棄却処理前に決裁を得るものであるから、事後報告ではなく事前に承認を得ることが必要である。また、鶏も主たる財産と位置づけられることから、棄却処理に当たっては責任を明確にするため焼却日、担当者名等の管理を行い、上司の決裁を受けること等により内部牽制を働かせることが必要である。

⑨ 飼料の管理について（意見）

畜産試験場では飼育用及び試験研究用に飼料を保管及び管理している。養豚科、養鶏科それぞれにおける飼料の保管及び管理状況は次のとおりであった。

i 養豚科

飼料には試験用飼料と通常飼料が存在する。試験用の飼料は飼料庫に袋に入った状態で保管されており、通常の飼料は豚舎に併設された飼料タンクに保管されている。いずれも受払いの管理は行っていないため残高の把握は出来ていない。

ii 養鶏科

飼料には試験用飼料と通常飼料が存在する。どちらの飼料も飼料庫に袋に入った状態で保管がされている。管理簿は存在するが、入庫時にその発注日、入庫日、数量を記録するのみで、払い出しの管理はされていないため残高の把握は出来ていない。

出納簿及び受払簿への登載の省略については以下の規定が存在する。

「山梨県財務規則」

第 246 条

次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。

- 一 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等
 - 二 接待用の飲食店及び式典用の物品で購入後直ちに消費するもの
 - 三 職員が旅行先において購入し、直ちに消費するもの
 - 四 宣伝又は贈与の目的で購入し、直ちに配布又は贈与するもの
 - 五 福祉施設等で給食の用に供する賄品及び賄材料
 - 六 修繕等のため購入した物品で直に取り付ける部品等
 - 七 法規で規定している書式及び様式の諸用紙等
 - 八 消耗品のうち一月以内に消費することを予定して購入した事務用品
 - 九 本庁において、かいへ交付の目的をもつて購入した物品
- 2 前項のほか、受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品については、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。

上記規定関係の通知には 1 項 8 号の取扱いについて、物品要求書・物品購入報告書に「本消耗品は、1 月以内に消費するものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は出納簿及び受払簿への登載を省略することができる旨、及び 2 項の取扱いについても、受入後直ちに払出す消耗品及び原材料品については物品要求書・物品購入報告書に「本消耗品（原材料品）は受入後直ちに払い出すものである」と表示し、これに基づいて出納員及び物品取扱者は、出納簿及び受払簿への登載を省略することができる旨の記載がある。

養豚科および養鶏科についてもそれぞれ、基本的には 1 月～2 月くらいの期間で飼料は回転している旨、養豚科における飼料タンクで保管の分については正確な払出数量や残高の把握は困難である旨の説明を受けた。しかし、特に試験用の飼料については、その試験に対して発生した正確なコストを把握するためにも、飼料の受払いを帳簿上において行って残高の把握を行い、合わせて実地棚卸との突合を行うことは必要であると考えられる。また、通常飼料についても、養豚科の飼料タンクの払出数量について正確な実地棚卸が困難であったとしても、資産管理及びコスト管理の両面から技術的に可能な範囲内において、受払簿の作成と実地の棚卸を行うことは必要であると思われる。

⑩ 薬品の管理状況について（意見）

畜産試験場においては、ジエチルエーテルや消毒用エタプロコール等の薬品を保管している。薬品の管理状況について本館薬品庫を視察した。

薬品が保管してある棚の鍵については施錠してあることを確認した。しかし、薬品の在庫リスト、受払簿については作成していないとのことで、かなり過去に購入したと思われる薬品が相当数存在することを確認した。担当者より、薬品の中には危険性の高いものもあるのではないかと説明を受けたが、在庫リストや受払簿の存在しない今の状況では仮に薬品の盗難、紛失があったとしてもそれを即時発見することは困難であると思われる。

また、「毒物及び劇物取締法」第11条においては「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するか否かにかかわらず、危険性の高い薬品等も含まれていると思われるため、薬品の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施等が早急に求められる。さらに、長期間使用せずに放置されたままになっている薬品等については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

さらに、本館薬品庫内には注射器及び注射針が保管してあった。これについては1月以内に払い出す程度の数量しか保持していないとの説明を受けたが、物品の性質上、個別に受払簿の作成、棚卸調査の実施等を行うことを検討しても良いのではないかとと思われる。事実、図書室内の机の引出しから、相当過去のものと思われる未使用の注射針が複数放置されていることが発見された。管理の徹底がなされていればこのような事態は起こらないはずである。

⑪ ワクチンの管理状況について（意見）

畜産試験場では、ニューカッスル病性ワクチンや ARBP 豚丹毒混合不活化ワクチン等のワクチンを保管している。ワクチンの管理状況について本館及び豚舎、鶏舎の保管状況を視察した。

3箇所ともワクチンは冷蔵庫内に保管されていた。薬品と同様に在庫リスト、受払簿については作成していないとのことで、発注数量については目検討に頼る部分が大いとのことであった。ワクチンという性質上、当然に使用できる期限は決まっており、現状の管理体制では見積誤りを起因とする期限切れワクチンの廃棄等が発生する可能性は高く、過去にそういった事例が実際に発生したことも担当者より説明を受けた。

ワクチンについても薬品と同様に在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施が求められると考える。

⑫ 図書管理状況について（意見）

山梨県財務規則第 243 条第 1 項 1 号には、物品取扱者が備えなければならない帳簿として図書受払簿が記載されており、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックには図書受払簿に関して以下のとおり規定されている。

「山梨県物品管理・調達事務ガイドブック」より
 図書受払簿の登載範囲としては、図書の全てが対象となるものの、備品については、備品原簿へ登載するため、登載する必要がない。したがって消耗品の図書について登載にしておけばよい。消耗品出納簿で行ってもよい。消耗品であるので財務規則第 246 条に該当するものは、登載が省略できる。

「山梨県財務規則」
 第 246 条
 次の各号に掲げるものは、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。
 一 官報、公報、新聞、雑誌、パンフレット、ポスター、法規集の追録等
 二 接待用の飲食店及び式典用の物品で購入後直ちに消費するもの
 三 職員が旅行先において購入し、直ちに消費するもの
 四 宣伝又は贈与の目的で購入し、直ちに配布又は贈与するもの
 五 福祉施設等で給食の用に供する賄品及び賄材料
 六 修繕等のため購入した物品で直ちに取り付ける部品等
 七 法規で規定している書式及び様式の諸用紙等
 八 消耗品のうち一月以内に消費することを予定して購入した事務用品
 九 本庁において、かいへ交付の目的をもって購入した物品
 2 前項のほか、受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品については、出納簿及び受払簿に登載を省略することができる。

図書室内にて、過去に作成された図書受払簿を発見したが、確認した範囲内において最も新しい記載が平成 3 年購入のものであり、試験場内にある図書について全体として管理がなされていないのが現状であると判断される。担当者より「消耗品として扱っているため受払簿は作成していない。」との説明を受けたが、上記抜粋の財務規則等に従えば、消耗品であることをもって受払簿の作成の必要はないとは判断できない。また受払簿への登載が省略できる要件としては、「官報、広報、新聞、雑誌等」、「消耗品のうち 1 月以内に消費することを予定して購入した消耗品」、「受入れ後直ちに全部の払出しをする消耗品及び原材料品」等に限定されており、実際に図書購入の際の物品要求書への帳簿登載省略理由の欄には「1 月以内に消費する」、「受入れ後直

に払い出す」旨の記載があるが、図書という資産の性質上、上記記載省略理由は極めて不適當であり、雑誌等に該当しない限りは受払簿の作成が必要であるとする。消耗品として処理されている図書の中には1冊で2万円を超えるような書籍も含まれており、管理状況については改善する必要があると思われる。

⑬ 備品の实地棚卸原票について（意見）

備品の实地棚卸時における現物照合を行った際の現物照合原票が保管されていたが、現物照合票上には、実施者の記名や押印等もなく、その責任の所在が書面上で明らかにされていなかった。今後は現物照合原票上において、実施者の記名や押印等により、その責任の所在を明確にすることが、行政財産である備品、主要備品の管理上望ましいと思われる。

10. 酪農試験場

(1) 試験研究形態と実施体制及び試験研究・事業テーマに関する予算管理

山梨県酪農試験場の試験研究・事業テーマは非常に長期間にわたるものが多く、又その研究形態は国（農林水産省）からの受託研究、山梨県の単独研究、共同研究ではあるが事業アセスメント対象となるもの、共同研究の4区分に分かれている。

このうち、山梨県の評価委員会の対象となる研究は、山梨県単独研究で事業アセスメントに該当しないものと共同研究がその対象範囲となっている。

以上を前提とした酪農試験場の試験研究形態と実施体制は次のとおりとなっている。

<山梨県酪農試験場の試験研究形態と実施体制>

研究テーマ	研究対象年度	研究形態				山梨県評価委員会の関与	H19年度				H20年度				H21年度			
		受託研究	単独研究	同左アセス対象	共同研究		正規職員(氏名)	技能員(人員数)	非常勤臨時職員(人員数)	短期間臨時職員(人員数)	正規職員等(氏名)	技能員(人員数)	非常勤臨時職員(人員数)	短期間臨時職員(人員数)	正規職員(氏名)	技能員(人員数)	非常勤臨時職員(人員数)	短期間臨時職員(人員数)
1. 牧草(ペレニアライグラス)の新品種の開発																		
(1) 採草用品種の育成	S54~	○				なし												
(2) 放牧用品種の育成	S39~	○				なし	藤森雅博 保倉勝己 藤岡洋子	1	2	7	藤森雅博 保倉勝己 藤岡洋子	1	2	8	藤森雅博 保倉勝己	1	2	8
(3) 育種素材の導入と評価	S39~	○				なし												
(4) 育種方法に関する試験	S61~	○				なし												
(5) エンドファイトフリー芝型ペレニアライグラス新品種の育成	H18~21		○			関与	藤森雅博 藤岡洋子 保倉勝己	0	1	7	藤森雅博 藤岡洋子 保倉勝己	0	1	8	藤森雅博 藤岡洋子 保倉勝己	0	1	8
(6) DNAマーカーを用いた超夏性向上系統の育成	H20~24	○				なし	-	-	-	-	藤岡洋子 藤森雅博	0	1	8	藤岡洋子 藤森雅博	0	1	8
2. 乳肉用牛の能力検定																		
(1) 優良乳肉供卵牛選抜事業	H5~			○		なし	渡邊真一 伊藤和彦 鈴木希伊	5	7	0	伊藤和彦 鈴木希伊	5	8	0	伊藤和彦 鈴木希伊	5	8	0
3. 牛の人工妊娠技術の実用化																		
(1) 牛の人工妊娠技術実用化事業	S59~			○		なし	渡邊真一 鈴木希伊 伊藤和彦 長尾慶和	5	7	0	鈴木希伊 伊藤和彦 長尾慶和	5	8	0	鈴木希伊 伊藤和彦	5	8	0
(2) 優良肉用牛増産のための生体卵子吸引採取技術の実用化	H20~23		○			関与	-	-	-	-	鈴木希伊 伊藤和彦 長尾慶和	5	8	0	鈴木希伊 伊藤和彦	5	8	0
4. 飼料作物の栽培と利用技術の改善																		
(1) 飼料作物優良品種選定管営推進事業	S57~ (以前)			○		なし	藤岡洋子 保倉勝己	3	1	7	藤岡洋子 保倉勝己	3	1	8	藤岡洋子 保倉勝己	3	1	8
5. 乳肉用牛の飼養管理技術の開発																		
(1) 飼料利用高度化推進事業	S63~ (以前)		○			なし	藤岡洋子 保倉勝己 藤森雅博	0	1	0	藤岡洋子 保倉勝己 藤森雅博	0	1	0	藤岡洋子 保倉勝己 藤森雅博	0	1	0
(2) 高泌乳牛の有機ミネラル給与による飼養管理技術の確立	H20~22		○			関与	伊藤和彦 鈴木希伊 渡邊真一	5	7	0	伊藤和彦 鈴木希伊	5	8	0	伊藤和彦 鈴木希伊	5	8	0
(3) 黒毛和種ET産子の哺乳および育成技術の検討	H19~21		○			関与	鈴木希伊 伊藤和彦	5	7	0	鈴木希伊 伊藤和彦	5	8	0	鈴木希伊 伊藤和彦	5	8	0
6. 乳肉用牛の地域未利用資源給与技術の確立																		
(1) 飼料費低減のための食品製造副産物給与技術の確立	H22~24				共同(他県)	関与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
7. 南アルプスにおける二ホンシカによる高山植物への影響と保護対策および個体数管理に関する研究																		
(1) 野生シカの一時飼育管理技術の検討	H22~24				共同(総研)	関与	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
8. 乳肉用牛の放牧管理技術の開発																		
(1) 肉用繁殖牛の山梨型製作放棄地放牧技術の確立	H18~21		○			関与	藤岡洋子 保倉勝己	3	1	0	保倉勝己 藤岡洋子	3	1	0	保倉勝己 藤岡洋子	3	1	0

試験研究・事業テーマごとに関する予算管理は、酪農試験場の中で所管する範囲でのみ行われている。所管する予算の内訳は、正規職員以外の人件費とそれぞれの試験研究・事業テーマに関する直接費用（飼料代、備品購入費、旅費等）である。

最近3カ年及び今年度の試験研究・事業テーマごとの状況は、以下のとおりである。

													(単位:千円)		
研究テーマ	研究対象年度	H19年度			H20年度			H21年度			H22年度				
		年度予算	年度実績	予算残	年度予算	年度実績	予算残	年度予算	年度実績	予算残	年度予算	年度実績	予算残		
1. 牧草(ペレニアルライグラス)の新品種の開発															
(1)～(4)牧草新品種育成	S39～	5,837	5,837	-	5,682	5,682	-	6,132	6,132	-	5,700				
(5)エンドファイトフリー芝型ペレニアルライグラス新品種育成	H18～21	908	908	-	908	899	9	-	-	-	-				
(6)DNAマーカーを用いた雑交性向上系統の育成	H20～24	-	-	-	1,000	1,000	-	950	950	-	700				
2. 乳肉用牛の能力検定															
(1)優良乳肉供牛選抜事業	H5～	14,653	14,650	3	15,949	15,722	227	17,773	17,510	263	16,716				
3. 牛の人工妊産技術の実用化															
(1)牛の人工妊産技術実用化事業	S59～	6,206	6,195	11	6,650	6,650	-	7,340	7,292	48	6,907				
(2)優良肉用牛増産のための生体卵子吸引採取技術の実用化	H21～23	-	-	-	-	-	-	2,425	2,425	-	2,426				
4. 飼料作物の栽培と利用技術の改善															
(1)飼料作物優良品種選定普及促進事業	S57～	769	763	6	709	697	12	638	602	36	598				
5. 乳肉用牛の飼養管理技術の開発															
(1)飼料利用高度化推進事業	S63～	3,871	3,863	8	3,651	3,625	26	3,661	3,257	404	3,268				
(2)高産乳牛の有機ミネラル給与による飼養管理技術の確立	H20～22	-	-	-	1,200	1,200	-	1,191	1,185	6	1,046				
(3)黒毛和種ET産子の哺乳および育成技術の検討	H19～21	4,820	4,820	-	4,803	4,575	228	4,829	4,429	400	-				
6. 乳肉用牛の地域未利用資源給与技術の確立															
(1)飼料費低減のための食品製造副産物給与技術の確立	H22～24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,028				
7. 南アルプスにおけるニホンジカによる高山植物への影響と保護対策および個体数管理に関する研究															
(1)野生ジカの一時飼育管理技術の検討	H22～24	-	-	-	-	-	-	180	180	-	156				
8. 乳肉用牛の放牧管理技術の開発															
(1)肉用繁殖牛の山梨型耕作放棄地放牧技術の確立	H18～21	3,846	3,805	41	3,847	3,831	16	3,843	3,828	15	-				
合計		40,910	40,841	69	44,399	43,881	518	48,962	47,790	1,172	41,545				

また、正規職員以外の人件費については酪農試験場の畜産振興費予算の中の事業費、試験費、管理費、運営費の中で予算執行管理がなされている。このうち、事業費及び試験費に関しては、それぞれの試験研究・事業テーマと対応して予算執行管理がなされている。

最近3年度のそれぞれの予算執行状況は、以下のとおりである。

		(単位:千円)		
畜産振興費	対応する試験研究テーマ	平成19年度	平成20年度	平成21年度
優良乳用供卵牛選抜事業費	2(1)優良乳用供卵牛選抜事業費			
共済費		703	676	658
賞金		4,654	4,708	4,775
小計		5,357	5,384	5,433
肉用牛ET産子早期育成技術確立事業費	5(3)黒毛和種ET産子の哺乳および育成技術の検討			
共済費		369	343	341
賞金		2,500	2,492	2,510
小計		2,869	2,835	2,851
飼料作物優良品種選定普及促進事業費	4(1)飼料作物優良品種選定普及促進事業			
共済費		6	1	6
賞金		627	522	495
小計		633	523	501
飼料利用高度化推進事業費	5(1)飼料利用高度化推進事業			
共済費		363	339	304
賞金		2,449	2,457	2,196
小計		2,812	2,796	2,500
牧草新品種育成試験費	1(1)採草用品種の育成 1(2)放牧用品種の育成 1(3)育種素材の導入と評価 1(4)育種方法に関する試験			
共済費		266	333	304
賞金		2,312	2,619	2,362
小計		2,578	2,952	2,666
林地内放牧技術試験費				
共済費		12	-	-
賞金		1,122	-	-
小計		1,134	-	-
幼苗乾燥処理試験費	1(6)DNAマーカーを用いた越夏性向上系統の育成			
共済費		-	5	5
賞金		-	469	469
小計		-	474	474
牧草(エンドファイトフリー)新品種開発試験	1(5)エンドファイトフリー芝型ペレニアルライグラス新品種の育成			
共済費		6	5	-
賞金		514	509	-
小計		520	514	-
その他の試験費	8(1)肉用繁殖牛の山梨型耕作放棄地放牧技術の確立			
共済費		343	339	338
賞金		2,328	2,396	2,404
小計		2,671	2,735	2,742
経営管理費	共通(牧草の刈取・除草業務等に係る短期雇用者8名分)			
共済費		-	-	-
賞金		2,664	2,720	2,753
小計		2,664	2,720	2,753
場運営費	共通(非常勤2名、臨時職員1名)の共通業務)			
報酬(賞与相当額19年度は含む賞金)		-	3,756	3,747
共済費		1,633	1,932	1,821
賞金		11,123	9,036	8,928
小計		12,756	14,724	14,496
合計		33,994	35,657	34,416

① 試験研究・事業テーマごとの県民負担額の説明責任について（意見）

研究開発コストに関しては、それぞれの試験研究・事業テーマごとの予算要求、予算配分ベースで管理され正規職員の人件費はその対象外となっている。すなわち現状では、正規職員以外の人件費とそれぞれの試験研究・事業テーマに関する直接費用（飼料代、備品購入費、旅費等）の範囲で参考的に報告されているのみである。

現在は、それぞれの試験研究・事業テーマに関して正規職員に関する研究開発時間は個別に把握されていない。試験研究・事業テーマの評価にあたっては、実際にどの研究テーマにどのくらいの研究員の時間を要したかということも考慮に入れながら、結果の評価を実施することも必要ではないかと思われる。

研究テーマに関する最大のコストは、正規職員の人件費コストである。この部分については、試験研究・事業テーマごとの人件費コストの把握をすることが必要である。それぞれの研究テーマに関するその研究の成果としての評価結果を検討するうえでも必要であるとともに、県民がそれぞれの試験研究・事業テーマに負担するコストはどのくらいかかっているのかということも試験研究機関側においても正しく認識しておく義務とその必要性があるものとする。

今後は、研究のために要する研究者の人件費コスト（時間外人件費コストも含む）を試験研究・事業テーマごとに把握する方向で総コスト管理を実施することも検討課題と考える。

(2) 人事制度**① 短期臨時職員の勤務状況の把握について（意見）**

短期臨時職員の勤務実態を証明する資料としては、試験場が独自に作成している出勤簿が存在すると担当者より説明を受けた。しかし、平成21年分の出勤簿に対して通査を実施したところ、短期臨時職員本人による署名や押印等は無く、出勤日に手書きで丸印が記入されているのみであった。さらに、その記入については現場のリーダーが行っているとのことであるが、記入者の署名等は存在せず、当該出勤簿自体の責任の所在についてその書面上において明確になっているとは言いがたい状態であった。

短期臨時職員の募集から採用、及び賃金の支払にいたるまでを試験場単独でおこなっている現行の制度下においては、勤務実態が無かったとしても、賃金として支払の実行がなされてしまうといった危険性が常に存在するのではないかと考える。そのような危険性を除去するために、その責任の所在が明確となるような出勤簿の形式の見直しを行うことも必要ではないかと判断される。また、現在は作成が行われていない作業日報の作成も、短期臨時職員の勤務実態を後日検証する際に有用な資料となると考えられるため、その作成につき検討する余地があるのではないかとと思われる。

(3) 会計

① 子牛の売却に係る年度末の精算事務について（指摘事項）

酪農試験場では試験研究の過程で出産され、試験研究に供しない子牛については生産物として原則的に売却に付される。その際、全国農業協同組合の実施している山梨県北部家畜市場におけるセリを通じて売却されている。平成 20 年度末に行われた当該子牛 3 頭の売却(3 頭合計売却金額 179, 229 円)の精算事務が遅延し、平成 21 年度の計上となっている。当該子牛売却に係る精算事務の経過は次の通りである。

- 2/25：子牛委託売買契約書（梨北農業協同組合と契約締結）
- 2/25：セリの実施
- 2/26：精算明細書（全国農業協同組合発行）
- 4/8：精算遅延に係る始末書（梨北農協発行）
- 4/21：子牛販売代金精算書受領（梨北農協発行）
- 4/21：調定伺い起案
- 4/23：調定

精算事務の遅延の理由は上記精算遅延に係る始末書の内容から梨北農協の事務の遅延に起因するものと思われるが、酪農試験場からも主体的に事務の迅速な処理を促す等積極的なアプローチが必要であったものと思われる。

② 牛の受精卵払い下げ価格について（意見）

酪農試験場では乳用牛及び肉用牛の改良増殖を図り、山梨県における畜産業の振興発展に資することを目的として、「山梨県種畜種きん払下げ規程」（昭和 29 年 7 月 22 日、山梨県告示第三百六十一号）に基づき移植用の受精卵を生産し、生産物の払い下げを行っている。酪農試験場における当該受精卵の払い下げ価格は「山梨県酪農試験場受精卵払い下げ要領」（平成 15 年 4 月 1 日施行）に基づき下記の通り決定されている。

規格	受精後 7～8 日齢で良質なもの	
単価	ホルスタイン種	12,000 円
	黒毛和種（種雄牛の使用精液が 5,000 円以上）	9,000 円
	黒毛和種（種雄牛の使用精液が 5,000 円未満）	6,000 円

上記受精卵の払い下げ価格は、平成 5 年度の受精卵の有償配布が開始して以来改定を行ったことはない。上記受精卵の生産原価を生産に要する直接的な経費（精液、液体窒素、医材、消耗品）を基に算出すると、平成 19 年度現在でホルスタイン

ン種：15,103円、黒毛和種：12,052円と積算されている。当該金額は原材料等の直接費のみであり、間接費（労務費、製造間接費）を含めると相当程度増額する。また、関東近県における受精卵の近年の払下げ価格及び社団法人家畜改良事業団における体外受精卵の平成22年度の販売価格は下記の通りである。

・関東近県における受精卵の近年の払下げ価格

	ホルスタイン種	黒毛和種
茨城県	—	15,000円
栃木県	21,000円	21,000円
群馬県	50,000円	25,000円
千葉県	31,500円	31,500円
埼玉県	—	12,000円
東京都	10,000～20,000円	4,000円
静岡県	35,000円	—

・（社）家畜改良事業団における体外受精卵の平成22年度の販売価格

黒毛和種	性未判別	15,000～18,000円
ホルスタイン種	メス	20,000円

（注）黒毛和種の価格は種雄牛の使用精液により幅がある。

上記の通り、山梨県の牛の受精卵の払下げ価格は関東近県及び（社）家畜改良事業団におけるそれに比べても低額なものとなっている。酪農試験場は山梨県における酪農家の保護・育成を図ることにより畜産業の振興発展に資することも目的としていることから、受精卵の払下げ価格は営利を目的とした販売と異なりやや低額なものとはならざる負えないものと思われるが、本質的には市場価格を目安とした価格設定を行うべきであり、県の施策として酪農家を財政的に補助することが必要な場合には、別途の施策で行うことがより透明性が高く、県民にも判りやすいものと思料される。

③ 成牛の売却に係る予定価格の算出について（意見）

酪農試験場では試験研究が終了し、試験研究に供されなくなった成牛については生産物として原則的に売却に付される。県内での肉用牛の増頭を推進していることからと畜せずに生体で販売する場合がある。その際、黒毛和種成雌牛は生体での取引がほとんど行われていないため参考となる価格がない。販売価格は株式会社山梨食肉流通センターでの直近の廃用牛枝肉販売価格（格付C-1）及び山梨県農業共済引受評価基準を参考の上、下記の通り算出している。

販売予定価格＝生体重×推定歩留率（40%）×C－1 枝肉単価（＋妊娠胎児 90,000 円）

さらに、慢性疾病罹患など各牛の状態に応じて価格を低減している。

尚、当該算式によって算出された予定価格と見積合わせによる売却価格は下記の通りである。

名号	生体重	妊娠	予定価格	売却価格	備考
こころ	600 kg	○	200,088 円	300,000 円	
まつゆり	500 kg	×	87,990 円	200,000 円	
らくひめ 15	570 kg	○	194,808 円	320,000 円	
らくし 99	560 kg	○	57,915 円	251,000 円	予定価格：脂肪壊死症 △70%

上記の通り、積算された予定価格と売却価格とは 4 件ともにほぼ 10 万円以上の開差が生じている。一般的には購入者は肥育の後売却することから、廃用を前提とした上記の予定価格とは異なる購入価格を検討することになる。したがって、予定価格の積算に当たっては廃用を前提とした上記の積算式のみならず、過去の売却価格等も参考とすべきであるものと思われる。

④ 子牛の売却に係る予定価格の算出について（意見）

前記①の通り、酪農試験場では試験研究に供されなくなった子牛については生産物として原則的に売却に付される。一般的には全国農業協同組合の実施している山梨県北部家畜市場におけるセリを通じて売却されている。しかし、疾病罹患など瑕疵ある子牛についてはセリを通さず売却している。その際の予定売却価格は各子牛の状態に応じて価格を個別に積算している。平成 21 年 12 月 2 日に起案された子牛（黒毛和種）の売却において、重篤な欠陥（無血去勢術の失宜により陰囊周囲が広く化膿しており数ヶ月以内に治癒する見込みがない）により経済価値が著しく損なわれている状態を考慮して、直近の上場子牛の売却価格を参考に下記の販売参考価格の 50%としている。

販売参考価格＝子牛生体重×1,000 円/kg×1.05

当該算式を適用して 50%減として算出した予定価格は 94,500 円となり、県の財務規則に基づき単独随意契約となっている。本件については子牛に重篤な欠陥があることから参考価格から減価することは理解できるが、減価率を 50%としている

根拠は明確ではない。過去の売却時における健全な牛に対する疾患の程度に応じた減価の割合を統計的に求める等減価率適用の根拠を明確にするべきである。

尚、参考として前記③の瑕疵ある成牛（らくし 99）の売却時において実際の売却価格は健全な成牛の売却価格のほぼ△20%の減価であることから、当該 20%減を適用して算出すると下記の通り 151,200 円となり、単独随契ではなく見積合わせによる売却を行うべきこととなる。

$$180 \text{ kg} \times 1,000 \text{ 円/kg} \times 1.05 \times (1-0.2) = 151,200 \text{ 円}$$

(4) 契約

① 飼料に係る指名競争入札の辞退率について（意見）

平成 21 年度における各種飼料に係る指名競争入札における参加業者数及び入札参加辞退業者数は次のとおりであった。

飼料名	入札参加予定業者数	入札辞退業者数	辞退率
綿実（上期）	5 社	3 社	60%
綿実（下期）	6 社	3 社	50%
ヘイキューブ（上期）	5 社	3 社	60%
ヘイキューブ（下期）	6 社	3 社	50%
大豆粕（上期）	5 社	2 社	40%
飼育用配合（上期）	5 社	2 社	40%
飼育用配合（下期）	6 社	3 社	50%
若齢育成用（上期）	5 社	3 社	60%
若齢育成用（下期）	6 社	4 社	67%
ビートパルプ（上期）	5 社	2 社	40%
ビートパルプ（下期）	6 社	3 社	50%
トウモロコシ（上期）	5 社	1 社	20%
トウモロコシ（下期）	6 社	1 社	17%
繁殖用配合（上期）	5 社	3 社	60%
繁殖用配合（下期）	6 社	4 社	67%

上記の表からも明らかなように指名競争入札における業者の辞退率は非常に高い。指名競争入札における入札者数については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第 135 条第 1 項

契約担当者は、指名競争入札に付そうとするときは、なるべく 5 人以上の入札者を指名しなければならない。

当試験場の飼料に係る指名競争入札の参加業者数は外形的には 5 人以上となっているが、辞退する業者数を勘案すると入札の実態としては 2 人から 3 人で指名競争入札を行うことが常となっている。また、複数年に渡って辞退率が 80%を超える業者も存在しており、このような業者については参加業者数を満たすことのみを目的として入札参加予定業者に名を連ねていると外部に誤った判断をされるおそれもある。担当者によると県内においては当該飼料を扱っている業者は僅少であり、入札を辞退することが予想される業者の代わりを探すことは困難であるとの説明を受けた。さらに、入札は全飼料を同日、同会場にて実施している都合上、入札を辞退すると予想される業者に対しても全飼料への入札参加資格を与えたほうが、飼料ごとに入札資格を付与するよりも事務作業量の軽減が可能となるとのことであった。したがって、辞退率が高いといった結果を持って、外部に対して誤った心象を与えないように、辞退率が高くなることにつき合理的な説明の出来る資料を入札に係る起案書等に添付するといった対応を検討しても良いのではないかと思われる。

② 業務委託随意契約について

平成 19 年度から平成 21 年度までの業務委託随意契約の状況は以下のとおりである。

単位 (円)

		H19	H20	H21
① 酪農試験場本館 清掃委託	受託者	A 社	A 社	A 社
	参加業者数	3 社	3 社	3 社
	委託金額	757,470	757,470	757,470
② 排水 PH 処理装置の 維持管理	受託者	B 社	B 社	B 社
	参加業者数	2 社	2 社	2 社
	委託金額	176,400	176,400	176,400
③ 一般廃棄物の収集運搬	受託者	C 社	C 社	C 社
	参加業者数	2 社	2 社	2 社
	委託金額	126,000	126,000	189,000

		H19	H20	H21
④ 感染性廃棄物運搬処理	受託者	D 社	D 社	D 社
	参加業者数	2 社	2 社	2 社
	委託金額	@2,000	@2,000	@2,000
	(単価)	@7,000	@7,000	@7,000
⑤ 感染性廃棄物中間 最終処理	受託者	E 社	E 社	E 社
	参加業者数	2 社	2 社	2 社
	委託金額	@1,000	@1,000	@1,000
	(単価)	@8,000	@8,000	@8,000
⑥ 防災設備点検	受託者	F 社	F 社	F 社
	参加業者数	1 社	1 社	1 社
	委託金額	49,350	49,350	49,350

i 随意契約において見積合せを行う業者数、委託金額の推移について（意見）

随意契約における見積書の徴取については以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」 第 137 条第 3 項 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴さなければならない。この場合、特別の理由がある場合を除き、予定価格が 10 万円以上のときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。

酪農試験場における直近 3 年間の推移を見ると、見積合せを行う業者数に変動がなく、かつ最終的に契約を締結する業者についても每期同じ業者となっている

また、上記の表からも明らかなように、③の委託契約を除いて過去 3 年間の委託契約に関しては、同一の業者が受託しており、その契約金額についても毎年同額となっている。現状、結果だけを見ると、「見積もり合わせは形骸化しており、実質的には単独随意契約である。」と外部に判断される可能性は少なくはないと思われる。

業者間の自由競争の下、適正な見積合わせが行われている前提からすると、十分な競争性や経済性が確保されていたかという点について、疑念を生じさせる可能性は否定できない。競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが望まれる。特に立地条件、業務遂行能力等の制約により実施業者が限られてしまうといった事情もあると思われるが、他の業者では実施できないのか、契約金額は妥当であるかどうか継続的に検討することが、結果として委託金額の低減によるコスト削減にもつながり、対外的な信頼性及び経済的効率性の両面から必要であると考えられる。

ii 一般廃棄物の収集運搬契約の事前の単価見積について（意見）

上記表③の一般廃棄物の収集運搬委託契約における過去3年間の予定価格の算定根拠について要約すると以下のとおりであった。

	H19	H20	H21
月平均回収回数	20回	20回	20回
月平均可燃物・・・A	300kg	300kg	450kg
月平均不燃物・・・B	100kg	100kg	50kg
1kg 当たり収集単価・・・C	27円	27円	30円
(内、処理費用)	(17円)	(17円)	(20円)
(内、運搬料)	(10円)	(10円)	(10円)
見積額・・・(A+B)×(C)	10,800円	10,800円	15,000円
最終見積額(端数処理有)	10,000円	10,000円	15,000円
契約額	10,000円	10,000円	15,000円

平成21年度の予定価格の算定において、1kg当たりの収集単価が3円上昇しているが、書面上からは予定価格を上昇させた根拠となる資料は確認できなかった。むしろ、参考資料として各年度に添付のあった他県同業者の単価表は3年間価格の変動はなかった。担当者によると、受託業者より、「今の単価では採算が合わない」との申し出があった結果であるとのことであるが、過去3年間の最終予定価格と業者による見積価格および契約価格の全てが一致している事実からすると、見積り合せは形骸化しており、実質的には特定業者との単独随意契約となっているのではないかと疑われる。競争性や経済性が十分に確保されているか否か、検討しておくことが望まれる。

iii 長期継続契約を検討する余地があると思われる委託契約について（意見）

上記表⑥の防災設備点検委託契約については予定価格が10万円未満のため単独随意契約となっている。現状では年度ごとの単年度契約となっているが、当該業者と継続して契約を締結することが、契約金額を検討の上、経済性や効率性等の面から判断して合理的であるとするならば、事務コストを削減するといった観点から長期継続契約とすることを協議する余地もあるのではないかとと思われる。

(5) 物品・固定資産管理

① 主要備品について（指摘事項）

酪農試験場においては、主要備品原簿、備品原簿の作成が行われている。主要備品原簿については、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第 156 条

課長及びかい長は、車輛又は所得価額一件百万円以上の備品を取得したときは、主要備品原簿を作成しなければならない。

しかし、主要備品原簿を確認したところ、平成 19 年 11 月購入の下記の備品が対象備品にもかかわらず主要備品原簿に記載がなかった。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
7003124	5-4-21	植物インキュベーター	1	H19. 11. 29	2, 016, 000	酪農試験場

また、主要備品を含めたすべての備品が掲載されている備品一覧表を確認したところ、取得価格の欄に金額の記載のない等その記載内容に不備のある備品が相当数見受けられた。このことは、他にも主要備品に該当する備品があるのではないかと懸念される。

主要備品の取扱いについては、次のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第 156 条関係通知

取得価額又は評価額の不明な物品については、当該物品を新規に購入する場合の価額により判定し・・・以下略

さらに、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの特殊な管理を要する物品の取扱手続には「主要備品については、主要備品台帳に基づき、通常の備品よりも一層の厳正な管理を行うこと」とされている。

したがって、当該対象備品を主要備品に登録するとともに、他の備品の価格を判定したうえで主要備品原簿、備品原簿を整備し、適正な管理を行うことが必要である。

② 備品の実地棚卸について（指摘事項）

酪農試験場に保存されている備品一覧表より一部を抽出して現物確認を行ったところ、以下の備品が既に廃棄されていた。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
97001406	2-1-1	パソコン NEC 5200 モデル 98	1	H9. 4. 1	記載なし	記載なし
97001407	2-1-1	パソコン NEC 5200 モデル 05	1	H9. 4. 1	記載なし	記載なし

備品の实地棚卸については、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第 151 条関係通知

備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は毎年 7 月 31 日を基準日として別に示す方法により帳簿に登載されているものと現物を照合し、9 月 30 日までに本庁においては出納局管理課長の職にある物品出納員、かいにおいては物品出納員等に報告すること。

しかし、酪農試験場内での上記の過程で行われる備品の实地棚卸は、主要備品のみにとどまっており、他の備品の实地棚卸は行われていなかった。

備品の实地棚卸は、資産管理を有効に行ううえで必要不可欠なものであり、確認された不用品については所定の手続きに則って処理すべきであるから、早期に实地棚卸を行い適正に管理することが必要である。

③ 備品表示シールの不適切な処理について（指摘事項）

酪農試験場内において備品の現物確認を行ったところ、各備品に貼付するとされている備品番表示シールの状況について、以下の問題点が挙げられる。

- i. 分類番号のみで物品番号が表示されていない・・・主に物品管理システム導入前に購入した物品
- ii. 分類番号が間違っている・・・会議室長机
- iii. 備品表示シールが貼られていない・・・多数の備品に貼られていない

備品の表示については、下記のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第 162 条

備品には、すべて所属名及び品名を金属札、紙札、焼印、彫刻その他便宜な方法で表示しなければならない。ただし、品質又は形体により表示することができないものは、この限りでない。

また、山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの備品の表示に「物品管理システムから備品表示シールを打出し各備品に貼付すること。」とされている。しかし、下記の備品は、物品管理システムが稼動した平成11年以降の購入であり、しかも、主要備品にもかかわらず備品表示シールの貼付がなかった。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
7003124	5-4-21	植物インキュベータ	1	H19. 11. 29	2, 016, 000	酪農試験所
6483	5-4-2	CN分析装置	1	H13. 2. 6	3, 906, 000	実験室1
2004060	4-6-3	超低温フリーザー	1	H14. 12. 11	2, 415, 000	実験室1

今回の備品の現物確認では、上記のとおり、相当数の備品に備品表示シールが貼付されていないため、突合するのにメーカー名、品名等で推測するしか手立てがなく、備品の特定に時間がかかる或いは特定できない備品もあった。山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの区分別物品管理の手続のなかに「物品管理システムの開発に伴って、備品について固有の番号を備品に表示する形で付番することになった。この番号システムに入力すれば過去の履歴等あらゆる情報が追跡できる」とあるが、備品が特定できなければその意義も薄くなると思料する。なお、物品管理システムより備品表示シールが打出しできるにもかかわらず、その手続きを怠っているのは非常に問題である。

備品表示シールは、備品とその使用場所を特定し、帳簿と現物との突合及び管理をするためであるが、この状況は備品の現物確認に支障をきたすので、早期に備品表示シールの貼付を実施することが必要である。

④ 備品一覧表の異残について（指摘事項）

酪農試験場の動物出納簿は指定の様式に従い記録されている。動物は、物品管理システムの動物管理簿に登録して管理するとされており、その数量は備品一覧表に記載されているが、下記のとおり両者に差異が生じている。

記載数量（H22. 9. 30 現在）

備品分類番号	種別	動物出納簿	備品一覧表	差異
30-1-1	牛・黒毛和種（雄）	1頭	0頭	1頭
30-1-2	牛・黒毛和種（雌）	14頭	12頭	2頭
30-1-4	牛・ホルスタイン種（雌）	61頭	56頭	5頭

確認したところ備品一覧表記載の数量に誤りがあったので原因を確認したところ、生産物として牛が生まれた時に備品一覧表への入力洩れがあったとのことなので、備品一覧表記載の数量を動物出納簿の数量に早期に修正することが必要である。

⑤ 備品の計数管理について（意見）

酪農試験場の備品一覧表によると、0A チェアー及び折りたたみ椅子が 1 台ごと物品番号を持ちそれぞれ下記のとおり記載されている。また、その数量は、当該物品番号によると 0A チェアーが 15 台、折りたたみ椅子が 101 台を所持していると推定される。しかし、現物に備品表示シールの貼付はなく、1 台ごとを個別に管理しているという状況にはない。

物品番号	分類番号	品名	数量	取得年月日	取得価額	使用場所
40312048～ 40312062	1-3-7	0A チェアー	—	記載なし	記載なし	事務室 小会議室
40312063～ 40312163	1-3-8	折りたたみ 椅子	—	記載なし	記載なし	会議室

山梨県物品管理・調達事務ガイドブックの区分別管理の手続において、以下のとおり規定されている。

「通常管理物品と計数管理物品」

物品管理システムの開発に伴って、備品について固有の番号を備品に表示する形で付番することになった。・・・(中略)しかし、事務処理の負担を勘案すると付番する必要がないものもあり、その所属にその備品がいくつあるかのみで管理する（計数管理）方法をとれるものもある。

計数管理の考え方として、

- ① 形状が確定しており、1 品 1 品に規格を表示して管理することが意味少ないもの
例：職員用机、椅子、高校等学校生徒用机、椅子

当該規定に基づくと、上記の備品は計数管理をとれるものと解されるので、再度対象備品の台数を数え直し、計数管理していくことも検討すべきものと思われる。

⑥ 薬品在庫について（意見）

酪農試験場においては、試験研究用の薬品としてエチレングリコール等や動物へ投与する薬品としてアントリンR等、また、劇薬として硫酸等、毒薬としてメルカプト

エタノール等を保管している。薬品の管理状況について薬品庫を視察した。

薬品が保管してある棚の鍵については施錠してあることを確認した。しかし、薬品の在庫リスト、受払簿については作成していないとのことであった。担当者より、薬品の中には危険性の高いものもあるのではないかとの説明を受けたが、在庫リストや受払簿の存在しない今の状況では仮に薬品の盗難、紛失があったとしてもそれを即時発見することは困難であると思われる。

「毒物及び劇物取締法」第 11 条においては「毒物劇物業者及び特定毒物研究者は、毒物及び劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない」とされている。取り扱っている薬品の中には毒物や劇物に該当するかどうかにかかわらず、危険性の高い薬品も含まれていると思われるため、薬品等の管理については内部管理要綱の作成、在庫リスト、受払簿の作成、棚卸調査の実施等が早急に求められる。また、長期間使用せずに放置されたままになっている薬品については、その使用期限及び今後の使用可能性について考慮した上で、適宜廃棄処分等の処置を講じる必要があると判断される。

⑦ 公有財産について（意見）

i. 工事名：受精卵処理室 冷暖房設備工事

科目：（細事業）施設等整備費 （節）工事請負費

工事完了日：平成 21 年 6 月 30 日

金額：441,000 円

請負先：T 社

（工事理由）

温暖化の影響による夏季最高気温の上昇、建物の屋根の断熱材劣化の進行などにより、室温の上昇は著しくなり、受精卵の死滅、精密備品への影響等支障がでているため。

ii. 工事名：本館実験室 エアコン取替工事

科目：（細事業）小新営 維持管理費 （節）需用費 （細節）施設等の修繕料

工事完了日：平成 22 年 1 月 20 日

金額：189,000 円

請負先：K 社

（工事理由）

飼料分析では、0.1mg 単位までサンプルを正確に秤量する必要があるが、そのために使用する精密天秤は温度や湿度に影響する。既存のエアコンの室外機の基盤の老朽化による作動不良により運転不能となったが、室外機はすでに製造中止であり、交換部品の在庫もなく修理不能のため。

iii. 工事名：場内作業用通路舗装工事

科目：(細事業) 小新宮 維持管理費 (節) 工事請負費 (細節) 施設等の修繕料

工事完了日：平成 22 年 1 月 21 日

金額：1,491,000 円

請負先：K 社

(工事理由)

場内の作業通路のうち堆肥舎周囲の道路に傾斜道もあり、雨が降るとぬかるんでしまい作業に影響があるため。

山梨県公有財産事務取扱規則第 43 条によると「公有財産台帳に登録すべき公有財産の区分、種目、数量及び単位は、付表 1 の定めるところによる。」とあり、附表第 1 の公有財産区分種目表によると、各々の工事は下記の区分に該当すると史料される。したがって、状況を確認のうえ公有財産台帳に載せるべきであると考ええる。

工事名	区分	種目	数量・単位	摘要
冷暖房設備工事	建物	事務所建	441 千円	従物の新設 (冷暖房装置)
エアコン取替工事	建物	事務所建	—	建物注記欄 に記載
場内作業用通路 舗装工事	工作物	舗床	1 箇 1,491 千円	新設 (アスファ ルト舗装)

また、工事完成による物品の振替として、以下のとおり規定されている。

「山梨県財務規則」

第 150 条

出納通知者は、財産の取得に関する工事等が完成した場合において、その財産のうち物品として処理すべきものがあるときは、直ちに物品振替通知書により物品出納員等に通知しなければならない。

上記の冷暖房設備及びエアコンは、現物を見る限り、備品としての適用も可能と思うので規定に従い物品への振替も検討の余地があると考ええる。

管財課によると、公有財産台帳は、各所属から提出される「公有財産移動報告

書」に基づき、更新、整備されるため、山梨県公有財産事務取扱規則において公有財産の増減又は移動があった場合には、速やかに「公有財産移動報告書」を提出すよう定めているという。つまり、上記のような工事関連は、酪農試験場内において公有財産の増加となるか吟味したうえで「公有財産移動報告書」を提出し、管財課において台帳に登録することとなる。しかし、本件については、その処理を失念していたため台帳より洩れたといえる。

したがって、上記の資産をどの台帳に登録するかを確認し、速やかに「公有財産移動報告書」を管財課に提出し、適正に台帳を整備することが必要である。

⑧ 物品棄却について（指摘事項）

酪農試験場は、平成 21 年 3 月 26 日における下記物品の棄却にあたりまず「物品返納書」を物品出納員へ提出している。この後「物品棄却調書」を作成・決裁を受け、物品調達管理システムにおいて物品の棄却を完了した。しかし、現物は廃棄されずにまだ酪農試験場に現存している。

物品番号 分類番号	品名	数量	取得額	取得年月日
40312440 07-01-11	カッティングミル	1	記載なし	記載なし
83300048 05-04-01	赤外線分光分析装置	1	10,660,000 円	S59. 1. 30
87300198 05-99-20	近赤外分析用液体測定装置	1	1,900,000 円	S63. 3. 26
9700818 02-01-03	インフラライザー用ソフトウェアボード	1	1,538,670 円	H10. 2. 27

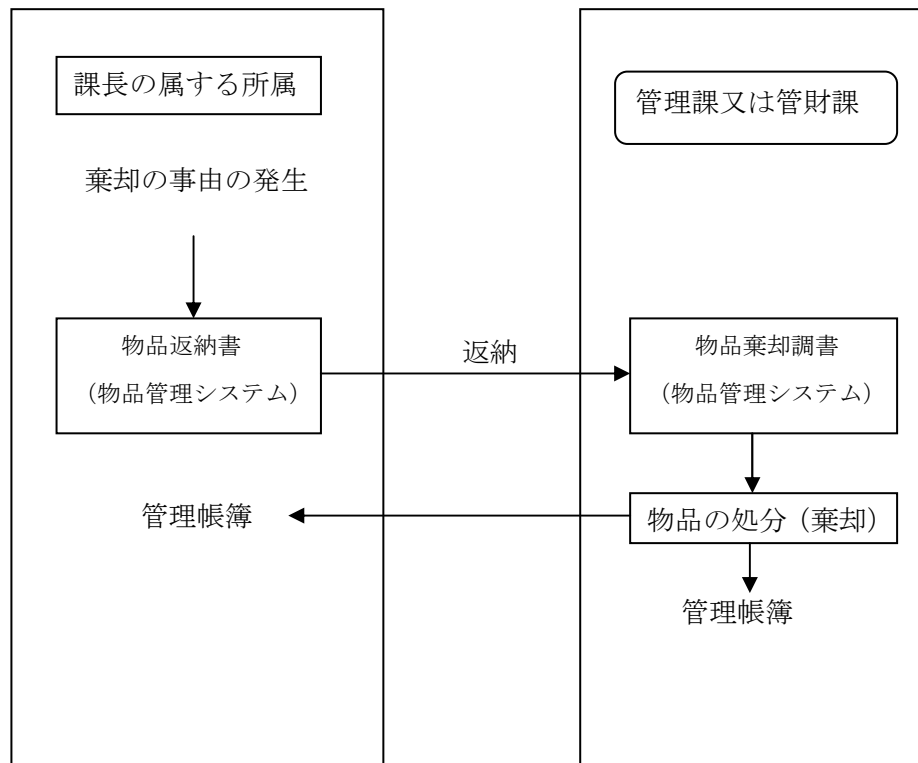
そもそもこれらの棄却の処理は、山梨県物品管理・調達事務ガイドブック記載の下表に示す「不用品棄却の流れ」に従うこととなっている。そして、「物品棄却調書」の決裁により、上記物品は、財務規則に規定されている正規の帳簿である酪農試験場の「備品原簿」からは落帳となるが、管理補助簿の役割を果たしている備品一覧表においては過去からの履歴を残すため、下表のとおり「物品種別」「処理中」「書類種類」の欄がそれぞれ「貯蔵品」「削除済」「処分」と表記され、現存物品の「現有品」と区別されている。

物品種別	物品番号	分類番号	品名	処理中	書類種類
貯蔵品	40312440	7-1-11	カッティングミル	削除済	処分
現有品	40312441	7-1-11	マウントカッター		
現有品	83300052	7-1-11	粉砕機		
貯蔵品	83300048	5-4-1	赤外線分光 分析装置	削除済	処分
貯蔵品	87300198	5-99-20	近赤外分析用 液体測定装置	削除済	処分
貯蔵品	97000818	2-1-3	インフラレッド用 ソフトウェアボード	削除済	処分

管理課によると、備品一覧表での「削除済」は「備品原簿上の落帳処理が終了」したことであり、「処分」は「システム上での決裁が終了」したとのことである。

物品の棄却については「帳票における落帳処理」のみならず、「物品それ自体の廃棄処理」が必要となる。上記物品は新規購入物品の入替えにともない使用されなくなった物品であり、酪農試験場内においては廃棄処理がされておらず現存している。山梨県物品管理・調達管理ガイドブックによると、「物品棄却調書の決裁後、物品を棄却する」とされているので、上記物品を廃棄するか、あるいは早期に廃棄できなければ「処分」の表示を元に戻す等状況に応じて適正に処理することが必要である。

不用品棄却の流れ（本庁）（下線は監査人の追記）



※かいにおいては、「管理課又は管財課」のところを「物品出納員」と読み替える

⑨ 生産物、動物の实地棚卸しについて（意見）

生産物の管理については、生産後、生産物報告簿に記載の上試験研究用の動物資産として扱うか、売却用の生産物として扱うか検討の後、動物出納簿（ホルスタイン、黒毛和牛、F1・試験牛）又は生産物出納簿（牛（子牛）、受精卵（ホルスタイン、黒毛和牛）、堆肥、牧乾草）へ転記し、受け払い管理を行っている。これらの動物、生産物（堆肥・牧乾草を除く）ともに、個体管理を行っているため、残高の把握も出納簿上において比較的容易に行いうる状況にある。また、試験研究の対象として在庫の確認は常に行っているとのことである。しかし、特定の日を定めて全ての動物、生産物の实地棚卸を行うことはなく、制度として实地棚卸を行っていないといえる。試験研究対象としての確認にとどまらず、实地棚卸を実施し、在庫の実在性及びその資産価値についての検討等を行うといった实地棚卸の制度を導入すべきである。

1.1. その他の意見、参考資料

(1) 各試験研究機関の一人当たりコストの状況について (参考資料)

各試験研究機関における平成21年度の財務の状況について、一般会計の職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコストは以下のとおりである。

(金額単位：千円、但し県民一人当たりコストは円)

科目	総合工学研究機構	環境科学研究所	森林総合研究所	山梨県工業技術センター	山梨県富士工業技術センター	水産技術センター	総合農業技術センター	果樹試験場	畜産試験場	酪農試験場	合計
収入											
使用料及び手数料	-	27	261	18,311	2,269	24	71	54	531	129	21,681
国庫支出金	-	500	-	-	-	-	-	-	-	-	500
財産収入	-	-	388	1,672	-	27,376	2,633	3,689	21,733	40,998	98,492
諸収入	21	869	4,696	7,114	1,944	89	1,737	3,049	152	114	19,788
収入小計	21	1,397	5,346	27,099	4,213	27,490	4,442	6,793	22,417	41,242	140,463
本庁分											
使用料及び手数料	-	-	-	18,311	1,889	-	-	-	-	-	20,201
補助金	-	2,340	1,560	86,728	48,843	-	-	-	-	-	139,472
委託料	-	500	4,170	-	-	-	4,389	10,874	-	18,990	38,923
繰入金	-	-	-	3,308	-	-	-	-	-	-	3,308
雑入	-	-	-	4,200	8,137	-	-	-	-	-	12,337
本庁分小計	-	2,840	5,730	112,549	58,870	-	4,389	10,874	-	18,990	214,243
収入合計	21	4,237	11,076	139,648	63,084	27,490	8,831	17,667	22,417	60,232	354,706
支出											
総務費	120	210,883	2,181	27,168	3,955	1,149	6,721	2,373	6,716	1,779	263,048
労働費	-	-	-	518	-	492	-	-	645	434	2,089
農林水産業費	-	-	139,508	-	-	61,811	156,746	117,659	101,799	103,002	680,527
商工費	10,224	12,518	788	429,388	111,024	696	4,616	2,419	822	180	572,678
支出小計	10,344	223,401	142,478	457,074	114,979	64,148	168,084	122,452	109,983	105,395	1,518,344
本庁負担分											
給料	26,159	84,071	142,513	217,322	71,675	56,837	198,042	177,422	61,984	69,550	1,105,585
職員手当等	17,034	51,043	69,331	121,760	45,437	34,809	119,962	105,639	38,249	43,121	646,391
共済費	9,080	16,051	21,520	52,366	17,527	18,901	65,498	58,678	20,627	23,266	303,519
本庁負担分小計	52,274	151,167	233,371	391,449	134,641	110,549	383,502	341,740	120,861	135,939	2,055,496
支出合計	62,619	374,568	375,849	848,523	249,621	174,698	551,587	464,192	230,844	241,334	3,573,841
収入合計-支出合計(a)	△62,597	△370,331	△364,772	△708,875	△186,537	△147,208	△542,756	△446,525	△208,427	△181,101	△3,219,134
職員数(b)	7人	47人	38人	65人	22人	21人	77人	55人	28人	28人	388人
研究員数(c)	3人	33人	35人	48人	14人	19人	71人	53人	25人	26人	327人
県人口(d)	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人	864,678人
職員一人当たりコスト(a)/(b)	△8,942	△7,879	△9,599	△10,905	△8,478	△7,009	△7,048	△8,118	△7,443	△6,467	△8,296
研究員一人当たりコスト(a)/(c)	△20,865	△11,222	△10,422	△14,768	△13,324	△7,747	△7,644	△8,425	△8,337	△6,965	△9,844
県民一人当たりコスト(a)/(d)	△72円	△428円	△422円	△820円	△216円	△170円	△628円	△516円	△241円	△209円	△3,723円

(出典：収入状況表、支出状況表(かい用)、本庁作成資料、各試験研究機関作成資料を加工。県人口は、山梨県常住人口調査結果より(平成22年4月1日時点)。)

※研究員数(c)は、職員数(b)から事務職員を除いた人数

上記の一覧表は今回監査の対象となった各試験研究機関における平成21年度の収入状況表、支出状況表（かい用）を基に、本庁で収入として扱われた収入項目及び同じく本庁で支出として扱われた正規職員に係る人件費を各試験研究機関の収入及び支出に加算し、各試験研究機関に係る収支ベースでの純コスト（収入合計－支出合計）を算出するために作成した資料である。また、当該純コストを各試験研究機関の職員数、研究員数及び県人口で除することにより、職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコスト及び県民一人当たりコストとして各試験研究機関別に試算を行った。

上記の表から各試験研究機関における平成21年度の職員一人当たりコストは650万円～1090万円、研究員一人当たりコストは700万円～2090万円、県民一人当たりコストは72円～820円の範囲で試算されている。あくまでも単一年度のしかも収支ベースでの純コストを算出し比較しているものであり、この数値から各試験研究機関の絶対的な傾向や内容の分析が可能なものではなく、また、各試験研究機関において行われている試験研究の課題・内容は様々であり一概に比較することは困難なものと思料されるが、あえて比較分析を試みると当該資料を基に以下のような傾向が読み取れる。

- ① 総合理工学研究機構については各試験研究機関の総合調整的な機能を有していることから、職員数、研究員数が少なく、職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコストが多額となっている。一方、予算規模が少ないことから、県民一人当たりコストは少額となっている。
- ② 山梨県工業技術センターは研究用の機械・設備の購入等多額な資本的支出を伴うこと、また、予算規模も多いことから、いずれの一人当たりコストも多額となっている。
- ③ 酪農試験場は予算規模に比べて収入が多いことから、職員一人当たりコスト、研究員一人当たりコストが少額となっている。

基本的には各試験研究機関の収支に係らず企業会計的な思考を導入した『行政コスト計算書』を用いて、複数年度の推移、業務内容を勘案した上での他の試験研究機関との比較分析、他県の同様な試験研究機関との比較分析等を行うことで、より詳細な検討が可能なものと思われる。また、このようなコスト分析にとどまらず、各試験研究機関の行っている行政サービスと比較検討することにより、費用対効果の観点からコスト意識や効率性の改善に資するものと思われる。

(2) 試験研究課題の評価について（参考資料）

山梨県富士工業技術センター、総合農業技術センター及び果樹試験場が実施する試験研究課題については、「山梨県富士工業技術センター評価実施要領」及び「山梨県農

政部試験研究機関評価実施要領」に従い、課題評価が行われている。課題評価は、外部の評価委員に試験・研究の課題や研究成果に対する評価をしてもらい、関係業界の技術高度化や新製品開発への貢献、および試験研究活動の活性化や効率化を図ることを目的としている。

課題評価は事前評価、中間評価、事後評価、追跡評価の4種類実施されており、各評価の内容は以下の通りである。

<課題評価の内容>

④ 山梨県富士工業技術センター

種類	内容
事前評価	調査・研究課題の選定時に、センターの研究方針との整合性、研究手法の的確性、技術的可能性、社会的必要性、産業界へのニーズへの対応などを踏まえ、試験・研究に着手することへの適切性・妥当性について評価を行う。
中間評価	2年以上の期間にわたる試験・研究課題について、一定期間経過後に、進捗状況や社会的諸情勢の変化などの観点から、当該試験・研究の見直し、継続などについて評価を実施する。
事後評価	試験・研究終了後、研究目的の達成度や成果について評価を実施するとともに、今後の試験・研究活動に生かすため、試験・研究課題の選定の妥当性や成功した要因などについて検討を行う。
追跡評価	試験・研究終了から一定期間経過後、成果の普及・活動状況などについて評価を実施し、今後の試験・研究活動に反映させる。

(出典：山梨県富士工業技術センター評価実施要領)

⑤ 総合農業技術センター及び果樹試験場

種類	内容
事前評価	新規に実施しようとする課題について、新規性、研究手法の的確性、技術的可能性、社会的必要性、農業者のニーズ等を踏まえ、研究課題設定の適否の評価を行う。
中間評価	5年以上の期間にわたる調査・研究課題について、研究の進捗状況、見直しの必要性等の評価を行う。
事後評価	調査・研究終了後、研究成果の意義、波及効果等総括的な評価を行う。
追跡評価	事後評価の結果、一定期間経過後に再度評価する必要があると判断された課題について、成果の普及・活用状況などについて評価を行う。

(出典：山梨県農政部試験研究機関評価実施要領)

(3) 試験研究課題の選定について (意見)

総合農業技術センター及び果樹試験場の試験研究課題は、大きく、JAなどの関連団体等からの要請に基づく要請課題と、総合農業技術センター及び果樹試験場の研究員によって提案された課題に分けられる。テーマ選定は、緊急性や要望度合いの大きさから、総合農業技術センター及び果樹試験場内で事前に絞り込みが行われる。絞り込まれたテーマは、評価委員会による評価を受け、試験研究推進会議で承認されれば、試験研究課題として正式に決定されることになる。

要請課題は、本庁農業技術課から各農政部試験研究機関に対して一覧表の形式で提示される。総合農業技術センター及び果樹試験場では、要請課題のそれぞれに対して緊急性、重要度等を勘案してランク付けを行い、農業技術課に回答する。ランクは以下の通りである。

＜要請課題に対するランク付け＞

ランク	意味
A-1	翌年度新規に実施予定
A-2	再来年度課題化を予定
A-3	今後、課題化を予定
B	当年度継続して実施予定
C	現地調査等に対応
D	既存のデータに対応
E	課題化困難

要請課題に対するランク付けの結果、A-1 にランクされた研究テーマについては、翌年度において原則として試験研究課題として採用されている。

将来的に課題化を検討するとされ、A-2, A-3 にランクされた研究テーマについては、その翌年度以降の試験研究課題のテーマ選定において、継続的に検討される必要がある。

しかしながら、現状、A-2, A-3 にランクされた研究テーマについて、継続的にランク付けされる仕組みは構築されていない。継続的にランク付けを行う仕組みを構築するとともに、その結果として、C や D のランクに変更された場合には、その記録を残しておくことが望まれる。

(4) 試験研究課題ごとの原価計算について（意見）

民主党の実施した事業仕分けにより、県民の試験研究課題に対する費用対効果への意識は高まっているものと推測される。効果の測定は非常に困難であるが、県民への説明責任の観点からは、試験研究課題ごとの原価管理は少なくとも実施されるべき事項であると考えられる。

① 試験研究課題ごとの原価計算の実施について

現在、環境科学研究所、総合農業技術センター、果樹試験場及び酪農試験場において、試験研究課題ごとの直接経費を集計した一覧表の作成など、日常的な原価管理は行われていない。

上記各試験研究機関において、特定の試験研究課題に関する経費が予算を上回っていないかどうかについては、当該試験研究課題に係る支出負担行為何を集計することで確認されている。試験研究課題ごとの直接経費の集計一覧表を日常的に作成・更新することで、当該確認を容易に行うことを可能にするとともに、試験研究課題間で予算を流用する場合にも、予算が余っている試験研究課題を容易に把握す

ることを可能にする。よって、上記各試験研究機関において、試験研究課題ごとの直接経費の集計一覧表の日常的な作成・更新を実施することが望まれる。

② 試験研究課題ごとの時間管理の実施について

試験研究課題に携わっている常勤研究者の時間管理が実施されていない。

試験研究課題の原価として把握すべき費用には、直接経費だけではなく、直接人件費、すなわち試験研究課題に従事した時間に応じて計算された常勤研究者に対する給与等も含まれる必要がある。

現在、常勤研究者の時間管理が行われていないことから、試験研究課題ごとの時間管理を行い、各試験研究課題への人件費への配賦を実施可能とする体制を構築することが望まれる。

(5) 職員人事評価制度について（意見）

各試験研究機関においては、県の方針に基づき、管理職は管理職人事評価制度を、一般職員は一般職員人材育成制度試行を行っており、評価期間はいずれも4月から3月までの1年間としている。

県が作成している人事評価制度に関する資料によると、評価は、業績評価と能力評価の2種類の方法で行われている。

業績評価は、一年間の仕事の成果を「目標による管理」の手法で評価するものであり、目標達成の状況によって、良い年もあれば悪い年もあるという性格のものである。管理職については、組織目標の達成にどのくらい貢献したかという観点で評価を行い、一般職員については、担当業務とチャレンジ目標の達成度とプロセスを総合的に評価するものとされている。

能力評価は、管理職、一般職員ともに、能力評価シートに示された具体的な行動が職務遂行の中でどの程度みられたかという客観的事実に基づき行うものとされている。

管理職に対しては、能力評価結果が1月1日付昇給の昇給号数決定に、業績評価結果については、次年度の勤勉手当の成績率の決定に反映される仕組みとなっている。しかしながら、一般職員の人事評価ははまだ試行段階であり、管理職で行われているような昇給や昇進、勤勉手当の支給率等への反映するかたちでは本格導入されていない。

人事評価制度導入の狙いは、職員の能力や業務等を適正に評価し、それをフィードバックすることにより、結果として組織力の向上に繋げることにある。しかしながら、評価結果を仮にフィードバックしているとしても、各年度の評価結果が給与等に反映されないのであれば、職員の仕事に対するモチベーション等を向上させることは難しく、人事評価制度導入のねらいが完全に達成されることは難しい。

一般職員の評価結果を給与等に反映し、職員のモチベーションを高め、仕事に対する取組姿勢や仕事の能率が改善されるよう、管理職と同様に、人事評価制度を本格導入することが必要であると考えられる。

(6) 短期臨時職員との雇用契約について（指摘事項）

短期臨時職員の任用に関しては、以下のとおり規定されている。

「山梨県臨時職員取扱要綱」

第2条の3第2項

短期間臨時職員を任用する場合、所属長は任用予定者から履歴書を提出させるものとする

複数の試験研究機関で、短期臨時職員の採用等に当たっては上記の規定に従い、募集から面接、雇用契約、賃金の支払まで試験研究機関単独で行うこととなっていると説明を受けた。各試験研究機関と臨時短期間職員との雇用契約においては、賃金や勤務時間等の労働条件については面接時に口頭で確認をするのみであり、それについての合意文書等の作成は行っていないのが現状とのことであるが、労働契約の締結については以下のとおり労働基準法に定められている。

「労働基準法」（下線は、監査人）

第15条第1項

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

また、同条の厚生労働省施行規則は以下のとおり定められている。

「労働基準法施行規則」（下線は、監査人）

第5条第1項

使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第4号の2から第11号までに掲げる事項については、使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

- 1 労働契約の期間に関する事項
- 1の2 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- 2 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- 3 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 4 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- 4の2 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- 5 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及び第八条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- 6 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- 7 安全及び衛生に関する事項
- 8 職業訓練に関する事項
- 9 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- 10 表彰及び制裁に関する事項
- 11 休職に関する事項

第5条第2項

法第十五条第一項 後段の厚生労働省令で定める事項は、前項第一号から第四号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。

第5条第3項

法第十五条第一項 後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。

上記の規定から判断すると、そもそも労働契約の締結に当たっては、所定の事項について、書面での交付が法律上義務付けられており、短期臨時職員の採用手続については、人事課等、県庁の然るべき部課において各試験研究機関の現状を確認し、早急に改善を進めることが必要であると言える。

また、臨時短期職員の労働内容は、諸資料から見て、肉体労働、もしくはそれに準ずる労働内容であることが伺える。臨時短期職員も労災に加入しているとの事であるが、そのような現状を勘案すると、例えば作業中に、生命にかかわるような重大な事故が発生した場合の対処や、臨時短期職員が公用財産である試験場の設備等に損害を与えた場

合の対処などについても、上記の法定記載事項に限らず、雇用前に契約書等において明確に定めることも今後検討する余地はあると思われる。

(7) 機関評価の実施について（意見）

各試験研究機関の「評価実施要領」第 2 条において、試験研究課題に関する課題評価だけではなく、試験研究機関の機関運営全般の評価（以下「機関評価」という。）についても実施すべき旨定められている。具体的には、組織管理、事業内容及び予算配分、施設の整備状況、研究事業の成果、普及啓発活動を対象に行われ、評価結果を運営の改善に適切に反映させることが予定されている。

機関評価実施の規定については、附則において、試験研究機関の長が別に定める日から施行する旨の定めがある。そのため、現在、試験研究機関において機関評価は実施されておらず、また、評価実施の見込みもない状況となっている。

機関評価の実施により、試験研究機関の運営面において、より効率的な運営を可能とすることが期待されることから、できるだけ速やかに機関評価を実施することが望まれる。

(8) 山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターとの統合について（意見）

現在、山梨県試験研究機関において、工業を試験研究課題のメインに掲げている機関は、山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターの 2 機関ある。

山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターを比較すると次のとおりとなる。

<山梨県工業技術センターと山梨県富士工業技術センターの比較>

	山梨県工業技術センター	山梨県富士工業技術センター
対象分野	<ul style="list-style-type: none"> ・食品酒類、バイオ ・研磨、宝飾 ・ニット縫製、木工 ・電子応用技術 ・工業材料 ・化学、環境 ・システム開発 ・高度技術開発 ・デザイン技術 ・ワインセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・繊維（製品開発・技術支援） ・機械電子（機械電子・素材）
支出額（H21 年度）	457,074,485 円	114,979,751 円
使用料及び手数料	18,311,828 円	2,269,010 円
収入額（H21 年度）		
研究職・技労職等人員数	61 名	19 名
行政職人員数	4 名	3 名
平成 21 年度研究テーマ数	32 テーマ	13 テーマ

（出典：定例監査資料等）

現在、山梨県富士工業技術センターでは、繊維と機械電子の 2 分野が柱となっている。しかしながら、山梨県工業技術センターにおいても繊維部門の一部であるニット縫製や電子応用技術に関する研究・技術支援等が行われている。

また、収入金額、支出金額、研究職等人員数、研究テーマ数など、あらゆる面で富士工業技術センターは工業技術センターと比較して著しく規模が小さい一方で、行政職の人員数は両機関とも大きな差がない状況になっている。

研究・技術支援等の面で、山梨県富士工業技術センターは、山梨県工業技術センターと重複する部分が大いと考えられる。県民と知事との対話である「県政ひざ詰め談義」では、山梨県富士工業技術センターの拡充という要望も出ていたりするようであるが、管理部門（行政職）の人員削減効果を考えると、山梨県富士工業技術センターを山梨県工業技術センターと統合することは十分検討するに値する課題であると考えられる。

(9) 畜産試験場と酪農試験場との統合について（意見）

現状、山梨県においては、牛・羊といった大家畜については酪農試験場、豚・鶏といった中小家畜については畜産試験場において改良増殖や試験研究を行っている。

また、これとは別に、八ヶ岳牧場は、農家が有する家畜（乳用牛と肉用牛）を受託管理するとともに、肉用牛（黒毛和種）の改良増殖に係る試験研究の一部として、「優良繁殖雌牛の作出」と「受精卵移植」の実施を担っている。

一方で、他県の事例を見てみると、大家畜と中小家畜について一つの試験場で改良増殖や試験研究を行っており、また、八ヶ岳牧場のような家畜の放牧や県内の農業協同組合への売却についても、同一の試験場で行っている例がある（大家畜・中小家畜一体の試験場：21 県、大家畜・中小家畜分離の試験場：26 県）。

確かに、両者を分散した方が研究活動の意義があるという当初設立時からの経緯があり、また、これらの試験場の統合には膨大なコストがかかり、特に移設については、近隣住民の理解は得られないとの意見もあるところではあるが、一般的には分散化により、特に事務管理コストについては多くかかってしまう可能性がある点は否めないところである。

現状使用されている施設の移設ということではなく、特に管理部門（事務職員）の見直し等を考えると、酪農試験場と畜産試験場とを統合し、現在の施設のいずれかを統合試験場の支場とすることは十分検討に値する課題であると考えられる。

また、八ヶ岳牧場についても、現在指定管理者の管理下にあるということで難しい面もあるが、同様の対応を検討されることが望まれる。

(10) 不要な薬品の処分について（意見）

複数の試験研究機関において、使用期限が過ぎている等により使用する見込みのない薬品が、廃棄等の処置が講じられないまま保管されている状況が散見された。薬品という物品の性質上、その保管に対するリスクやコストは常に検討されるべきであり、不要な薬品については速やかにかつ適切に処分等がなされることが望まれるが、「薬品の処分に係るコスト負担は試験研究機関の予算の枠内で実行することは難しい。」という意見が現場の研究員等から挙げられた。

不要な薬品の処分は一箇所にまとめて、一括して行うことにより、処分に係るコストの節減が可能となるのではないと思われる。複数の試験研究機関において、相当過去に購入したと思われる不要な薬品が相当数保管されている現状から判断すると、不要な薬品の処分については県庁の然るべき部課において、取りまとめて行われることが望ましいと考える。

(11) 保守業務等の随意契約における契約準備行為の検討について（意見）

機器等の保守点検業務は、当該機器等の専門知識・ノウハウを有し、各機器の修繕等に要する専用部品を常備し供給でき速やかな応急対応が可能であることから、製造業者、メーカー系保守管理業者または独占的代理業者と一社随意契約を締結する例がある。保守点検業務は毎年度継続的に行う業務であり、その用益の給付は年度当初から行われることから、支出負担行為伺いの起案日、同決済日、業者の見積書の見積日及び保守契約日が全て4月1日であるケースが見受けられる。上記保守点検業務のような単独随意契約において、予算の執行は積算資料を基に委託料の積算を行い、支出負担行為伺いの起案・決裁を受け、予定価格調書を作成（予定価格決定）し、以上の内部作業を経た上で業者から見積書を徴取し、委託契約先との保守契約を行うことが一般的である。これらの契約の一連の流れ（起案・決裁・契約行為等）がすべて同日において行われることは極めて不自然と思われる。

毎年度継続的に行う経費で、庁舎警備、庁舎清掃、車両運行等会計年度開始後直ちに給付を受ける必要がある契約のうち、入札の執行及び見積合わせのための見積書の徴取を行うことが必要な業務については、前記「年度開始前の契約準備行為について（通知）」（平成12年3月14日出管第3-16号出納局管理課長通知）によって契約準備行為を行うことが可能である。機器等の保守点検業務のうち一社随意契約を締結するような内容の業務についても、当該通知と同様に契約準備行為を行うことができるようにすることにより上記の不自然な予算の執行を回避することが可能になるものと思われる。

(12) 領収書の連番管理について（意見）

現在、領収書については、1冊50枚綴り複写式の領収書を使用している。この領収書は1冊の中では連番となっているが、すべての領収証綴り（現金領収簿）が全く同一のものとなっており（各綴り1から50までで同じもの）、厳密に連番管理が行われていない。現状では発行された領収書と保管されている領収書の控えとの照合が容易に行い得ない状況にある。また、領収証綴りについても使用の都度No.1からナンバーが付与された現金領収書原符が貼付されているが、領収証綴りの管理面からも既定の連番が印字された領収証綴りを用意すべきと思われる。

すでに、多数の領収証綴りを作成してしまっているため、コスト面から新たに作り直すことまでを強制するものではないが、何らかの方法によって領収書及び領収証綴りの厳密な意味での連番管理を行う必要があると思われる。尚、現金領収簿自体の受払管理及び連番管理は規定されている。

第四 試験研究機関のあり方に対する一考察

1. 地方独立行政法人化について

現在、山梨県においては、11 の試験研究機関が県の 1 組織として各活動を行っているところであるが、以下の観点から、今後地方独立行政法人化を検討していくことが望まれる。

- ① 県の事前関与・統制を受けずに、各試験研究機関の運営の自主性・自立性を高め、弾力的・効率的で透明性の高い運営を確保することにより、より一層効果的な試験研究成果の早期具現化を図り、県内における工業・農業・林業・水産業・畜産業の一層の振興に寄与できる。
- ② 工業系と農業系・林業系・水産業系・畜産業系の試験研究機関を一つの法人に統合することにより、全分野の連携を強化し、県としての施策を一層推進できる。
- ③ 県が定める中期目標に基づき、法人自らが中期計画、年度計画を定め、自主的・自立的に業務運営活動を行うことにより、目標による管理と評価がより一層推進される。具体的には、法人が相当自由に研究組織を改編したり研究課題を設定することができるようになり、これによって効率的にプロジェクト研究を実行することが可能となる。
- ④ 予算の弾力的な執行が可能となる。現在は、款・項・目・細目・・・と細分化された予算事項毎に硬直的に執行しなければならないところ、地方独立行政法人化後は一括して運営費交付金として予算措置がされ、法人として使途の制限がかからないため、弾力的に執行を行うことができる。
- ⑤ 法人の業務実績について、外部の有識者で構成された評価委員会が専門的な立場から定期的に評価を行うことによって、業務全般の適正な運営が推進される。
- ⑥ 地方自治制度に準拠した県の組織体制・人事制度・予算制度等から解放されることにより、法人の自主的な判断、自由裁量権を駆使することにより、弾力的かつスピーディに法人としての成果を達成することが可能となる。具体的には、中期目標達成に向けた研究課題の実行のための外部資金の獲得が容易となり、単年度の縛りもなくなるため、複数年契約等も可能となる。
- ⑦ 成果重視型の弾力的な人事制度の運用によって、業務実績に係る自己責任を明確化し、成果の達成に向けた職員の意識を高揚することが可能となる。
- ⑧ 各試験研究機関を同一の法人とすることにより、これまで各分野個々にのみ発揮されていた研究ノウハウ、人材等を分野横断的、一体的に活用することが出来、各試験研究機関が持つスキルやノウハウの向上を相乗的に実現することが期待できる。

他県に目を向けると、青森県では、平成 21 年 4 月に、農業総合研究センター、工業総合研究センター、水産総合研究センター及びふるさと食品研究センターを統合し、新たに「地

方独立行政法人青森県産業技術センター」が発足した。青森県以外では、東京都、岩手県、鳥取県といずれも工業系の公設試験研究機関が地方独立行政法人化されたケースであって、農林水産系と工業系の公設試験研究機関が一つの法人として発足したのは、日本初のことであった。また、北海道でも、平成 22 年 4 月から、工業系・農業系・林業系・水産業系・畜産業系の 22 の試験研究機関が「地方独立行政法人北海道立総合研究機構」として発足した。全国的にみて、地方財政が極めて厳しい状況にある中、主として人件費を含めた公設試験研究機関への支出を増加させる状況にはとてもないことから、公設試験研究機関の地方独立行政法人化という流れは、今後とも続くものと考えられる。

山梨県においては、各試験研究機関の個別の監査意見及び「(5) 職員人事評価制度について」でも述べたとおり、

- ① 試験研究課題ごとの原価計算の未実施
- ② 職員人事評価制度を初めとした全庁一律的な人事制度の運用
- ③ 研究職のみを対象とした「山梨県職員業績表彰制度」や人事交流・民間や大学院、国の研究機関への派遣制度の数少ない運用

等、県の所属機関であるが故に硬直的な制度運用となっている現状からしてみれば、今後弾力的な制度の運用を図るために、青森県や北海道を先進事例とした地方独立行政法人化について検討することは、一考の価値があるものと考えられる。

以 上